

平成13年度着手の大学評価の評価結果について

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)では、平成15年3月25日に、平成13年度着手(一部、平成12年度着手分を含む)の大学評価の評価結果を評価報告書として確定した。機構は、平成10年の大学審議会答申を受けた大学評価関係法令の法改正に伴い、平成12年4月に学位授与機構の改組によって設置され、平成12年度から平成14年度中の着手までを試行的実施期間として、各年度着手分として3回に分けて、その間に取り組むべき評価についての全体的な構図の下で大学評価を実施してきている。今回は、平成12年度着手分に続く、第2回目の評価結果である。

評価報告書は、対象機関(組織)ごとに個別に作成されており、全学テーマ別評価として「教養教育」と「研究活動面における社会との連携及び協力」、それぞれ95機関(大学)と113機関(99大学及び14大学共同利用機関)、分野別教育評価として「法学系」、「教育学系」、「工学系」分野それぞれ6大学の合計36組織(18学部、18研究科)、分野別研究評価として「法学系」、「教育学系」、「工学系」分野それぞれに6機関で合計18組織(17学部・研究科等及び1大学共同利用機関)の、総計262冊がある。これらは評価の対象となった国立大学及び大学共同利用機関並びに設置者である文部科学省に提供するとともに、広く社会に、ウェブサイトへの掲載を含み、公表した。

なお、全学テーマ別評価「教養教育」については平成12年度着手分の評価であるが、内容が幅広く、各大学によって多様であることなどから、12年度中においては、適切な評価のための準備として実状調査を行い、評価自体は平成13年度着手分と同時期に実施した。この実状調査の報告書は「国立大学における教養教育の取組の現状」として、平成13年9月に冊子体での発行及びウェブサイトへの掲載の形で公表している。

本冊子は、評価結果を分かりやすく社会に示すため、報告書と合わせ発行するものであり、評価結果の一般的な状況を示すとともに、機構の評価の役割と評価法を解説し、また、評価の実施を通じて認識された課題等を記している。しかしながら、評価結果の中心はあくまでも報告書であり、個々の対象機関についての具体的な状況や取り組みの内容については各報告書の記述を参照願いたい。その上で各機関や各面で評価結果を適切に利用していただくことを願っている。

第3回目に当たる平成14年度着手分の評価は、全学テーマ別評価として「国際的な連携及び交流活動」、分野別教育及び分野別研究評価として「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」の4分野の大学評価を実施中である。この第3回目の評価では、初めて、公立大学の参画を得て実施している。この評価結果については、平成16年3月に確定し、提供、公表の予定である。

目 次

はじめに

大学評価・学位授与機構が行う大学評価	1
1. 評価の目的	
2. 評価の特徴	
3. 実施の経緯	
4. 評価結果の記述	
評価結果の概要	
§1 全学テーマ別評価「教養教育」	5
1. 評価の実施（評価の対象／対象機関／評価の実施体制／評価項目／評価の方法／意見の申立て）	5
2. 評価結果の全般的な状況	7
2.1 実施体制	7
2.2 教育課程の編成	9
2.3 教育方法	11
2.4 教育の効果	13
3. 評価実施における諸課題への対応	14
§2 全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」	19
1. 評価の実施（評価の対象／対象機関／評価の実施体制／評価項目／評価の方法／意見の申立て）	19
2. 対象機関における目的及び目標、取組や活動の概況	21
3. 評価結果の全般的な状況	22
3.1 研究活動面における社会との連携及び協力の取組	22
3.2 取組の実績と効果	23
3.3 改善のための取組	24
4. 評価実施における諸課題への対応	25
§3 分野別教育評価「法学系」	29
1. 評価の実施	29
(対象組織／評価の対象となる活動等／評価の実施体制／評価内容及び項目／評価の方法／意見の申立て)	
2. 評価結果の全般的な状況	30
2.1 教育の実施体制	30
2.2 教育内容面での取組	32
2.3 教育方法及び成績評価面での取組	33
2.4 教育の達成状況	34
2.5 学習に対する支援	35
2.6 教育の質の向上及び改善のためのシステム	36
3. 特記事項の記述	37
4. 評価実施における諸課題への対応等	38
§4 分野別教育評価「教育学系」	39
1. 評価の実施	39
(対象組織／評価の対象となる活動等／評価の実施体制／評価内容及び項目／評価の方法／意見の申立て)	
2. 評価結果の全般的な状況	40
2.1 教育の実施体制	40
2.2 教育内容面での取組	42
2.3 教育方法及び成績評価面での取組	43
2.4 教育の達成状況	45
2.5 学習に対する支援	46
2.6 教育の質の向上及び改善のためのシステム	47
3. 特記事項の記述	48

4.評価実施における諸課題への対応等	48
§5 分野別教育評価「工学系」	51
1.評価の実施 (対象組織 / 評価の対象となる活動等 / 評価の実施体制 / 評価内容及び項目 / 評価の方法 / 意見の申立て)	51
2.評価結果の全般的な状況	52
2.1 教育の実施体制	53
2.2 教育内容面での取組	55
2.3 教育方法及び成績評価面での取組	57
2.4 教育の達成状況	58
2.5 学習に対する支援	60
2.6 教育の質の向上及び改善のためのシステム	61
3.特記事項の記述	62
4.評価実施における諸課題への対応等	62
§6 分野別研究評価「法学系」	65
1.評価の実施 (対象組織 / 評価の対象となる活動 / 評価の実施体制 / 評価内容及び項目 / 評価の方法 / 意見の申立て)	65
2.評価結果の全般的な状況	67
2.1 研究体制及び研究支援体制	67
2.2 研究内容及び水準	68
2.3 研究の社会(社会・経済・文化)的效果	68
2.4 諸施策及び諸機能の達成状況	69
2.5 研究の質の向上及び改善のためのシステム	69
3.特記事項の記述	70
4.評価実施における諸課題への対応	70
§7 分野別研究評価「教育学系」	71
1.評価の実施 (対象組織 / 評価の対象となる活動 / 評価の実施体制 / 評価内容及び項目 / 評価の方法 / 意見の申立て)	71
2.評価結果の全般的な状況	74
2.1 研究体制及び研究支援体制	74
2.2 研究内容及び水準	74
2.3 研究の社会(社会・経済・文化)的效果	75
2.4 諸施策及び諸機能の達成状況	75
2.5 研究の質の向上及び改善のためのシステム	75
3.特記事項の記述	76
4.評価実施における諸課題への対応	76
§8 分野別研究評価「工学系」	77
1.評価の実施 (対象組織 / 評価の対象となる活動 / 評価の実施体制 / 評価内容及び項目 / 評価の方法 / 意見の申立て)	77
2.評価結果の全般的な状況	80
2.1 研究体制及び研究支援体制	80
2.2 研究内容及び水準	82
2.3 研究の社会(社会・経済・文化)的效果	82
2.4 諸施策及び諸機能の達成状況	82
2.5 研究の質の向上及び改善のためのシステム	83
3.特記事項の記述	83
4.評価実施における諸課題への対応	83

評価の実施を通じて共通に認識された課題と今後の評価に向けての改善方策	85
---	----

おわりに

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

1. 評価の目的

機構が行う大学評価は、国立学校設置法に基づき、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)が競争的な環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。そのため、評価結果は、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

評価は、設置者の要請があった大学等を対象に行うが、国立学校設置法施行規則の規定で、当分の間、私立大学を対象としないこととなっている。

2. 評価の特徴

2.1. 多面的な評価 評価区分及び項目別評価

機構の評価では、評価の多面性を確保する趣旨から、国立学校設置法施行規則の規定により、全学的課題をテーマとする「全学テーマ別評価」、学部・研究科等を対象とする「分野別教育評価」及び「分野別研究評価」の3区分を設けている。また、各区分の評価それぞれにおいても、活動を多面的に捉える必要から、区分の評価内容に即して複数の評価項目を設定し、評価項目ごとの評価を実施している。今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価

教養教育(平成12年度着手継続分)

研究活動面における社会との連携及び協力

分野別教育評価

法学系、教育学系、工学系

分野別研究評価

法学系、教育学系、工学系

なお、テーマ及び分野ごとの評価項目については、に掲載している。

2.2. 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提として実施している。

2.3. 自己評価に基づく評価

機構の評価は、国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ、対象大学等が行う自己評価結果を分析し、その結果を踏まえて行っている。評価は、大学等の現在の活動状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて行っている。

2.4. 進化する評価システム

機構の評価は、平成12年度着手分から平成14年度着手分までは必要な態勢を整えるための試行的実施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施している。この試行的実施期間においては評価過程で得られた経験や対象機関、関係団体等からの意見や問題点の指摘を踏まえつつ、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、常により良い大学評価システムの構築に向け、改善に努めることとしている。

平成12年度着手の経験を踏まえ改善した点

平成13年度着手の大学評価に当たっては、要項等の作成段階で評価の内容・方法等についての意見を関係団体等から求めるとともに、平成12年度着手の評価対象機関や実際の評価に当たった評価者(専門委員・評価員)から意見を求め、それらを踏まえて平成13年度着手の評価では主に以下の改善を図った。

評価項目の水準の定型表現を工夫・改善(4段階→5段階)

評価項目の内容に即した「要素」を明示

研究評価における「研究内容及水準」と研究水準との関係を整理、判定手順を変更

補足的事項や今後の展望等を任意に記述できる「特記事項」を設定

評価の実施過程で行われた工夫改善点

評価プロセスの一層の透明性の確保

評価プロセスの透明性のより一層の確保の観点から、専門委員会で取り決めた研究水準等の判定方法及び手続きを各対象機関に送付するとともに、従来の評価作業マニュアルである「評価実施手引書」に加え、平成13年度はよりきめ細かい評価作業の手順や内容等を取りまとめた評価作業マニュアル等を作成し、その内容を機構のホームページに掲載し公開している。

評価者(専門委員、評価員)の共通理解の促進

各評価者が評価の内容・方法等について十分共通認識が持てるよう、評価実施手引書等を基に研修を実施することとしているが、特に、平成13年度着手においては、実際の評価作業に即したきめ細かいマニュアル等を使用する等により、研修内容の一層の充実を図っている。

さらに、評価項目ごとの水準の判断や分野別研究評価における研究水準等の判定についても、各専門委員会においてそれらの判断方法の基準・目安や手続について取り決めるとともに、評価チーム会議、部会等で評価者間の共通理解の一層の促進を図っている。

ヒアリング・訪問調査の円滑な実施に向けての取組の一層の充実

評価結果を確定するまでのプロセスにおいて、書面調査では確認できなかった事柄等について各対象機関からの十分な意見聴取等を行い、共通理解の下に評価活動を行うことが重要であるとの認識のもと、特に、平成13年度は書面調査段階での評価案をヒアリング又は訪問調査実施の2週間前までに各対象機関へ送付し、各対象機関が十分な対応がとれるようにしている。

3. 実施の経緯

評価は、平成13年5月の大学評価委員会での基本方針の決定、それに基づき関係団体等の意見も聴取しつつ、各専門委員会における評価項目等の具体的な評価内容及び方法の決定、設置者(文部科学省)からの評価の要請、各大学等による自己評価(平成14年2月～7月)、自己評価書の分析及び訪問調査・ヒアリング(平成14年8月～平成15年1月)、評価結果に対する対象機関からの意見の申立て(平成15年2月)への対応を経て、平成15年3月の大学評価委員会で評価報告書として確定された。

なお、最終的な各対象機関からの意見申立ての件数は、延べ262機関中65機関(24.8%)で、総件数159件(2.4件/機関)となっている。

(参考)平成12年度着手:評価対象機関延べ149機関中53機関(35.6%) 167件(3.2件/機関)

4. 評価結果の記述

各評価報告書は、「対象機関の概要(現況および特徴)」、「テーマに関するとらえ方」(全学テーマ別評価のみ)、「目的及び目標」、「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」、「意見の申立て及びその対応」、「特記事項についての所見」で構成されている。

「対象機関の概要(現況および特徴)」、「テーマに関するとらえ方」、「目的及び目標」、「特記事項についての所見」中「対象組織の記述」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」(「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

十分に貢献している。
おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
かなり貢献しているが、改善の必要がある。
ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

(効果に関する評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述しているなど、各評価項目に応じた記述を用いて示している。)

これらの水準は、当該大学等の有する目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

なお、個別の活動等の状況を判断した根拠・理由等で「改善点」等を指摘していなくても、評価項目全体の水準は「おおむね貢献しているが、改善の余地もある」等のようにしている場合があるが、これは評価項目全体の水準を5種類の定型表現により行うこととしているためである。

さらに、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容をそのまま転載するとともにそれへの機構の対応を合わせて示している。

「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。また、「機構の所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果をふまえて所見を記述している。

評価結果の概要

§1 全学テーマ別評価「教養教育」

1. 評価の実施

1.1. 評価の対象

本テーマでは、各大学における教養教育のとらえ方が多様であったので、評価の対象として、学部段階の教養教育について大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育と定義して、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、大学からの自己評価書提出期限である平成14年7月末までの過去5年間の状況を対象として、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育的内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

なお、本評価は平成12年度に着手しているが、内容が幅広く、各大学によって多様であることなどから、同期間においては適切な評価を実施するための準備として実状調査を実施した。この実状調査の報告書は「国立大学における教養教育の取組の現状」として、平成13年9月に公表している。

1.2. 対象機関

対象機関は、設置者(文部科学省)から要請のあった、以下の国立大学(大学院のみを置く大学及び短期大学を除く95大学)である。

国立大学(95大学)

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、図書館情報大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京商船大学、東京水産大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、富山医科薬科大学、金沢大学、福井大学、福井医科大学、山梨大学、山梨医科大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、島根医科大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、香川医科大学、愛媛大学、高知大学、高知医科大学、福岡教育大学、九州大学、九州芸術工科大学、九州工業大学、佐賀大学、佐賀医科大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学、宮崎医科大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学
筑波大学と図書館情報大学、山梨大学と山梨医科大学については、それぞれ現在は統合されているが、評価は統合前の各大学を単位として実施した。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は、国公立大学の関係者、社会・経済等の各方面の有識者等の計23名の委員で構成し、本評価の具体的内容・方法、書面調査及びヒアリングの方法・手順、評価報告書原案などについて審議を行った。評価に当たっては、専門委員会委員に評価員41名を加え、1チーム5～6名の評価チームを11チーム編成し、各チームが8～9大学を担当した。また、各大学へのヒアリングは、専門委員会委員1名以上を含む評価チームの構成員3名で実施した。

1.4. 評価項目

本テーマにおける評価項目は、以下のとおりである。

実施体制(教養教育の実施組織、目的及び目標の周知・公表、教養教育の改善のための取組)

教育課程の編成(教育課程の編成、授業科目の内容)

教育方法(授業形態及び学習指導法等に関する取組、学習環境(施設・設備等)に関する取組、成績評価法に関する取組)

教育の効果(履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果)

1.5. 評価の方法

本評価は、大学の個性や特色が十二分に発揮できるよう、各大学の目的及び目標に即して行うことを基本としていることから、各大学に対しては、大学の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などを考慮した上で目的及び目標を整理することを求め、機構においてもその目的及び目標を理解・確認しつつ評価を行っている。各評価項目での評価方法は、以下のとおりである。

観点の設定:自己評価書の分析は、各大学の目的及び目標に即し、評価項目ごとに必要な観点を設定して分析を行った。自己評価において必要な観点が不足している場合は観点を補い、ヒアリング時に、当該観点からの分析に必要な根拠資料・データの提示を求めて評価している。

観点ごとの判断:観点ごとに、目的及び目標に即して、これらを実現する上で、あるいはこれらで意図した実績や効果について、「優れている」、「相応である」、「一部問題があるが相応である」、「問題がある」により判断している。4つの判断の考え方は以下のとおりである。

「優れている」:特に顕著なものである場合

「相応である」:目的及び目標に即して、相応の取組である場合

「一部問題があるが相応である」:支障がない程度の問題を含む場合

「問題がある」:多くの問題あるいは重大な問題を抱えている場合

「評価項目ごとの水準」の判断:前述の観点ごとの判断を点数化(4, 3, 2, 1の4種類)した上で、観点間の相対的な重み付け等を考慮しつつ、「評価項目ごとの水準」を算出し、専門委員会において作成した評価項目ごとの水準等の考え方に照らして該当水準を求め、さらに評価項目全体の水準として適切かどうかを総合判断して最終結果を導いた。評価項目ごとの水準は、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示した。

また、この判断方法については、ヒアリングにおいて各大学へ示した上で理解を求めた。

十分に貢献している。

おおむね貢献しているが、改善の余地もある。

かなり貢献しているが、改善の必要がある。

ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。

貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

(「教育の効果」の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述しているなど、各評価項目に応じた記述を用いて示している。)

これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

「特に優れた点及び改善を要する点等」の判断:観点ごとの判断の中で特に重要な点を取り上げて大学の特徴点として示したものであり、以下の基準によって判断している。

「特に優れた点」:目的及び目標に照らして、特に優れていると判断できる場合など

「特色ある取組」:当該大学の人的、物的等の諸条件を有効に生かした取組である場合など

「改善を要する点」:目的及び目標の内容、取組の状況等から判断して、工夫や努力等により改善が期待できる場合など

「問題点」:取組の問題点としては指摘できるが、抜本的な改善が必要となる等、直ちに改善策が見いだせない場合など

1.6. 意見の申立て

本テーマでの評価結果に対する各機関からの意見の申立てとして、32大学から延べ83件(評価項目「実施体制」に関するもの24件、「教育課程の編成」に関するもの8件、「教育方法」に関するもの16件、「教育の効果」に関するもの33件、その他、評価結果の概要に関するものなど2件)の申立てがあった。

申立ての内容としては、補足的な説明や事実誤認をもって観点ごとの判断の修正を求めるものが45件、評価結果の記述の正確性を期すため、当該評価結果の修正・追加・削除を求めるもの30件、評価基準等の説明を求めるもの3件、ヒアリング時に示した判断結果との相違をもって観点ごとの判断の修正を求めるもの5件であった。

申立てへの対応としては、自己評価書及びヒアリングにおいて確認できなかったため「原文のまま」としたものの4件、「原文のまま」としつつ、評価結果について補足的説明をしたもの41件、観点ごとの判断結果以外の箇所の修正をしたもの29件、観点ごとの判断または評価項目ごとの水準の判断の修正をしたもの9件である。

2. 評価結果の全般的な状況

以下では評価項目ごとに、取組や活動等の「目的及び目標の達成への貢献の状況」等並びに「特に優れた点及び改善を要する点等」の全般的な状況を記載している。

2.1. 実施体制

2.1.1 目的及び目標の達成への貢献の状況

教養教育の実施組織に関する状況について

教育課程を編成するための組織としては、ほとんどの大学において全学的な委員会、センター等の組織による調整のもとに運営されており、これらの組織体制のもとに、各種専門委員会、部会及びワーキング・グループ(WG)等を設置して調整・検討がなされていることなどから「相応である」と判断された大学が約9割あった。

また、これらの組織の責任体制が明確である、学部間が連携して全学的な取組となっていることなどから「優れている」と判断された大学が2大学、各委員会等の調整過程や全学的・学部横断的に十分に機能していないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が8大学あった。

教養教育を担当する教員体制としては、相当数の大学において、全学の教官が等しく教養教育に責任を持つ体制が取られている。非常勤講師を含む全学出動体制などの教員体制が整っている、教員人事に際して配慮されている、教員が教養教育の授業担当可能科目を登録し、調整を経て授業を担当する体制が整備されていることなどから「相応である」と判断された大学が8割程度あった。

また、全学出動体制のもと、教員の特性を生かした参画体制や責任体制が明確であることなどから「優れている」と判断された大学が8大学、全学出動体制や講座間の連絡検討が十分とは言えないなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が11大学あった。

教養教育の実施を補助・支援する体制としては、ティーチング・アシスタント(TA)制度の活用、全学的な教務事務体制の整備、各種センターや各部局からの支援、学生相談室や相談窓口等における対応などの取組状況から「相応である」と判断された大学が約9割あった。

また、TAやチューター等を十分に活用している、各種センター等の全学的な支援や教務事務体制などから「優れている」と判断された大学が7大学、TA等の活用状況が十分とは言えない、教務事務体制の人数等が十分とは言えない、学部間の連携を充実する必要があることなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が4大学あった。

教養教育を検討するための組織としては、ほとんどの大学で、教養教育に関して審議・決定する委員会等としての全学的組織が設置されており、形態としては、課題に応じて各種委員会やWG等を設置している大学、学内の各種センターを中心とする大学、教養教育に関する組織を大学の各部局ごとに設置している大学など様々であった。これらの組織について、その意思決定のプロセスや仕組み、体系、責任体制などの整備状況や、それらが機能している実績等から「相応である」と判断された大学は8割程度であった。

また、これらの整備状況が充実している、取組実績から見た機能が十分であることなどから「優れている」と判断された大学が6大学、全学的な組織体制や恒常的な組織体制が十分とは言えない、全学的な責任体制が不明確である、改革・改善提案の具体化に至っていないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が8大学あった。

目的及び目標の周知・公表に関する状況について

目的及び目標の趣旨の教職員、学生等における周知としては、学報、広報誌、学生便覧、シラバス、パンフレットなどの配布や教授会、研修会、オリエンテーション、ガイダンス等の実施、ホームページへの掲載状況などから「相応である」と判断された大学が7割程度あった。

また、周知方法や機会が適切である、周知が確実になされていることなどから「優れている」と判断された大学が3大学、周知方法や内容が十分とは言えない、全学的・組織的な取組が十分とは言えない、全学的・組織的に取り組まれていない、教職員への周知が不足していることなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が2割程度

あった。

目的及び目標の趣旨の学外者への公表としては、大学概要、大学案内、学生便覧、シラバス、広報誌などの配布や大学説明会、フォーラム、シンポジウム、オープンキャンパス、公開講座などの実施、ホームページによる公表などから「相応である」と判断された大学が約7割あった。

また、大学説明会等の出席状況等から見た学外者への公表の有効性が十分である、ホームページのアクセス数が十分であることなどから「優れている」と判断された大学が2大学、教養教育を主眼とした取組でない、学部・学科間等によるばらつきがあることから全学的・組織的な取組状況が十分とは言えない、広報やホームページなどの公表手段が確立または活用されていない、学外には公表していないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が約3割あった。

教養教育の改善のための取組状況について

学生による授業評価としては、すべての大学において教官個人レベルから全学的な取組まで何らかの形で学生による授業評価が実施されており、その実施内容は多様なものとなっている。そのうち、約半数の大学において全学的なレベルで実施されている。全学的な取組もしくは全学的な委員会を中心とした実施、授業評価結果の印刷物等による公表、各教官等にフィードバックしている取組状況などから「相応である」と判断された大学が約6割あった。

また、全学的な実施率・回収率が良好である、授業評価結果のウェブサイトでの公表、授業評価結果を十分に改善に結びつけている、授業評価結果による予算配分が行われていることなどから「優れている」と判断された大学が14大学、実施率・回収率が低い、全学的な取組に至っていない、十分な改善に結びつけられていない、改善状況を把握していないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が約3割あった。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)としては、3分の2の大学において、全学的な組織(FD委員会等)のもとに実施されており、授業方法についての研究会・新任教員のための研修会・ワークショップ、教員相互の授業公開等を開催、またこれらの取組結果を印刷物等により報告していることなどから「相応である」と判断された大学が7割程度あった。

また、実施主体を置いた全学的な取組状況、多彩で充実したテーマ設定、教員表彰や教育業績評価の実施などから「優れている」と判断された大学が14大学、参加者の主体的な取組がなされていない、参加者数が十分ではない、全学的な参加となっていない、教養教育を対象とした取組が十分ではない、全学的な取組がなされていないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が約2割あった。

取組状況や問題点を把握するシステム、問題点を改善に結びつけるシステムとしては、教養教育に関わる全学的な組織及びその下部組織としての各種関係委員会や専門の部会・WGを設置して、自己評価や外部評価・外部検証により取組状況や問題点を把握し、把握された問題点の検討・改善がなされており「相応である」と判断された大学が7割程度あった。

また、全学的なシステムとして体系的に問題点等の把握や改善策の提言につなげていることなど、十分機能していることが確認されたことから「優れている」と判断された大学が1割程度、教員や学生の意見をより広く把握する必要がある、全学的・組織的なシステムが十分とは言えない、システムとして機能しておらず改善に結びつけられていないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が2割程度あった。

目的及び目標に即しての、本項目の水準の状況については、以下に示すとおりである。なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

目的及び目標の達成に十分に貢献している。	0 大学(0%)
目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	43 大学(45%)
目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	49 大学(52%)
目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	3 大学(3%)
目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0 大学(0%)

2.1.2 特に優れた点及び改善を要する点等

特に優れた点として、教養教育の実施を補助、支援するための組織として特別に設置した専門的な組織により体制の充実を図っている点、教養教育を担当する教員体制について責任体制が明確である点、全学出勤体制を行う上での工夫がなされている点、教養教育を検討するための組織が実質的に機能しており体制的に確立されている点、目的及び目標の周知・公表について情報発信量が多いなど活発に取り組まれている点、学生による授業評価結果を改善に結びつける工夫がなされており、改善までの取組が組織的に確立している点、ファカルティ・ディベロップメントの内容・方法が多様であり改善に結びつけるための工夫がなされている点、取組状況や問題点を把握し改善に結びつけるためのシステムが確立して十分に機能している点など、対象大学全体で58の事項が取り上げられている。

特色ある取組として、大学の特性を生かし全学出勤体制を実質的に機能させている点、学生の授業評価による予算面での工夫、取組状況や問題点の把握方法等に関する工夫、問題点を改善に結びつけるための予算面での工夫など、対象大学全体で32の事項が取り上げられている。

改善を要する点として、実施組織について関係委員会の責任体制や権限が曖昧である点、目的及び目標の学外者への公表手段が組織的に確立していない点、ファカルティ・ディベロップメントが全学的な取組となっていない、あるいは参加が極めて低調である点、取組状況や問題点を把握するシステムや問題点を改善に結びつけるシステムが十分に機能していない点など、対象大学全体で29の事項が取り上げられている。

問題点として取り上げられた事項はなかった。

2.2. 教育課程の編成

2.2.1 目的及び目標の達成への貢献の状況

教育課程の編成に関する状況について

教育課程の編成の内容的な体系性としては、教養教育課程の科目編成は、共通的には1年次生を対象とした高校からの転換・動機付け科目、一般教養的科目、分野横断的な総合科目、外国語科目、情報処理科目、健康・スポーツ科目、専門基礎的科目（他学部学生への開放科目を含む）、高校の補習授業科目、及び留学生向けの日本語・日本事情科目などから構成されており、これらの区分の仕方、専門基礎的科目の教養教育と専門教育の区分の仕方などについては、各大学ごとに多種多様なものとなっている。評価結果においては、幾つかの授業科目区分や授業科目内容が目的及び目標に即してそのねらいが明確である、相応の体系性を有している、他大学との単位互換制度や実用技能認定制度の取組状況などから「相応である」と判断された大学が9割以上あった。

また、目的及び目標に沿った教育課程の編成となっている、授業科目区分・授業科目が幅広く学生に対する十分な配慮がなされている、TOEFL・TOEICや入学後独自に行う外国語能力検定試験での単位認定などの単位制度の工夫がなされていることなどから「優れている」と判断された大学が7大学、授業科目の開講数が十分でない、授業科目に関するアンケート調査において把握した問題点の改善が十分に図られていない、単位互換制度について授業内容と専攻科目の関連性を持たせる必要がある、学生の要望に十分に対応できていないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が5大学あった。

教育課程の編成の実施形態（年次配当等）の体系性としては，4（6）年一貫教育という考え方から「くさび型」の編成や高年次履修科目の開設，卒業単位必修要件を考慮した年次的な編成がなされていることなどから「相応である」と判断された大学が8割以上あった。

また，3・4年次にも教養科目を配置するなど時間割編成が適切に設定されている，グレード方式の採用など教育課程の実施形態に工夫されていることなどから「優れている」と判断された大学が10大学，専門教育との競合のため受講可能な時間割編成が困難となっている，4（6）年一貫教育としているが高学年次専用の教養教育科目の設定がない，「くさび型」で編成しているものの履修年次が1・2年次に偏る傾向となっていることなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が6大学あった。

教養教育と専門教育の関係としては，おおむね一般教養教育と専門教育を区別しているが相互の有機的な関係を図っている大学と，一般教養教育と専門教育の区別はあるがその他に一般教養的内容と専門的内容を併せ持つ教育を実施している大学に大別されるが，教養教育と専門教育の基本的な関係の考え方は大学によって異なっている。評価結果においては，教養教育と専門教育の連携を図っている，その授業区分等に工夫がなされていることなどから「相応である」と判断された大学が8割以上であった。

また，教育課程の編成において十分な工夫がなされている，教養教育と専門教育の関係を考慮したカリキュラム編成と学生の成績との関連性をデータによって検証し改善が図られていることなどから「優れている」と判断された大学が5大学，個々の科目について教養教育と専門教育の関係性が十分に整理されていない，共通科目担当教員の意識調査等から教養教育と専門教育の有機的な連携が十分でない，教養教育と専門教育の有機的な連携におけるフォーマルな連携システムが見られないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が8大学あった。

授業科目の内容に関する状況について

授業科目と教育課程の一貫性としては，目的及び目標で意図する授業科目区分や授業科目が開設して様々な分野・テーマに対応しているなど相応の一貫性が見られることなどから「相応である」と判断された大学が約9割あった。

また，学生の興味・関心にきめ細かく対応できるよう幅広い選択が可能である，授業科目の内容に様々な工夫がなされている，地域性を生かした授業科目が開設されていることなどから「優れている」と判断された大学が9大学，現代的な要請に応える内容となっていないなど授業科目と教育課程に十分な一貫性が見られない，アンケート調査結果から授業科目の内容が十分であるとは言えない，授業科目区分の教育目標が明文化されていないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が4大学あった。

目的及び目標に即しての，本項目の水準の状況については，以下に示すとおりである。なお，これらの水準は，当該大学の有する目的及び目標に対するものであり，大学間で相对比较することは意味を持たない。

目的及び目標の達成に十分に貢献している。	1大学（1%）
目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。	78大学（82%）
目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。	16大学（17%）
目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。	0大学（0%）
目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。	0大学（0%）

2.2.2 特に優れた点及び改善を要する点等

特に優れた点として，豊富な授業科目や特徴的な授業科目が編成されている点，くさび型の教育課程の中で教養教育と専門教育の有機的な連携が積極的に図られている点，授業科目の特性等にに応じた工夫がなされている点など，対象大学全体で40の事項が取り上げられている。

特色ある取組として，地域性を生かした授業科目を含めた教育課程の編成，大学の特性を生か

した幅広く豊富な授業科目の提供，単位認定制度の活用による教育課程の編成，学生の発達段階や興味に応じた教育編成上の工夫など，対象大学全体で44の事項が取り上げられている。

改善を要する点として，目的及び目標に対応する授業科目が設けられていない点，専門教育との接続・連携の取組が十分な効果を挙げていない点，学生の履修が低学年次に集中する傾向がある点，高学年次履修のための授業科目が十分でない点，特定科目に学生の履修が集中している点など，対象大学全体で14の事項が取り上げられている。

問題点として取り上げられた事項はなかった。

2.3. 教育方法

2.3.1 目的及び目標の達成への貢献の状況

授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について

授業形態としては，多くの大学において講義，演習，実験，実習等によるほか，ロールプレイ，ディベート，フィールドワーク等を導入した教育方法や授業運営上の工夫がなされている。評価結果としては，クラスサイズの適正化（少人数教育）に向けた取組が行われている，TA等の学生支援体制の取組状況などから「相応である」と判断された大学が6割程度あった。また，双方向に向けた取組や履修学生の上制限など授業形態の工夫，大学独自の教材等の工夫，学生の評価が十分であることなどから「優れている」と判断された大学が25大学，教育目的に適した，または各授業科目の性格に適した授業形態（双方向授業など）が十分とは言えない，積極的な取組が必要である，クラスサイズが適切とは言えないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が16大学あった。

学力に応じた対応としては，習熟度別クラス編成や高校での未履修者等への補習科目等の開設や補習授業等が実施されている，学生個々に対するきめ細かい個別指導等が行われていることなどから「相応である」と判断された大学が7割程度あった。また，補習授業やゼミナール等の内容が充実されている，プレイスメント・テストの実施，多様な取組が実施され大学独自の工夫がなされていることなどから「優れている」と判断された大学が16大学，全学的・組織的な取組が十分とは言えない，習熟度別クラス編成が十分とは言えないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が1割程度あった。

授業時間外の学習指導法としては，オフィス・アワーを設定している，シラバス等への周知がなされている，また学生相談室等を設置するなどして学生に対する履修指導等が行われている，TA・チューター等を活用していることなどから「相応である」と判断された大学が3分の2程度あった。また，TA・チューター等の十分な活用や履修指導の充実，学生相談等の様々な工夫，オフィス・アワー等の周知方法，クラス担当の設定などから「優れている」と判断された大学が10大学，オフィス・アワーの利用率や周知が十分とは言えない，組織的な取組が必要である，履修ガイダンス等による学生の理解が不十分であることなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が2割弱あった。

シラバスの内容と使用法としては，ほとんどの大学において学生の履修選択する科目を判断する目的で，全学の施策として作成されている。また，1授業科目当たりのシラバスの分量は，1頁未満～1頁が多く，冊子体の作成，さらには，ウェブサイトへの掲載等が行われている。評価結果としては，全学的に一定の様式・作成ガイドライン等を定めて記載内容を規格化しており，予習等の授業時間外学習についての指示や成績評価法の明示などがなされていることなどから「相応である」と判断された大学が11大学あった。また，ウェブサイトへの掲載状況やシラバスの有効性が認められることなどから「優れている」と判断された大学が1大学，特に予習等の授業時間外学習についての指示や成績評価法の明示などが不十分である，アンケート調査から記載内容や記載分量が不足している，記載内容にばらつきがあることなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が9割弱あった。

学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について

授業に必要な施設・設備としては、講義室、演習室、実験室などのほか、情報教育や視聴覚教育関連・スポーツ関連などの施設、テレビ・OHP・プロジェクターなどの設備が適切に整備されていることなどから「相応である」と判断された大学が8割程度あった。また、全学的に整備がなされている、随時更新がなされていることなどから「優れている」と判断された大学が7大学、老朽化・狭隘等の問題が残されている、少人数等の授業に対応できる環境が十分とは言えないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が12大学あった。

自主学習のための施設・設備としては、主に附属図書館や情報処理関連教室、又は演習室等が充てられており、授業時間以外の時間や夜間利用が可能であることなどから「相応である」と判断された大学が約8割あった。また、パソコン等が利用できる施設・設備が充実している、十分な利用時間が設定されている、学生の利用状況や満足度は十分であることなどから「優れている」と判断された大学が14大学、自主学習のための施設・設備の絶対数の不足や学生の利用状況が十分とは言えないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が8大学あった。

学習に必要な図書、資料としては、教養教育関係図書への予算配分、シラバスに掲載している図書や推薦図書の整備状況などから「相応である」と判断された大学は約8割であった。また、学生の利用状況や満足度は十分である、附属図書館の時間延長などの工夫、電子ジャーナル等を整備していることなどから「優れている」と判断された大学が8大学、蔵書数やタイトル数の不足などから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が9大学あった。

IT 学習環境としては、PC設置室・情報演習室など情報関連施設を充実させて、コンピュータ等の設置やネットワークの構築が図られている、通常の授業だけでなく授業時間外の学習における活用、メールアドレスなどの学生の利用に配慮がなされていることなどから「相応である」と判断された大学が約8割であった。また、ネットワークシステムの整備状況、PCの設置台数が十分である、学生の利用状況や満足度が十分であることなどから「優れている」と判断された大学が14大学、コンピュータ等を使用できる教室等や指導・保守スタッフの不足、全学的な整備が十分とは言えないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が7大学あった。

成績評価法に関する取組状況について

成績評価の一貫性（成績評価の方法や基準など、成績評価のプロセスが客観的なものとして整備されているか）、成績評価の厳格性（成績評価に用いる基準が厳格であるか、その基準に即した成績評価が実際、厳格に行われているか）としては、定期試験のみならずレポートや出席状況などの多様な評価指標を用いた成績評価などの取組が実施されており、また成績評価基準をシラバス等へ掲載している、成績評価結果が公表されていることなどから「相応である」と判断された大学が約3割あった。

また、成績評価の一貫性や厳格性を保障することの必要性を認識はしているが、個々の担当教官に委ねられており組織的な取組・大学全体としての取組が十分とは言えない、同一の授業科目区分もしくは授業科目間において客観的なものの整備が不十分である、成績評価にばらつきが見られる、成績評価の方法や基準等の評価のプロセスが客観的なものとして十分ではないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が約7割あった。

目的及び目標に即しての、本項目の水準の状況については、以下に示すとおりである。なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

目的及び目標の達成に十分に貢献している。	0大学(0%)
目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	20大学(21%)
目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	72大学(76%)
目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	3大学(3%)
目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0大学(0%)

2.3.2 特に優れた点及び改善を要する点等

特に優れた点として、少人数教育などのクラスサイズの工夫、教育方法や授業運営上の工夫、能力度別、達成度別のクラス編成などの学力に応じた対応、クラス担任の配置、チューター教育、オフィス・アワー、履修指導などの授業時間外の学習指導法、図書館等の24時間開館や土・日曜日の利用、資料の電子ジャーナル化など自主学習のための施設の充実、IT学習環境の充実が図られている点など、対象大学全体で63の事項が取り上げられている。

特色ある取組として、地域との連携や地理的特性等を生かした取組、専門分野への橋渡し（導入科目）としての教育方法や授業運営上の工夫、授業時間外の学習指導へのTAの活用、学生相談室等の運営上の工夫など、対象大学全体で42の事項が取り上げられている。特に優れた点並びに特色ある取組に関しては、授業形態・方法に関するものが多く取り上げられている。

改善を要する点として、クラスサイズの規模が適切でない点、授業時間外の学習指導法について組織的に取り組まれていない点、成績評価法について各担当教員の判断のみに任されている点、大学全体としての成績評価の基準等が設けられていない点など、対象大学全体で33の事項が取り上げられており、特に成績評価に関するものが多く取り上げられている。

問題点として取り上げられた事項はなかった。

2.4. 教育の効果

2.4.1 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果の状況について

学生の履修状況から判断した実績や効果としては、授業科目区分等における学生の登録状況や単位取得状況などから判断して適正に修得されている、一定の教育効果を挙げていることなどから「相応である」と判断された大学が7割程度あった。

また、授業科目区分または授業科目ごとにバランスの取れた履修がなされており、学生の単位取得状況が十分であることなどから「優れている」と判断された大学が3大学あった。授業科目によって単位修得状況などにばらつきが見られる、教育の効果を把握できる根拠資料・データが十分とは言えないことなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が2割程度あった。

学生による授業評価結果から見た実績や効果としては、授業に対する理解度・達成度や満足度、授業内容等に関する調査結果から一定の教育効果を挙げていることなどから「相応である」と判断された大学が6割程度あった。

また、学生の理解度・達成度等が十分であり、今後の授業改善に有益なものとなっていることなどから「優れている」と判断された大学が2大学あった。授業に対する理解度などが十分であるとは言えない、自主的学習態度が十分に身に付いていると言えないことなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が3割程度あった。

専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況について

専門教育履修段階においては、専門教育実施担当教員（専門教育を担当する立場から）の判断、

専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断において、教養教育に対する習熟度や授業科目の有益性から見た実績や効果の状況が不十分である、授業科目によってはつきがあることなどから「一部問題があるが相応である」または「問題がある」と判断された大学が、専門教育実施担当教員（専門教育を担当する立場から）の判断では約4割、専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断では約6割あった。

卒業後の状況等からの判断としては、卒業生の判断や卒業生を受け入れた企業等の判断等によると、外国語運用能力が身に付いていないなど授業科目の有益性に関する指摘が見られることなどから「一部問題があるが相応である」と判断された大学が約4割、また、根拠資料・データの不足していることなどから「分析できなかった」と判断された大学が約3割にのぼった。これらのことにより、専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果について、系統的な調査が行われていない、あるいは根拠資料・データの集積が十分とは言えない大学が多い現状が明らかとなった。

目的及び目標に即しての、本項目の水準の状況については、以下に示すとおりである。なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

目的及び目標で意図した実績や効果が十分に挙げられている。	0大学 (0%)
目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙げられているが、改善の余地がある。	4大学 (4%)
目的及び目標で意図した実績や効果がかなり挙げられているが、改善の必要がある。	63大学 (66%)
目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙げられているが、改善の必要が相当にある。	28大学 (30%)
目的及び目標で意図した実績や効果が挙げておらず、大幅な改善の必要がある。	0大学 (0%)

2.4.2 特に優れた点及び改善を要する点等

本項目で取り上げられた事項は極めて少数であったが、特に優れた点として、単位の取得状況及び大学独自の調査結果から教育の効果が挙げられていることが示されている点、学生の授業評価結果から特定授業科目の評価が極めて高い点、教育効果を肯定的に評価する学生の比率が年々増加傾向にある点、専門教育実施担当教員の判断において全体として基礎学力についての評価が高い点など、対象大学全体で4事項が取り上げられている。

改善を要する点及び問題点として取り上げられた事項はなかった。

3. 評価実施における諸課題への対応

3.1. 「目的及び目標」の整理状況と観点設定について

機構の実施する評価は、各大学の目的及び目標に即して行うことを基本としており、そのことから各大学に自己評価において、目的及び目標について、明確かつ具体的に整理・記述することを求めている。

今回の評価で、各大学から提示された目的及び目標では、実施体制、教育課程、教育方法などに関するインプットの・プロセス的な性格の教養教育の事柄については、ほとんどの大学において明確で具体的な形で記述されていた。一方、達成されるべき能力や資質のような成果的（アウトプット・アウトカムの）な事柄については、全体的な意図を目的として掲げてはいるものの目標として具体的に記述されていないもの、目的及び目標ともにかなり抽象的なものなどが相当数あったが、評価が不可能というレベルのものではなかった。

また、評価項目ごとの評価を行うための「観点」については、各大学の目的及び目標に沿って自ずから決まってくるものであり、機構では一般的に想定できるか場合によって想定できるものを例示していた。自己評価では、この例示を基本として必要な観点を加えたり修正して用いているものが大部分であり、そのまま用いたものもあった。ただし、目的及び目標に即してみても観点が不足しているケースも見受けられた。その場合は、目的及び目標を踏まえた上で、当該観点を補足するとともに、観点を補足に伴って必要となる根拠資料・データについて、ヒアリングでの提示を求めた上で自己評価結果の分析を行った。また、観点間の評価上の重みという点から見て適切な場合には、自己評価で用いられている観点を統合して評価する例もあった。

3.2. 分析のための根拠資料・データについて

自己評価書では、自己評価結果とともに、それを裏付ける根拠資料・データの記載を求めている。

必要十分な根拠資料・データが示され、機構の評価者が容易に理解できるよう客観的にまとめられている例もあったが、一方で根拠資料・データの著しい不足により分析が困難であったもの、部分的・間接的な根拠資料・データの提示のみで自己評価結果との関連が理解しにくいもの等も相当数見受けられた。特に、評価項目「教育の効果」においては、根拠資料・データが不十分なケースが目立った。

このため、根拠資料・データが不足している大学に対しては、当該大学が対応できるよう、評価の意図などを示した上で、不足する根拠資料・データの提出を求め、ヒアリングにおいて確認を行った。相当程度補完されたが、必ずしも十分な根拠資料・データが提示されなかったケースもあった。

根拠資料・データについては、各評価項目ごとにその例を示していたが、各大学における評価手段の自主性の観点からあまり具体性のある例示はできなかった。しかし、根拠資料・データは評価にとって不可欠のものであり、例示のあり方に関して課題が残った形になっている。

3.3. 評価項目ごとの水準の判断について

評価項目ごとの水準については、各観点ごとの判断結果を基に、評価項目内の各要素ごとに目的及び目標の実現に向けた貢献や達成の程度を判断し、その判断結果と観点の重み等を総合的に判断して導くこととし、これらの一次的な判断を各評価チームにおいて行った。

各評価チームにおけるこれらの判断をより適正に行い、一層の客観性を確保するため、観点ごとの判断結果を点数化した上で、観点間の相対的な重み付け等を考慮しつつ、評価項目内の要素ごとに貢献や達成の程度を算出し、算出した要素ごとの点を基に、「評価項目ごとの水準等の判断指標」に照らして当該水準を求め、さらに評価項目全体の水準として適切かどうかを総合判断して最終結果を導いた。

なお、この判断方法については、ヒアリングにおいて各大学へ示した。

3.4. 「教育の効果」における評価について

「教育の効果」の評価項目は、「履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果の状況」及び「専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況」を評価するもので、前者では、教養教育の履修段階（時）に分かる効果の状況として、学生の履修状況、学生による授業評価結果等の、後者では、教養教育の履修以後に分かる効果の状況として、専門教育実施担当教員の判断、専門教育履修段階の学生の判断、卒業後の状況からの判断等の観点からの評価が必要とされた。

大学から提出された自己評価書では、これらの例示した観点をそのまま用いるか、その一部が用いられていたが、後者の場合、例示にあって用いられなかった観点到に替わる観点が用いられているものはなかった。その結果、上述したように必要な観点が欠けているものや、根拠資料・データが部分的・間接的なものが多く見受けられた。例えば、学生の履修状況の面からの評価については、多くの大学において、授業科目区分や授業科目ごとの学生全体の履修状況等の面からのみを評価しており、個々の学生が大学の意図した能力や学生の希望した能力をどの程度身につけたかの視点から履修状況を分析している大学は極めて少なかった。

これらの不足する観点での評価や根拠資料・データについては、ヒアリング時にその提出を要請したが、それでもなお十分な根拠・データを得られない場合が発生した。そうした状態に対しては、全く根拠資料・データが提示されなかった場合は「根拠資料・データの提示がなく、分析できなかった。」、提示された根拠資料・データが部分的（又は間接的）ではあるが、推測できた場合は「提出された根拠資料・データは部分的（又は間接的）ではあるが、一部問題があるが相応であると推定される。」と判断した。

なお、全く根拠資料・データが提出されず分析できなかった観点については、当該観点での目的及び目標に即した実績や効果が挙がっていることを証明できなかったものであるため、当該観点での実績の程度を判断する際には、最も低い程度として整理せざるを得なかった。これは、他の評価項目において分析できなかった場合も同様の取扱いとした。

3.5. 「特に優れた点及び改善を要する点等」の評価について

「特に優れた点及び改善を要する点等」は、目的及び目標の達成へ向けた取組や活動等の中から特

徹的な取組等を取り上げるものである。今回の評価では目的及び目標に照らして、特に優れていると判断できる場合等を「特に優れた点」とし、当該大学の人的、物的等の諸条件を有効に生かした取組などは「特色ある取組」として、目及び及び目標の内容、取組の状況等から判断して、工夫や努力等により改善が期待できる場合などは、「改善を要する点」として、取組の問題点として指摘できるが、抜本的な改善が必要となる等、直ちに改善策が見いだせない場合などは、「問題点」としてそれぞれ観点ごとの判断に即して取り上げた。

なお、「特に優れた点及び改善を要する点等」として、該当するものがなかった場合や分析できない状況の項目が多かったため、該当する内容は把握できなかった場合は、評価結果においてその旨記述した。

3.6. 「特記事項についての所見」の記述について

「特記事項」は、自己評価を実施した結果を踏まえて、教養教育の取組全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等について、大学の意見を任意に記述する機会を提供するものとして設けたものであり、機構は、この特記事項に対して、機構が行った評価の結果から見た「所見」を付すこととしていた。

大学から提出された特記事項の全般的な状況としては、基本方針やアクションプランなどの現在展開している教養教育全体に関する記述（例えば、何らかのセンターを設置しているなどの実施体制の工夫、カリキュラム内容の特色、単位互換などの単位制度の工夫、外国語の教育方法の工夫、教育業績評価の試行など）、現在検討中であるが平成15、16年度に導入予定である取組に関する記述、検討課題とその対応の必要性を示唆している記述、他国立大学との統合に関する記述などが見受けられた。このほか、工学系大学、教員養成系大学、女子大学などにおいては、当該大学の特性を謳いながら記述している大学もあった。このほか、記述のない大学が10大学あった。

このように、各大学の特記事項については、任意記述としたことから、大学ごとに多様な内容となっており、個々の大学の事項に対して、統一かつ明確な方針の下で機構としての所見を付すことが極めて困難な状況であった。また、特記事項の中には、将来構想・計画などの大学独自の特徴的な事項が多く含まれており、評価を担当する専門委員会においても、これらの事項に機構としての所見を付すことの適否について意見が出された。

当機構としては、これらの状況を踏まえ、特記事項については、各機関ごとの評価報告書の末尾に掲載することとするが、特記事項に対する所見については、個々の大学ごとに付すことを取りやめることが適当であるとの判断に至り、全ての大学について所見を記載しないこととした。

3.7. 評価の実施を通じて認識された検討課題について

今回の評価の実施過程で生じた課題については、前記3.1から3.6に示したように可能な限り解決を図ったが、一方で、今回の評価に携わった評価者（専門委員会委員及び評価員）からの意見により、評価の実際の経験に基づく実施上の課題も明らかになった。以下は評価者に対するアンケート調査を通じて提起された主な意見を整理したものである。

(1) 自己評価書について

記載方法が自己評価実施要項に沿っていないもの、必要的記載事項の記述が不足しているものなどが相当数見受けられたが、自己評価書の作成方法が大学側に徹底されていないのではないか。

自己評価結果と目的及び目標との関係が必ずしも明確になっていないものが多く、機構の評価の趣旨が十分理解されていないのではないか。

根拠資料・データが不足しているケースが多かった。大学からの提出方法等を再考する必要があるのではないか。

(2) 評価の実施（運営）体制について

評価チームにおける専門委員・評価員、大学関係者・有識者の位置づけを明確にし、作業負担を考慮し、評価者の専門性などの見識を活かせるように役割分担を考えるべきである。

委員の共通認識をより高め、十分な検討を行うことができるよう、チーム打合せの方法等をさらに工夫すべきである。

チーム主査及び副主査の役割が必ずしも明確ではなかった。

(3) 評価の実施方法について

観点ごとの判断、評価項目ごとの水準の判断等については、その判断指標を可能な限り

早期に示す必要がある。

評価実施スケジュールはかなりハードであった。特にヒアリング前後の作業日程がタイトであったため、評価報告書等の作成に時間的余裕が余りなかった。

ヒアリングの日程がタイトであり、1大学当たりの時間も短かった。

大学の実情をよりの確に把握するため訪問調査を行うべきである。

(4) 評価者の研修等について

評価作業等を十分理解できるよう評価実施マニュアル等の内容を充実すべきである。

実際の評価作業に即応できるよう事例等を用いた実践的な研修内容にする必要がある。

§2 全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」

1. 評価の実施

1.1. 評価の対象

本テーマでは、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)において行われている社会一般(民間企業、国、地方公共団体、公益法人、個人など)を対象として連携及び協力を意図して行われている研究活動面での社会貢献活動のうち、全学的(全機関的)組織で行われている活動及び全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を評価の対象とした。

評価は、各大学等が整理した本テーマに関する目的及び目標に即して、それを実現するための取組や活動、その実績と効果、改善のための取組等について、大学等からの自己評価書提出期限である平成14年7月末までの過去5年間の状況を対象として実施した。

なお、国公私立大学(海外の大学を含む。)や大学共同利用機関の間で行われている活動は、本評価の対象として取り扱わなかった。

1.2. 対象機関

対象機関は、設置者(文部科学省)から要請のあった、以下の全国立大学(99大学)及び大学共同利用機関(14機関)の113機関である。

国立大学(99大学)

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、図書館情報大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京商船大学、東京水産大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、富山医科薬科大学、金沢大学、福井大学、福井医科大学、山梨大学、山梨医科大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都芸芸繊維大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、島根医科大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、香川医科大学、愛媛大学、高知大学、高知医科大学、福岡教育大学、九州大学、九州芸術工科大学、九州工業大学、佐賀大学、佐賀医科大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学、宮崎医科大学、鹿児島大学、鹿児島体育大学、琉球大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学

大学共同利用機関(14機関)

国文学研究資料館、国立極地研究所、宇宙科学研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所、国際日本文化研究センター、国立天文台、核融合科学研究所、岡崎国立共同研究機構、高エネルギー加速器研究機構、国立情報学研究所、国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、メディア教育開発センター

筑波大学と図書館情報大学、山梨大学と山梨医科大学については、それぞれ現在は統合されているが、評価は統合前の各大学を単位として実施した。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は、国公私立大学の関係者、社会・経済等の各方面の有識者等の計25名の委員で構成し、本評価の具体的内容・方法、書面調査及びヒアリングの方法・手順、評価報告書原案などについて審議を行った。評価に当たっては、専門委員会委員に評価員36名を加え、1チーム5名の評価チームを12チーム編成し、各チームが9～10機関を担当した。また、各大学等へのヒアリングは、専門委員会委員1名以上を含む評価チームの構成員3名で実施した。

1.4. 評価項目

本テーマにおける評価項目は、以下のとおりである。
研究活動面における社会との連携及び協力の取組
取組の実績と効果
改善のための取組

1.5. 評価の方法

各評価項目での評価方法は、以下のとおりである。

観点の設定：自己評価書の分析は、各大学等の目的及び目標に即し、各評価項目において、大学等で取組や活動を分類した「社会と連携及び協力するための取組」と「研究成果の活用に関する取組」の2つに取組の分類ごとに必要な観点を設定して分析を行った。自己評価において必要な観点が不足している場合は観点を補い、ヒアリング時に、当該観点からの分析に必要な根拠資料・データの提示を求めて評価している。

観点ごとの判断：観点ごとに、目的及び目標に即して、これらを実現する上で、あるいはこれらで意図した実績や効果について、「優れている」、「相応である」、「問題がある」により判断している。

「評価項目ごとの水準」の判断：観点ごとの判断結果、取組の分類全体としての判断結果及び観点の重みなどを総合的に判断し、評価項目ごとの水準(目的及び目標に照らした貢献度、効果等)がどの程度なのかを、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて「評価項目ごとの水準」として導き出している。

また、この判断方法については、ヒアリングにおいて各大学等へ示した上で理解を求めた。十分に貢献している。

おおむね貢献しているが、改善の余地もある。

かなり貢献しているが、改善の必要がある。

ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。

貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

(「取組の実績と効果」の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。)

これらの水準は、当該大学等の有する目的及び目標に対するものであり、大学等間で相对比较することは意味を持たない。

「特に優れた点及び改善を要する点等」の判断：観点ごとの判断の中で特に重要な点を取り上げて大学等の特徴点として示したものであり、以下の基準によって判断している。

「特に優れた点」：目的及び目標に照らして、特に優れていると判断できる場合など

「特色ある取組」：当該大学等の人的、物的等の諸条件を有効に生かした取組である場合など

「改善を要する点」：目的及び目標の内容、取組の状況等から判断して、工夫や努力等により改善が期待できる場合など

「問題点」：取組の問題点としては指摘できるが、抜本的な改善が必要となる等、直ちに改善策が見いだせない場合など

1.6. 意見の申立て

機構の行う評価においては、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく当該結果の正確性を確保し、確定する必要がある。

このため、機構は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行ったうえで、最終的な評価結果を確定した。また、申立てと対応の内容は、評価報告書に掲載した。

本テーマでの評価結果に対する各大学等からの意見の申立てとして、18大学等から延べ39件(評価項目「研究活動面における社会との連携及び協力の取組」に関するもの15件、「取組の実績と効果」に関するもの11件、「改善のための取組」に関するもの13件)の申立てがあった。

申立ての内容としては、観点ごとの判断結果に対して修正を求めるもの19件、評価結果の記述に対して一部修正・追加・削除を求めるもの7件、評価項目の水準に対して修正を求めるもの7件、特に優れた点及び改善を要する点に対して追加や削除を求めるもの6件であった。

申立ての対応としては、観点ごとの判断結果を修正したもの4件、評価結果の記述を一部削除や修正したもの6件、特に優れた点及び改善を要する点から削除したもの1件、修正等を行わなかったもの28件である。

2. 対象機関における目的及び目標、取組や活動の概況

2.1. 対象機関における目的及び目標の状況

本評価は、対象大学等の本テーマに関する目的及び目標に即して行うものであるが、対象機関である大学については、その規模、専門性、地域性など多様であり、また、大学共同利用機関では、基礎的な領域を中心に高度に専門的な研究が行われている。これらを反映して大学等の目的及び目標も多様である。

目的には、大学等を社会に開かれた組織とし、産業界や地域社会などのニーズに応える研究面での連携・協力を進めるとともに、研究成果の活用が述べられている。より具体的には、目標として産官学連携のための学内体制の整備、地域や産業界との協力のための組織の設立、連携促進のための情報提供や催しの開催、学内での啓蒙活動、共同研究、受託研究などの推進、審議会、委員会、調査研究への参画、研究成果の技術移転や特許の取得、技術相談、心理相談、研究成果のデータベース、ソフトウェアとしての提供などが述べられている。

目的及び目標の設定の特徴的な点として、大学については、大半の大学で積極的な地域との連携・協力が具体的に述べられている。一方、国際的な連携に関しては、これを目的や目標に掲げた大学は半数程度で、その記述も一般的なものが多く、具体的なものとしては開発途上国への支援などが多い。国際的な共同研究や産学連携などで具体的な目標を設定している大学は少ない。また、連携・協力の内容面では、大半の大学で産学連携が取り上げられ、このほか大学の特性に応じて行政、教育、医療・福祉、文化面での目的や目標が設定されており、環境や防災などについても取り上げられた大学等がある。また、研究連携の実績などに関連する目標は、「推進」、「促進」、「実施」などの定性的な表現が大半であるが、定量的な目標を記述した大学も数校見られた。

一方、大学共同利用機関については、それ自身が高度に専門的な研究を展開していることから、その設定した目的や目標も地域の研究への理解の促進、研究成果のデータなどの公開、専門性のある人材の育成、施設、設備の共同開発などが特徴的である。また、多くの機関で国際共同研究への参画など国際的な連携が述べられている。

本評価は、大学等の目的及び目標に即して、その達成状況等を評価するものであり、上記のような特徴を持つ各対象大学等の目的及び目標に即して評価を行った。

2.2. 対象機関における取組や活動の状況

大学等における取組や活動はおおむね先に述べた目的や目標に対応するものであるが、各大学等ごとにそれ自身の特性や地域性などに応じて多様な工夫が見られる。特に、産業界などとの連携のための組織づくりや催しの開催、地域の研究ニーズや学内シーズの把握とそれらのマッチング、知的財産権への対応と技術移転などで特徴的な活動が多く見られる。また、研究連携として産業界とのいわゆる産学連携だけでなく、地域の行政、教育、医療、環境、文化など多様な側面での研究連携が行われており、研究成果を活用した専門家の再教育なども重要な活動として取り上げられている。

評価に当たっては、大学等における教育研究活動そのものや教育面での社会貢献活動は含めないものとしたが、活動によっては中間的な性格のものも少なくなく、評価対象とすかどうかはヒアリングなどで大学等が自己評価で取り上げた趣旨などを確認して決定した。また、制度上の制約から学外に設置されているTLOなどの組織については、当該大学等の関わりにおいて評価を行った。

また、本評価は過去5年間の状況を対象に行ったが、この間、経済情勢の変化、「大学等技術移転促進法」の制定、国立大学教官の企業役員兼業の許可、産学連携コーディネータの配置や地域連携型の研究プログラムの補助など、産学連携等における制度面の整備、各種施策の実施など急速に社会的背景が変化してきている。大学等においても、これを反映して最近開始された取組も多く、また、共同研究の件数など実績面でも急速に成果を伸ばしている大学等が多い。本評価では、このような社会的背景を踏まえ、大学等の改善に役立てるとともに、大学等の活動について、国民の理解と支持が得られるよう本評価の目的を踏まえて評価を進めた。

3. 評価結果の全般的な状況

以下では、評価項目ごとに取組や活動等の「目的及び目標の達成への貢献の状況」等並びに「特に優れた点及び改善を要する点等」の全般的な状況を記載している。

3.1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

3.1.1 目的及び目標の達成への貢献の状況

取組や活動の運営・実施体制や組織としては、学内において産学連携等を担当する委員会や地域連携室等の設置、地域共同研究センターやリエゾンオフィスの設置・充実、地域共同研究センターなどへの産学連携等のコーディネータの配置、企業や地元自治体等との協議会や懇談会の設置などの取組が多く多くの大学等で行われている。これらの取組において、研究連携上の必要性を反映し、全学的な協力や学外の専門家などの協力を得て実効性のある実施体制や組織を整備しているもの、連携先に対する窓口を集約したものなどが優れたものとして評価されている。

一方で、実施体制や組織が未整備、整備中あるいは検討中である、研究連携が教官の個別的活動に任せ組織としての推進・支援などが不十分である、全学的な活動状況の把握が不十分であるなどが問題として指摘されている。

取組や活動の内容・方法としては、地域や産業界と連携した催しや研究会等の開催、研究成果を紹介するシンポジウム等の開催、実験施設等の共同開発、共同研究や特許取得等に関する学内者への啓蒙・支援活動、学内資金の傾斜配分や共同研究の補助などのインセンティブの導入、コーディネータ等による企業訪問、教官訪問等による学外ニーズと学内シーズの把握、工学系などでの技術相談、教育学系などでの教育相談・心理相談等、研究成果を活用した専門家の再教育などの活動、開発途上国への技術支援、審議会や調査活動等への参画、研究成果のデータベースやソフトウェアとしての公開など多様な取組や活動が行われている。これらの取組において、地域のニーズや学内のシーズに効果的に対応しているもの、組織的な取組や活動が行われているものなどが優れたものとして評価されている。

一方、目的や目標に掲げながらこれに対する具体的な取組や活動が行われていない、各取組や活動を推進するための方策が行われていないなどが問題として指摘されている。

広報の体制・範囲・方法としては、広報委員会・広報室等の体制の整備、研究者総覧の刊行、広報誌の刊行・配布、各種刊行物のホームページでの公開などが行われている。これらの取組において、研究者総覧や広報誌などの内容や配布先の研究連携の目的や目標に即した整備、広報センターやサテライトプラザを活用した広報活動、マスコミと連携した研究活動などの紹介などを優れたものと評価している。

一方、組織的な広報の体制が十分に整備されていない、研究者総覧等の作成において教員の協力が十分に得られていない、刊行物が目的や目標で意図された連携対象に配布されていない、ホームページの活用が不十分である、情報提供が一方向的であるなどが問題として指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学等の有する目的及び目標に対するものであり、大学等間で相对比较することは意味を持たない。

取組は目的及び目標の達成に十分に貢献している。	41機関 (36%)
取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	61機関 (54%)
取組は目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	9機関 (8%)
取組は目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	2機関 (2%)
取組は目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0機関 (0%)

3.1.2 特に優れた点及び改善を要する点等

特に優れた点として、連携活動を推進するために、企業、地元自治体、教育委員会等と協議会や懇談会等を設置し、連携活動を推進している点、連携活動を意図した学内体制や施設等を整備・充実している点、産学連携等のためにリエゾンオフィスやコーディネータを設けて活動を展開し

ている点，地域の要望に応えた取組や調査活動等を行っている点，研究成果のデータやソフトウェアを組織的に提供している点など，対象大学等全体で88の事項が取り上げられている。

特色ある取組として，地域密着型の研究プロジェクト，研究者等の情報発信の方法，重点研究や活動実績に応じた資金配分，企業化・事業化のための活動，社会のニーズを把握するための取組など，対象大学等全体で47の事項が取り上げられている。

改善を要する点として，取組や活動を運営・実施する体制が未整備である点，目標に掲げられている取組が行われていない点，取組が教官等の個人的であり大学等として組織的な取組となっていない点，研究者総覧等の研究情報の公開が不十分な点など，対象大学等全体で11の事項が取り上げられている。

問題点として，目標に掲げられている「リエゾンオフィスの開設」が未整備である点が，対象大学等全体で1の事項が取り上げられている。

3.2. 取組の実績と効果

3.2.1 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

研究面での社会との連携や協力のためのセミナー・シンポジウムなどの催しについては，意図した参加者を得ているもの，アンケート調査において参加者の満足度が高いものや，参加者と共同研究に発展しているものなどが優れたものとして評価されている。

一方，参加者数や参加者の満足度など十分に把握されていないものは問題として指摘されている。

共同研究・受託研究，受託研究員，奨学寄附金等の受入については，共同研究等の件数がこの5年間に大幅に増加しているもの，具体的な成果が得られているものなどが優れたものとして評価されている。

一方，大学等における推進の取組にもかかわらず件数の増加につながっていないものもある。これらについては，経済情勢，地域性，専門分野などの背景も考慮する必要があり，その結果，相応として評価されている。

技術移転やそのための特許の取得については，特許の出願数等は以前は少ない大学等が多かったが，この5年間に大幅に増加しているもの，民間への技術移転や実用化にまでつながっているものなどが優れたものとして評価されている。

技術相談・教育相談等の各種相談活動については，相談体制の整備などに伴って件数が増加しているもの，技術相談から共同研究などに発展しているものなどが優れたものとして評価されている。

国，地方公共団体等の各種審議会・委員会等への教職員の参加については，参加者数の増加しているものなどが優れたものとして評価されている。中には，地方公共団体との連携を緊密にして効果的に委員等を選定しているものもある。

Webを利用した研究者情報の提供や，インターネットでのデータベース，ソフトウェアの提供については，アクセス件数，提供件数が多く得られているもの，有用であるなどの利用者からの意見を得ているものが優れたものとして評価されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学等の有する目的及び目標に対するものであり、大学等間で相对比较することは意味を持たない。

目的及び目標で意図した実績や効果が十分に挙げられている。	37機関(33%)
目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙げられているが、改善の余地がある。	68機関(60%)
目的及び目標で意図した実績や効果がかなり挙げられているが、改善の必要がある。	8機関(7%)
目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙げられているが、改善の必要が相当にある。	0機関(0%)
目的及び目標で意図した実績や効果が挙げておらず、大幅な改善の必要がある。	0機関(0%)

3.2.2 特に優れた点及び改善を要する点等

特に優れた点として、共同研究や受託研究等の実績の大幅な増加とともにその成果が社会で活用されている点、特許の出願件数の増加とともに技術移転の実績を上げている点、地域と連携した組織的な活動から共同研究等に発展している点、大学発ベンチャーが設立されている点、研究成果を活かして開発途上国の支援を行っている点、大学等の研究成果等の知的資産が活用され、行政、教育、文化等の面で社会に貢献している点、巡回診断や遠隔医療等により地域医療に貢献している点、技術相談や教育相談等の各種の相談活動の件数が増加している点、シンポジウム・講演会等において、多くの参加者を得ている点や参加者の満足度が高い点など、対象大学等全体で124の事項が取り上げられている。

改善を要する点として、共同研究の実績が挙げていない点、地元中小企業や一般市民との連携が少ない点など、対象大学等全体で4の事項が取り上げられている。

問題点として取り上げられた事項はなかった。

3.3. 改善のための取組

3.3.1 目的及び目標の達成への貢献の状況

取組状況や問題点を把握する体制や取組、学外者の意見等を把握する体制や取組については、自己点検・評価及び各取組や活動ごとに取組状況や問題点等の把握の状況、外部評価や運営諮問会議における外部者の意見の把握の状況などから、相応であるとされているものが多い。これら問題点等の把握を積極的に進めるために、組織体制の充実、企業や地元自治体等の連携の相手方に対するアンケート調査の系統的实施、交流会・懇話会、ホームページやメールを通して意見等を把握している状況、研究面における社会との連携や協力に関する調査や研究などを実施している状況などから優れているとされたものもある。

一方、問題点等の把握から改善につなげる全学的体制や取組及び活動に即した体制の未整備、学外者の意見収集が十分に行われていないなどが問題として指摘されている。

把握した意見や問題点の改善状況は、企業等の外部の要望等に対して、連携活動を行うための組織の整備・充実、取組や活動の充実などが行われており、それらを積極的に充実しているものが優れているとして評価されている。

一方、問題点の指摘が改善に結びついていないことなどが問題として指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学等の有する目的及び目標に対するものであり、大学等間で相对比较することは意味を持たない。

改善のための取組が目的及び目標の達成に十分に貢献している。	14機関 (12%)
改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	76機関 (67%)
改善のための取組が目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	13機関 (12%)
改善のための取組が目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある	10機関 (9%)
改善のための取組が目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0機関 (0%)

3.3.2 特に優れた点及び改善を要する点等

特に優れた点として、取組状況や問題点等を常時把握するため、各部局等にそのための職員を配置している点、企業や地元自治体等の連携の相手方に対してアンケート調査や交流会・懇話会等により外部者の意見を積極的に把握している点、外部検証委員を一般より公募し、様々な視点から評価を受けている点、取組の問題点を把握するために、米国における産学連携の調査を実施している点、外部評価などにより把握した問題点や要望等に対して改善を図っている点など、対象大学等全体で65の事項が取り上げられている。

特色ある取組として、学外有識者を中心とした審査会で公開セミナー方式による外部評価システムの確立、研究成果報告会のアンケート調査等により実施結果の意見等を把握し、次年度の経費配分に反映しているなど、対象大学等全体で4の事項が取り上げられている。

改善を要する点として、取組状況や問題点等を把握する体制や取組が行われていない点、把握された問題点等の改善が図られていない点など、対象大学等全体で10の事項が取り上げられている。

問題点として、取組状況や問題点等を把握するための体制が未整備である点など、対象大学等全体で2の事項が取り上げられている。

4. 評価実施における諸課題への対応

4.1. 「目的及び目標」の整理状況について

機構の実施する評価は、各大学等の目的及び目標に即して行うことを基本としており、そのことから各大学等に自己評価において、目的及び目標について、明確かつ具体的に整理・記述することを求めている。

また、この評価が試行的実施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先立って、評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査を実施し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析したうえで、その結果について全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックした。

今回の評価で各大学等から示された目的及び目標では、事前調査に比べ3割程度の大学等においてより整理された記述となって提出された一方で、全体的な意図を目的として掲げてはいるものの、目標として具体的に記述されていないもの、目的及び目標ともかなり抽象的なものなどがあつたが、評価が不可能というものではなかった。

4.2. 分析のための根拠資料・データについて

自己評価書では、自己評価結果とともに、それを裏付ける根拠資料・データの記載を求めている。大学等から提出された自己評価書では、必要十分な根拠資料・データが示され、機構の評価者が容易に理解できるよう客観的にまとめられている例もあつたが、一方で、本テーマが多様な取組や活動を評価の対象としていることもあり、目的及び目標に対応した取組や活動が示されていないもの、取組や活動の名称のみの記述でその内容が確認できないもの、取組や活動は示されているがその実績や効果が根拠資料・データをもって示されていないものなども多く、根拠資料・データの著しい不足により分析が困難な場合や、部分的・間接的な根拠資料・データの提示のみで自己評価結果との関連が理解しにくい場合も少なからず見受けられた。

このため、根拠資料・データが不足している大学等に対しては、当該大学等が対応できるよう、評価の意図などを示した上で、不足する根拠資料・データの提出を求め、ヒアリングにおいて確認を行った。その結果、相当程度補完されたが、評価期間中の取組や活動の実績などの計測や記録などが行われていないため、十分な分析ができないものも若干残されている。

また、大学等において十分な分析・整理が行われないまま、膨大な根拠資料・データが提出された例もあり、機構の評価者においては、これらを分析するためかなりの労力と時間を要した。このほか、大学等がWebで公開している情報について、根拠資料として、そのURLのみを記載したのもかなり見られたが、資料としての保存性に問題があることなどから、ヒアリングに際して、公開内容の資料としての提出を求めた。

根拠資料・データについては、各評価項目ごとにその例を示していたが、各大学等における評価手

段の自主性の観点からあまり具体性のある例示はできなかった。しかし、根拠資料・データは、評価にとって不可欠なものであり、例示のあり方に関して課題が残った。

4.3. 評価項目ごとの水準の判断について

評価項目ごとの評価においては、本テーマが多様な取組や活動を評価の対象としていることから、取組や活動を「社会と連携及び協力するための取組」と「研究成果の活用に関する取組」の2つに分類した上で、観点ごとの判断を行い、その結果を基に目的及び目標の実現に向けた貢献や達成の程度を判断し、その判断結果と観点の重み等を総合的に判断して評価項目ごとの水準を導いた。

これらの判断は、各評価チームで行い、専門委員会において最終的に決定したが、分類の整理が各大学等ごとに若干異なっていたことなどから、各評価チームにおけるこれらの判断をより適正に行い、一層の客観性を確保するため、専門委員会において評価項目ごとの水準等の考え方を作成し、評価項目ごとの水準を導いた。

なお、この判断方法については、ヒアリングにおいて各大学等へ示した上で理解を求めた。

4.4. 「取組の実績と効果」における評価について

「取組の実績と効果」の評価項目は、取組や活動の結果から判断して、目的及び目標で意図した実績や効果の状況について評価を行うものである。

しかし、大学等から提出された自己評価書の中には、当該大学等の設定した目的及び目標が定性的なものが多い一方で、連携・協力先の視点からの満足度などに関する根拠資料・データは少なく、数量的な多寡のみを根拠として観点の分析を行い、数値データのみを根拠資料・データとしている場合や取組や活動等の程度を評価するものが見受けられた。

このため、数量的な側面から評価を行う場合は、社会的背景の変化や、大学等の規模・専門領域・地域との関わりにおける多様性を考慮し、各評価項目の評価の意図や目的及び目標に沿った評価となっているか確認しつつ、数値データの経年変化やアンケート調査等の結果なども総合して判断する必要があった。その際、不足するデータをヒアリングにおいて当該大学等に求めて評価した。

なお、大学等の自己評価では、共同研究、受託研究などに関連する取組において、その実績などを「研究活動面における社会との連携及び協力の取組」の評価項目で自己評価していたものが見られたが、同評価項目では、目的や目標に即して共同研究や受託研究の推進などのためにどのような取組がなされているかを評価し、共同研究等の件数などの実績や効果は「取組の実績と効果」の評価項目に移して評価を行った。

4.5. 「特に優れた点及び改善を要する点等」の評価について

「特に優れた点及び改善を要する点等」は、目的及び目標の達成へ向けた取組や活動等の中から特徴的な取組等を取り上げるものである。

今回の評価では、目的及び目標に照らして、特に優れていると判断できる場合等を「特に優れた点」とし、当該大学等の人的、物的等の諸条件を有効に生かした取組などは「特色ある取組」として、目的及び目標の内容、取組の状況等から判断して、問題はあがるが工夫や努力等により改善が期待できる場合などは、「改善を要する点」として、問題点としての指摘はできるが、抜本的な改善が必要となる等、直ちに改善策が見いだせない場合などは、「問題点」としてそれぞれ観点ごとの判断に即して取り上げた。

なお、「特に優れた点及び改善を要する点等」として該当するものがなかった場合は、評価結果においてその旨を記述した。

4.6. 「特記事項についての所見」の記述について

「特記事項」は、自己評価を実施した結果を踏まえて、研究活動面における社会との連携及び協力の取組全体を通じた視点からの補足的事項、今後の改革課題や将来に向けての構想等の今後の展望、制度面に起因する活動の制約などについて、大学等の意見を任意に記述する機会を提供するものとして設けたものであり、機構は、この特記事項に対して、機構が行った評価の結果から見た「所見」を付すこととしていた。

大学等から提出された特記事項の全般的な状況としては、現在展開している取組や活動の基本方針に関する記述、各大学等で特色があると考えている現在の取組や活動に関する記述(例えば、地域と連携推進のための地方公共団体等との協議会等の設置など取組や活動を推進するため体制の工夫、TLOの設置などの技術移転に関する組織の工夫、地域と密着した取組や活動の特色など)、検討中で

あるが今後導入予定である取組に関する記述，検討課題とその対応の必要性を示唆している記述，法人化や他大学等との統合に関する記述などが見られた。また，工学系大学，医学系大学，教員養成系大学など大学等の特性を謳いながら記述している大学等もあった。このほか，記述のない大学等が21あった。

このように，各大学等の特記事項については，任意記述としたことから，大学等ごとに多様な内容となっており，個々の大学等の事項に対して，統一かつ明確な方針の下で機構としての所見を付すことが極めて困難な状況であった。また，特記事項の中には，将来構想・計画などの大学等独自の特徴的な事項が多く含まれており，評価を担当する専門委員会においても，これらの事項に機構としての所見を付すことの適否について意見が出された。

当機構としては，これらの状況を踏まえ，特記事項については，各大学等ごとの評価報告書の末尾に掲載することとするが，特記事項に対する所見については，個々の大学等ごとに付すことを取りやめることが適当であるとの判断に至り，全ての大学等について所見を記載しないこととした。

4.7. 評価の実施を通じての認識された検討課題について

今回の評価の実施過程で生じた課題については，前記4.1から4.6に示したように可能な限り解決を図ったが，一方で，今回の評価に携わった評価者(専門委員会委員及び評価員)からの意見により，評価の実際の経験に基づく実施上の課題も明らかになった。以下は評価者に対するアンケート調査を通じて提起された主な意見を整理したものである。

(1) 自己評価書について

記載方法が自己評価実施要項に沿っていないもの，必要的記載事項の記述が不足しているものなどが相当数見受けられたが，自己評価書の作成方法が大学等側に徹底されていないのではないかと。

自己評価結果と目的及び目標との関係が必ずしも明確になっていないものが多く，機構の評価の趣旨が十分理解されていないのではないかと。

根拠資料・データが不足しているものが多かった。大学等からの提出方法等を再考する必要があるのではないかと。

(2) 評価の実施(運営)体制について

評価チームにおける専門委員・評価員，大学関係者・有識者の位置付けを明確にし，作業負担を考慮し，評価者の専門性などの見識を活かせるように役割分担を考えるべきである。

委員の共通認識をより高め，十分な検討を行うことができるよう，チーム打合せの方法等をさらに工夫すべきである。

(3) 評価の実施方法について

観点ごとの判断，評価項目ごとの水準の判断等については，その判断基準等を可能な限り早期に示す必要がある。

評価実施スケジュールについては，ヒアリング前後の作業日程が厳しく，ヒアリング後の評価報告書等の作成に時間的余裕が余りなかった。

大学の実状をよりの確に把握するためにヒアリングは有効であり，できれば訪問調査を行ってもよいのではないかと。

評価対象となる取組や活動の多様さを考慮すると，評価報告書の分量制限が厳しい。

対象機関の性格・専門性・規模等を考慮した評価は難しい。

(4) 評価者の研修等について

評価作業等を十分理解できよう評価実施マニュアル等の内容を充実すべきである。

実際の評価作業に即応できるよう事例等を用いた実践的な研修内容にする必要がある。

§3 分野別教育評価「法学系」

1. 評価の実施

1.1. 対象組織

国立大学の法学系学部，研究科のうち，設置者(文部科学省)から要請のあった次の6大学の学部及び研究科を対象とし，学部，研究科をそれぞれ単位として実施した。

東北大学(法学部，大学院法学研究科)，東京大学(法学部，大学院法学政治学研究科)，新潟大学(法学部，大学院法学研究科)，金沢大学(法学部，大学院法学研究科)，神戸大学(法学部，大学院法学研究科)，香川大学(法学部，大学院法学研究科)

1.2. 評価の対象となる活動等

本評価は，大学等が行っている諸活動のうち，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」について，これらの教育活動の取組が，教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか，また，教育活動の成果が，教育目的及び目標をどの程度達成しているのかの視点から評価した。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は，国公私立大学の関係者，社会・経済・法曹等の各方面の学識経験者，大学評価委員会委員等からなる28名の専門委員により，法学系教育評価の具体的内容・方法等の審議を行い，当該分野の専門家3名の評価員を加え計31名の構成により，書面調査等の基本的方法・手順等の共通理解を図るとともに，評価報告書原案等について審議を行った。評価に当たっては，専門委員及び評価員による評価チームを3チーム編成(1チーム10～11名)し，各チームで2大学ずつを担当し，各チームごとの評価チーム会議を経て，書面調査及び訪問調査等を実施し，評価報告書原案を作成した。このほか，評価チーム主査・副主査会議を行い，チーム間の調整を行った。

1.4. 評価内容及び項目

評価は，教育活動の活性化や質的向上・改善などに向けた取組について，対象組織の教育目的及び目標に即して，次に掲げる評価項目ごとに行った。なお，評価項目ごとの評価は，各評価項目の()内に示している当該評価項目で何を評価するのかを示した「要素」ごとに教育目的及び目標に照らしを行った。

- 1) 教育の実施体制(教育実施組織の整備，教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表，学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況)
- 2) 教育内容面での取組(教育課程の編成，授業(研究指導を含む)の内容，施設・設備の整備に関する取組状況)
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組(授業形態，学習(研究)指導法等の教育方法，成績評価法，施設・設備の活用に関する取組状況)
- 4) 教育の達成状況(学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況，進学や就職などの卒業(修了)後の進路の状況から判断した達成状況)
- 5) 学習に対する支援(学習に対する支援体制の整備・活用，学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況)
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム(組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制，評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況)

1.5. 評価の方法

各対象組織により，教育目的及び目標に沿って上記1.4.に掲げる評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき，観点ごとに現在の教育活動の状況が，教育目的及び目標を実現する上で，「十分に成果を上げている」のか，「おおむね成果を上げている」のか，「あまり成果を上げていない」のかを根拠となるデータ等で確認しつつ分析を行った。

次に，観点ごとの分析結果を踏まえ，「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度を，「十分に貢献(達成又は機能)している」，「おおむね貢献(達成又は機能)している」，「かなり貢献(達成又は機能)している」，「ある程度貢献(達成又は機能)している」，「ほとんど貢献(達成又は機能)していない」の5種類を用いて判断した。

次に、「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の判断結果と観点の重みなどを総合的に判断し、以下の判断の方法により5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて評価項目ごとの水準を示している。

水準を分かりやすく示す記述	「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の判断結果(目安)
十分貢献(達成又は機能)している	原則として、評価項目の要素の全てが「十分に貢献(達成又は機能)している」となっている場合
おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「おおむね貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「かなり貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「ある程度貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある	原則として、評価項目の要素の全てが「ほとんど貢献(達成又は機能)していない」となっている場合

1.6. 意見の申立て

評価結果に対する意見の申立てとして、対象となった6大学(6学部、6研究科)のうち、2大学から延べ3件(学部1件、研究科2件)の申立てがあった。内容としては、評価項目の水準の修正を求めるもの1件、評価結果の記述の一部の削除を求めるもの1件、評価結果の記述の一部の修正を求めるもの1件であった。これらの申立てへの対応は、水準の修正をせずに原文のままとしたもの1件、評価結果の記述の一部を削除したものの1件、評価結果の記述の一部を修正したものの1件となっている。

2. 評価結果の全般的な状況

ここでは、各対象組織の評価結果について、評価項目ごとに、要素ごとの全般的な状況を整理し、さらに「特色ある取組・特に優れた点」及び「改善を要する点・問題点」として取り上げられている事柄を記述し、また、各対象組織の設定した目的及び目標に即しての水準の状況を示している。

2.1. 教育の実施体制

【学 部】

1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

学科等の構成に関しては、多くの対象組織で、学生の関心や職業選択、地域特性や社会的要請を踏まえた学科等構成の工夫がなされ、バランスの取れた教員の構成に配慮している。そうした組織体制や教育課程の編成・改善のための検討委員会も設置されている。また、一部の対象組織で、教育方法等の研究・研修(FD)の充実や教員構成の検討も行われている。

2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学内(学生、教職員)向けには、多くの対象組織で、ホームページへの掲載、入学時等のガイダンス、学生便覧やパンフレット等の配付による周知の取組が行われており、また、学外者に対しては、多くの対象組織で、学内と同様の取組のほかに、各種説明会やオープンキャンパス、高校・企業を含めた地域社会との懇談会などの開催により周知する方法をとっている。

3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

多くの対象組織で、学生受入方針はおおむね明確に策定されており、公表に関しては、オープ

ンキャンパス，学部案内パンフレット，ホームページへの掲載等の取組がなされている。また，入学者選抜方法については，全ての対象組織で，入学試験で学科各々の教育理念を反映した選抜ができるような工夫が見られ，入学者選抜方法に学生受入方針が反映されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては，年齢やジェンダー・バランスに配慮した教員の充実，外国籍の教員に対する学内委員などの積極的役割の付与，自大学出身者にこだわらない実務経験者を含めた教員の採用，教員による相互授業参観制度の導入，また，AO入試や小論文試験，外国人留学生や帰国子女，社会人のための入試の実施などの工夫が見られる。

「改善を要する点・問題点」としては，授業改善への取組が学部全体としての組織的な取組となっていないことや，教育に当たる教員への支援体制面に現状では不十分な点があることなどが指摘されている。

【研究科】

1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

専攻の構成に関しては，多くの対象組織で，研究者・社会人・高度専門職業人などの学生の進路目的等に応じたコース設定がそれぞれなされ，それに対応した入試方法や教育課程，教員構成を定めるといった教育の実施体制の整備に取り組んでいることなどが取り上げられている。また，多くの対象組織で，そうした組織体制や教育課程の編成・改善のための検討委員会も設置され，教育方法等の研究・研修(FD)の充実や教員構成の検討も行われているが，対象組織によっては，組織的な取組が不十分な場合も見られる。

2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学内(学生，教職員)への周知としては，多くの対象組織で，ホームページへの掲載，学部在籍時からのガイダンス，パンフレット等による取組が行われており，学外者に対しては，学内と同様の取組を行っているほか，一部の対象組織では，派遣元企業との懇談会を開催している場合もある。

3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

学生受入方針については，多くの対象組織で，おおむね明確に策定されており，公表に関しても，研究科案内パンフレット，ホームページへの掲載等の取組がなされている。また，入試方法への反映に関しても，多くの対象組織で，他大出身者や社会人，外国人留学生に配慮した入試方法の工夫が見られる。

「特色ある取組・特に優れた点」としては，「大学院重点化」に伴って進められた改革に伴う，年齢やジェンダー・バランスに配慮した教員の充実，外国籍の教員に対する学内委員などの積極的役割の付与，自大学出身者にこだわらない実務経験者を含めた教員の採用などにより，大学院生のより実践的な授業への強い要望にも応えていることなどが取り上げられている。そのほか，学生受入方針に関する取組についても，課程やコースの趣旨に合わせて多様できめ細かい選抜方法を探り，また選抜方法を公平かつ厳正に実施する体制を整えていることなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては，FDへの取組が研究科全体としての組織的な取組となっていない研究科があることなどが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味をもたない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	1	1
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	5	4
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	0	0
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	1
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.2. 教育内容面での取組

【学 部】

1) 教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の編成については、多くの対象組織で体系的に段階を踏ませるための必修や選択科目のバランスが考慮されており、また、高校教育からの導入部と大学院進学志望者への基礎教育としても機能しているケースも見受けられる。また、一部の対象組織では、各領域の関連・バランスに関する取組、国際化に対応したカリキュラムへの工夫も見られる。

2) 授業の内容に関する取組状況

教育課程の編成に伴った授業内容への個々の教員の取組については、多くの対象組織で工夫が見られるが、組織的な取組としては不十分な対象組織も見受けられる。また、シラバスの工夫や授業評価アンケートの活用についても多くの対象組織で取組が見られる。

3) 施設・設備の整備に関する取組状況

施設・設備に関しては、多くの対象組織で図書館や自習室を始めとして、ネットワーク関係の整備も行われている。その一方で、予算等の制約により、施設・設備の量的な不足が見られる対象組織もある。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、学生の目的に応じた4年制コース(学部卒業コース)と6年制コース(大学院進学コース)の選択制の採用、時代の要請に応える先端科目の多数開講、特に歴史性、国際性の視点を重視した多様な授業科目の充実、正規科目としてのインターンシップ、さらには、サマースクールの実施、教育課程の編成について、多様な学習が可能となるようなバランスへの配慮や、学生による授業評価アンケートの実施及びその結果の公表などが取り上げられている。その他では、シラバスの活用と整備などの取組も取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、履修コース制度において、各コースのコンセプトを明確にし、それに沿ったカリキュラムや授業内容とする取組が不十分であること、施設・設備の整備に関して、物理的スペースや予算の制約はあるものの、量的・質的に十分とは言えず、特に施設、規模の狭隘さなどが指摘されている。

【研究科】

1) 教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の編成については、多くの対象組織で、コース・専攻別に多彩な内容の講義や演習を展開しており、留学生や社会人に対する配慮も多く見受けられる。

2) 授業(研究指導を含む)の内容に関する取組状況

授業(研究指導)内容への個々の教員の取組については、多くの対象組織で、論文指導を始め、研究発表の機会を多く設けるなどの取組が見られる。また、一部の対象組織では、必要に応じてティーチング・アシスタントを活用しているケースも見られる。

3) 施設・設備の整備に関する取組状況

施設・設備に関しては、多くの対象組織で、図書館や自習室を始めとして、ネットワーク関係の整備も行われている。その一方で、一部の対象組織では予算等の制約により、院生研究スペースなどの施設・設備の量的な不足が見られる。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、外国との提携による外国人教員との合同講義・演習の開講、論文作法の指導などにより論文作成と発表の基礎技能の修得をさせていること、社会人大学院生のニーズに対応するための多様な科目の設置、外国人留学生向けの指導、研究発表の複数機会、詳細な履修ガイダンスの整備などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、シラバスの記載内容に科目間で精粗の差があること、情報ネットワークや情報サービス機器の整備について、院生数の増加に応じた、より一層の充実が望まれること、大学院生研究室及び自習室について、スペースや研究環境の整備面において、より一層の配慮が望まれることなどが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	1
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	6	4
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	0	1
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.3. 教育方法及び成績評価面での取組

【学 部】

1) 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

授業形態、学習指導法等については、多くの対象組織で、少人数教育の充実や、演習を重視しており、また、講義・演習などの各種授業形態のバランスへの工夫がなされている。また、学生の学習到達度の適切な把握及び単位認定方法については、多くの対象組織で、小テストの実施やレポート作成を課すことなどの方法により行われている。

2) 成績評価法に関する取組状況

成績評価の一貫性・厳格性については、多くの対象組織で工夫がなされているが、判定基準などが個々の教員レベルに任されているケースが多いことが指摘されている。

3) 施設・設備の活用に関する取組状況

講義、演習等に必要な施設、設備については、多くの対象組織で、予算やスペースなどの制約があるものの、現状の施設等の活用はなされている。情報ネットワークや情報サービス機器も多くの対象組織で、おおむね整備され、学生の活用もなされている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、少人数教育の徹底、多様な演習の開講が取り上げられており、学生の学習到達度の把握及び単位認定方法では、小テストや中間テスト、レポートなどによる到達度の把握方法の多様化、学習相談室などの学生をサポートする適切な体制の整備、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制の導入による成績評価の一貫性・厳格性の実現が取り上げられている。また、情報ネットワークや情報サービス機器の活用として、文献や判例検索等の補助手段として、学生の利用・活用を促す取組が行われており、実際に学生の積極的な利用・活用がされていることなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、オフィス・アワーの活用が不十分であること、成績評価が個々の教員の裁量に委ねられており、組織的な基準設定が不十分であることなどが指摘されている。

【研究科】

- 1) 授業形態，研究指導法等の教育方法に関する取組状況
多くの対象組織で、学位論文の作成に対してきめ細かな指導がなされており、複数指導体制が置かれている対象組織もある。また、多くの対象組織で、大学院生の学外の学会などへの積極的参加を促している。
- 2) 成績評価法に関する取組状況
講義・演習に対する成績評価法の基準については、多くの対象組織で検討が必要とされている。学位の授与方針・基準については、多くの対象組織で適正と判断されているが、一部の対象組織で博士の学位についての考え方の変化に対応し、その見直しが指摘されている。
- 3) 施設・設備の活用に関する取組状況
授業や研究指導の教育方法等に沿った施設・設備については、多くの対象組織で、限られた予算、スペースの中で現状の施設等の活用がなされており、また、情報ネットワーク環境の整備、活用に関して工夫がなされている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、教員の複数指導体制の確立、一人の教員の指導する学生数を制限し適切な指導教員による少人数教育の徹底、明瞭な学位授与の方針・基準の策定、審査過程をウェブサイト上に公表するなど透明性や厳格性の確保、さらに、研究活動等を行うための情報関係の教材・機器等の活用について、文献・判例・資料の検索・収集等のためのネットワーク環境を整え、大学院生に十分活用されていることなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、少人数での講義や演習における成績評価に厳格性や体系的性を欠くことなどが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	1	1
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	5	4
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	0	1
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.4. 教育の達成状況

【学 部】

- 1) 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
多くの対象組織で、単位取得、進級、卒業、各種資格試験合格者等の状況、学生アンケートなどを用いて達成状況の判断がなされており、各対象組織の教育目的等に即した一定の成果が評価されているが、一部の対象組織では、各種資格試験受験準備のために留年する学生への指導などに対する検討の必要性も指摘されている。
- 2) 進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況
多くの対象組織では、大学院への進学、業種別の就職状況、企業に対するアンケートなどを用いて達成状況の判断がなされており、各対象組織の教育目的等に即した一定の成果が評価されている。一方、昨今の社会状況を反映している面もあるが、一部の対象組織では、卒業後の未就職

者に対する支援体制の検討を指摘されている対象組織もある。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、学生による授業評価を組織として正式に取り入れ、それを達成状況の把握に活かしていること、少人数ゼミ、外国法・政治制度に関する講義や高度かつ応用的な法律専門科目のような教育上の特色ある取組に関わる科目の履修率が高いこと、さらに、企業へのアンケートで、卒業生が非常に高い評価を受けていることなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、講義の理解が十分でない学生や、講義に不満を持っている相当数の学生への対応に不十分な点が残ることなどが指摘されている。

【研究科】

- 1) 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
多くの対象組織で、修士の学位取得状況、所定期間内の修了状況などを用いて、達成状況の判断がなされており、各大学院の教育目的等に即した一定の成果が評価されている。
- 2) 進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況
多くの対象組織で、博士課程への進学、業種別の就職状況などを用いて、達成状況の判断がなされており、各大学院の教育目的等に即した一定の成果が評価されている。また、一部の対象組織で、課程修了後の未就職者に対する支援体制の検討も指摘されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、公務員として地域の中央官庁地方支分局や地方自治体に就職する者が継続的に出ており、地域社会への人材供給を果たしていることなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、標準修業年限内に修了できない大学院生が多いこと、就職先の状況や、アンケート調査によると、高度職業人の養成という教育目標の達成に不十分な点が残ることなどが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標が十分達成されている。	1	1
教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。	5	3
教育目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。	0	2
教育目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.5. 学習に対する支援

【学 部】

- 1) 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況
学習を進める上での相談・助言体制については、多くの対象組織で、進級の際、または3年次編入生や転部生などに対してガイダンスが行われ、コースの説明や科目選択についての説明がなされている。また、一部の対象組織では、指導担当教員や演習指導教員によって学生からの進路や学習についての相談に適宜対応している。多様な学生に応じた支援については、一部の対象組織で、夜間主コース学生のため、資料室の開室時間の延長を行うなどの取組がされている。
- 2) 学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況
学生が自主的に学習できる環境については、多くの対象組織で、予算的制約があるものの自習室や資料室及び情報機器や情報ネットワークはおおむね整備され、学生も積極的に活用している。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、アドバイザー教員制度、学生委員制度、演習指導教官による助言制度、学習相談室による学習支援・心理カウンセリングなどのきめ細かな体制、地方裁判所での裁判所研修の実施、インターンシップに対する支援の充実、多面的な留学生支援などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、編入学生等に対する支援や履修コース制本来の趣旨の周知の徹底不足、自主学習等のためのスペースの不足などが指摘されている。

【研究科】

- 1) 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況
 学習を進める上での相談・助言体制については、多くの対象組織で、入学生ガイダンスが行われ、授業科目の選択や履修方法についての説明がなされており、また、指導教員が論文の指導を行うとともに、学習全般についての相談に応じている。多様な院生に応じた支援については、一部の対象組織で、留学生の個別の相談に応じるチューター制度などが採用されている。
- 2) 学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況
 学生が自主的に学習できる環境については、多くの対象組織で、予算的制約があるものの自習室や資料室及び情報機器や情報ネットワークはおおむね整備され、学生も積極的に活用している。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、専門・専攻やカリキュラム編成などについての研究科紹介ガイダンスでの詳細な説明、複数指導教員制による修士論文執筆に向けての相談・助言体制、多面的な留学生支援などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、指導教員が個別に対応しているものの、制度としての相談体制の整備が不十分であること、自主学習等のためのスペースの不足などが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	1	2
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	5	4
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	0	0
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

【学 部】

- 1) 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制
 組織としての教育活動を評価する体制については、多くの対象組織で、委員会などが設置され、フィードバック体制作りなどの取組が行われている。また、一部の対象組織では、外部評価とその報告書の作成、多方面へのアンケート調査などの取組も見られるが、組織的体制としては不十分な場合もある。
- 2) 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況
 上記の委員会等の学内体制による教育改善に向けたフィードバックの機能状況については、多くの対象組織では、アンケート結果や外部評価結果を教員に開示し、改善を促す取組が見られる。ただし、こうした体制作りが始まったばかりの対象組織も多く、機能状況についてもまだ十分な結果として表れていないケースも多く見られる。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、外部評価の実施と、そこでの提言等をその後の改革の実現に取り入れていること、教育・研究の状況を社会に公開し、その評価を受けて自己点検に努めていること、卒業者の就職先機関を対象としたアンケートを実施していること、「ファカルティレポート」を公表していること、授業評価アンケートを実施していること、教員相互の授業参観制度などの導入と積極的な活用を行っていること、法学部改革推進委員会による点検及び具体的な改善方策への結び付けを行っていることなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、外部からの体系的な評価を受ける機会が不十分であること、教育活動に対する評価そのものに比べて、評価結果のフィードバックについての遅れなどが指摘されている。

【研究科】

- 1) 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制
組織としての教育活動を評価する体制については、多くの対象組織で、学部と共通の委員会などが設置され、フィードバック体制作りなどの取組が行われている。また、外部評価とその報告書の作成、多方面へのアンケート調査などの取組も見られるが、一部の対象組織では、組織的体制としては不十分な場合もある。
- 2) 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況
上記の委員会等の学内体制による教育改善に向けたフィードバックの機能状況については、多くの対象組織で、アンケート結果や外部評価結果を教員に開示し、改善を促す取組が見られる。ただし、こうした体制作りが始まったばかりの対象組織も多く、機能状況についてもまだ十分な結果として表れていないケースも多く見られる。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、学部と同様に、入学目的の達成度、授業の難易度、授業方法・教材の適切さなどについてのアンケート調査結果の教員へのフィードバック、「ファカルティレポート」の公表、授業評価アンケートの実施、外部評価委員会の開催、教員相互の授業参観制度などを導入と積極的な活用などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、外部からの体系的な評価を受ける機会が不十分であること、少人数の演習などの評価方法についてのさらなる検討、教育活動に対する評価そのものに比べて、評価結果のフィードバックについての遅れなどが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
向上及び改善のためのシステムが十分機能している。	0	0
向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。	5	4
向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。	1	1
向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。	0	1
向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0	0

3. 特記事項の記述

特記事項の記述については、対象組織において、自己評価を実施した結果を踏まえて、教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望(例えば、法科大学院(仮称)構想への取組等)について、特記する事項があれば任意に記述することとなっており、その内容については、法科大学院の将来構想に関する記述、法科大学院設置後の教育改革計画に関する記述などが見られる。

4. 評価実施における諸課題への対応等

4.1. 評価の実施上で生じた課題と対応

提出された自己評価書の教育目的及び目標と評価項目・要素との対応関係が不明確なものや、具体性に欠けるものが一部見受けられた。今回の評価では、対象組織の負担等を考慮し、再提出を求めることは避け、客観的に見て必要不可欠な観点や根拠資料・データ等が不足しているものについて提出を求めた上で、書面調査を実施した。

ほとんどの評価項目において、観点の分析結果では「おおむね成果を上げている」、評価項目の水準では「おおむね貢献している」より上位の自己評価を行っているものが多く見受けられた。これらを含め、水準等の判断に当たっては、法学系教育評価専門委員会として水準等の判断方法等を定め、共通理解を図った上で実施した。

自己評価書作成の巧拙によって評価がスムーズに行い難い対象組織もあった。このことについては根拠資料・データ等の提出を求めるとともに、訪問調査時の補足説明や面談・面接等により自己評価書を補完し評価を行った。

対象組織の自己評価書においては、評価項目によっては観点を設定する際にいくつかの取組を包括的にまとめて設定しているケースと、取組ごとに細分化して観点を設定しているケースがあり、対象組織によっては観点数に違いが見受けられた。今回の評価では、観点ごとの分析結果を積み上げて評価項目の水準を判断したことから、前者の観点の分析・調査に当たっては、評価者側で個々の取組状況を考慮しつつ分析・調査を行った上で観点ごとの評価結果をまとめ、評価を行った。

当機構が行った評価の結果から見た所見を「特記事項についての所見」として付すことにしていたが、各対象組織から提出された「特記事項」は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して所見を述べることは適当でないと判断したため、所見の記述について、差し控える旨の統一的文章を記述した。

4.2. 専門委員、評価員から寄せられた主な課題等

ここには、評価結果を専門委員会段階で取りまとめた直後に、専門委員・評価員に対して評価を経験した立場から意見を求めたもののうち、分野別教育評価「法学系」に関する主な意見を記載している。また、評価の実施を通じて共通に認識された課題については、後記 に記載している。

専門委員会の運営全般に関する意見として、「専門委員会」の規模が大きすぎるため、効率よく実質的な議論を行うための工夫が必要ではないかなどの意見があった。

基礎的データに関する意見としては、書面調査を行う際に、自己評価書のみでは資料が不足する。各対象組織が自己評価書を作る前に作成しているはずの「学生便覧」、「講義要項」、該当期間の「自己点検・評価報告書」、「外部評価報告書」等は、請求しなくても評価担当者に配付する必要があるなどの意見があった。

訪問調査の内容・方法等に関する意見としては、訪問調査は、学生・卒業生から直接意見を聴取する機会として有益なものであったが、限られた人数に対して行われるものであり、評価に反映させる際にはそのことを十分に留意する必要があるなどの意見があった。

評価の実施方法の全般に関する意見としては、ある程度標準的な観点設定を行うこともあり得るのではないかと意見、評価チーム間の共通認識をさらに形成する必要があるなどの意見があった。

このほか、今後の評価に向けての意見として、今回実施した評価方法・内容を今後の評価に活かすこと、また、評価を継続しその経験を積み重ねて評価方法の工夫・検討をすること、教育と研究を一体として評価を行うことの必要性などの意見があった。

§4 分野別教育評価「教育学系」

1. 評価の実施

1.1. 対象組織

国立大学の教育学系学部，研究科のうち，設置者(文部科学省)から要請のあった次の6大学の学部及び研究科を対象とし，学部，研究科をそれぞれ単位として実施した。

宮城教育大学(教育学部，大学院教育学研究科)，横浜国立大学(教育人間科学部，大学院教育学研究科)，上越教育大学(学校教育学部，大学院学校教育研究科)，京都教育大学(教育学部，大学院教育学研究科)，山口大学(教育学部，大学院教育学研究科)，福岡教育大学(教育学部，大学院教育学研究科)

1.2. 評価の対象となる活動等

本評価は，大学等が行っている諸活動のうち，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」について，これらの教育活動の取組が，教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか，また，教育活動の成果が，教育目的及び目標をどの程度達成しているのかの視点から評価した。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は，国公私立大学の関係者，社会・経済・文化等の各方面の学識経験者，大学評価委員会委員等からなる30名の専門委員により，教育学系教育評価の具体的内容・方法等の審議を行い，当該分野の専門家6名の評価員を加え計36名の構成により，書面調査等の基本的方法・手順等の共通理解を図るとともに，評価報告書原案等について審議を行った。評価に当たっては，専門委員及び評価員による評価チームを3チーム編成(1チーム12名)し，各チームで2大学ずつを担当し，各チームごとの評価チーム会議を経て，書面調査及び訪問調査等を実施し，評価報告書原案を作成した。

1.4. 評価内容及び項目

評価は，教育活動の活性化や質的向上・改善などに向けた取組について，対象組織の教育目的及び目標に即して，次に掲げる評価項目ごとに行った。なお，評価項目ごとの評価は，各評価項目の()内に示している当該評価項目で何を評価するのかを示した「要素」ごとに教育目的及び目標に照らしを行った。

- 1) 教育の実施体制(教育実施組織の整備，教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表，学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況)
- 2) 教育内容面での取組(教育課程の編成，授業(研究指導を含む)の内容，施設・設備の整備に関する取組状況)
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組(授業形態，学習(研究)指導法等の教育方法，成績評価法，施設・設備の活用に関する取組状況)
- 4) 教育の達成状況(学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況，進学や就職などの卒業(修了)後の進路の状況から判断した達成状況)
- 5) 学習に対する支援(学習に対する支援体制の整備・活用，学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況)
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム(組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制，評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況)

1.5. 評価の方法

各対象組織により，教育目的及び目標に沿って上記1.4.に掲げる評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき，観点ごとに現在の教育活動の状況が，教育目的及び目標を実現する上で，「優れている」のか，「普通」なのか，「問題がある」のかを根拠となるデータ等で確認しつつ分析を行った。

次に，観点ごとの分析結果を踏まえ，「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度を，「十分に貢献(達成又は機能)している」，「おおむね貢献(達成又は機能)している」，「かなり貢献(達成又は機能)している」，「ある程度貢献(達成又は機能)している」，「ほとんど貢献(達成又は機能)していない」の5種類を用いて判断した。

次に、「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の判断結果と観点の重みなどを総合的に判断し、以下の判断の方法により5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて評価項目ごとの水準を示している。

水準を分かりやすく示す記述	「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の判断結果(目安)
十分貢献(達成又は機能)している	原則として、評価項目の要素の全てが「十分に貢献(達成又は機能)している」となっている場合
おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「おおむね貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「かなり貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「ある程度貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある	原則として、評価項目の要素の全てが「ほとんど貢献(達成又は機能)していない」となっている場合

1.6. 意見の申立て

評価結果に対する意見の申立てはなかった。

2. 評価結果の全般的な状況

ここでは、各対象組織の評価結果について、評価項目ごとに、要素ごとの全般的な状況を整理し、さらに「特色ある取組・特に優れた点」及び「改善を要する点・問題点」として取り上げられている事柄を記述し、また、各対象組織の設定した目的及び目標に即しての水準の状況を示している。

2.1. 教育の実施体制

【学 部】

1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

教育課程の編成・改善に関わる組織体制については、教務委員会等を中心として各種の委員会組織が設置され、組織再編やカリキュラム改革、教育方法等の研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。)の中心的な役割を果たしている。

教育実習体制については、委員会組織を設置し、運営体制や実地教育の充実を図っている。また、各地域の教育委員会関係者を委員として迎え、より密接な連携を図る例も見受けられる。

2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学生・教職員に対しては、学部入学時の新入生オリエンテーション、各種の合宿研修、広報刊行物の配布やホームページの活用などにより、学外者に対しては、広報刊行物の配布、学部説明会や大学説明会の開催などにより公表されている。

3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

学生受入方針については、各学部において検討や明文化を行い、学生募集要項等の刊行物、ホームページに掲載され、周知・公表が図られている。また、求める学生像を明確にするとともに、多様な選抜方法が検討され、実施されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、卒業要件として2校種あるいは複数教科の免許取

得の義務付け、教員養成課程と新課程(非教員養成課程)の課程間の連携を図る相互補完システムの構築、1年次から4年次までの一環した系統的な教育実習体制の構築、附属学校と公立校の両者の教育実習、実地教育の運営体制の充実、県や市の教育委員会との連携など協力・対応体制の整備・強化、教育目的及び目標の趣旨の周知のため一般社会への広報刊行物の公表、明確な目標や学部理念に基いた学生受入方針(アドミッション・ポリシー)の策定などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、教員組織と教育組織の2組織の関係の明確化、教育課程の編成・改善及び問題点の把握のための継続的な実施体制の確立、FD体制を充実させるための検討、学生受入方針の明確化及び周知・公表への取組の充実が、指摘されている。

【研究科】

1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

各研究科の専攻の構成については、ここ数年のうちに独立専攻の設置、専攻、専修、コースの再編や学生定員の増加などを行い、カリキュラムの見直し、夜間主コースの設置、現職教員や社会人に対する学習機会の提供など体系的な編成を行っている。

教育課程の編成・改善に関わる組織体制については、大学院運営委員会等が中心となり、各種委員会との連携により、各専攻等の状況や意見が直接反映される構成となっているが、多くの研究科でFDの実施や問題点の把握など研究科全体での取組に改善や検討の余地があると指摘されている。

2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学内外への周知・公表については、オリエンテーション、広報刊行物の配布やホームページの活用などにより周知・公表が図られている。また、県や市町村の教育委員会との連携により広報活動や周知の方法を整備し、取り組んでいるケースもあった。

3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

学生受入方針については、各研究科において検討や明文化を行い、学生募集要項等の刊行物やホームページに掲載され、周知・公表が図られているが、求める学生像が明確に策定されていないケースもあった。また、現職教員や社会人に対する配慮など、多様な選抜方法が検討され、実施されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、カリキュラムを見直し体系的に再編した「教育臨床系専攻」の設置、環境教育における教員の養成を図る「環境教育実践専修」の設置、総合的に教育研究を行う「障害児教育専攻」の設置、多様な大学院生のニーズに応えた「夜間主コース」の設置、リカレント教育の機会の提供、附属学校の施設を利用したサテライト教育の実施、個別の入学資格審査の導入などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、教育課程の編成・改善及び教育の実施状況や問題点の把握、大学院運営関係委員会の機能改善、教育方法等のFD体制の未整備、教育目的や目標の趣旨の周知のための学外への周知・公表、求める学生像の明確化、研究科全体としての学生受入方針の明確な整理や周知・公表、現職教員等の入学者数の改善などが、指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	1	1
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	4	4
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	1	1
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.2. 教育内容面での取組

【学部】

1) 教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の編成については、教員養成課程において専門性と臨床的実践力の育成を図るための授業科目が数多く開講され、教員養成に関する社会的要請に応えようとしている。新課程を有する学部においては、教員養成課程の課程・コース等の相互補完により授業科目の充実を図ろうとしている。また、研究科の共通科目と連携し、現職教員を含む大学院生と合同で討議することにより、臨床的力量を形成する授業科目を開講しているケースがあった。

教育実習については1年次から4年次まで系統的に構築されており、教育実習に関連する授業科目の開講とともに実践的指導力を持つ教員の養成への取組が行われている。

2) 授業の内容に関する取組状況

授業の内容については、教科の枠を越えた横断型の授業科目や専門科目への円滑な移行・履修を踏まえた授業科目の開講が行われている。また、授業内容改善のため学生による授業評価が実施されてはいるが、評価結果のフィードバック等について検討が行われている状況である。

3) 施設・設備の整備に関する取組状況

施設・設備の整備については、少人数教育を行うための講義室・演習室等の整備が各学部において進められている。附属教育実践総合センター等の施設に、附属学校園と学部教育の連携強化を図る遠隔授業装置や遠隔共同講義・遠隔会議を行うスペース・コラボレーション・システム(以下「SCS」という。)の整備が進められるとともに、情報処理センターを中心に学内ネットワークの整備が進みつつある。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、教員養成課程と新課程における課程・コース間の相互乗入れによる教育課程の編成、卒業要件として複数学校種又は複数教科の教育職員免許状取得、「得意分野づくり」推奨授業科目パッケージの開講、講座の枠を越えた「小学校教科教材論」や「子どもの心理理解」などの科目群の開講、「講座等を超えた担当教官団」などによる授業内容の検討、「大学コンソーシアム」への参加と加盟大学との単位互換制度の実施、臨床的実践力を育成する科目の充実、大学院教育と連携したカリキュラムの開発、十分な基礎学力の保証と初等教育全体にわたる教科専門性の涵養及び各専修・コース専門の科目への橋渡しを担う科目の充実、1年次から体系的に学習する教育実習の位置付け、情報ネットワークや情報サービス機器の整備、附属図書館の電子情報化、講義室・演習室等の整備、授業実践のビデオ記録及び指導案記録の保存及び活用などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、シラバスの記載内容等の不統一及び学生の利用に配慮した記載内容と活用法の充実に向けての取組、附属図書館設備の老朽化及び蔵書の収納スペース狭隘化、情報ネットワークの充実などが、指摘されている。

【研究科】

1) 教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成については、共通科目を開講し、現代社会における課題に対応するために必要な知識・技能を修得させ、臨床教育や教育実践に関わる授業により、実践的指導力の育成に努めるなど、様々な編成を行っている。また、現職教員や社会人学生のための教育課程の編成として、夜間主コース、土曜日開講、休業中の集中講義など実態を踏まえた様々な配慮がなされている。

2) 授業(研究指導を含む)の内容に関する取組状況

大学院生の研究に対する意欲を高める配慮としては、修士論文の中間発表会の工夫や学会への参加、学会誌への投稿の推進など様々な工夫がなされているが、多くの研究科では、取組が専攻等での対応であり、研究科全体での検討や改善の余地があると指摘されている。また、実践的指導力を高める取組として、多くの大学院生をティーチング・アシスタントとして採用し、学部学

生の演習等の教育補助業務に当たらせている。

シラバスについては、電子シラバスを作成し、その内容や活用など工夫しているケースもあるが、シラバスの作成や内容について改善や検討の余地があると指摘されている。

3) 施設・設備の整備に関する取組状況

施設・設備の整備については、学部と同様の整備状況の他、大学院生用の研究室(スペース)の確保やHUBの整備によるLANの利用、附属図書館の利用時間の延長など様々な配慮がなされている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、教育課程の体系的な編成に関して共通専門科目での様々な配慮、所属する専攻の専門性に関連付けた「総合学習的教育分野」の設定、現職教員と社会人学生のための夜間主コース、土曜日開講、学校休業中の集中講義の開講、教育実践の場と連携した「教育実践特別演習」や学部教育との融合を図る「実践場面分析演習」の開講、全専攻・専修に共通した「特設総合科目」や「臨床教育研究」の開講、課題研究指導教員として業績審査による助教授・講師の担当、多様な視聴覚教材の保存と活用、情報ネットワークサービスや情報サービス機器の整備、附属図書館の電子情報化などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、ティーチング・アシスタントの大学院教育としての位置付けの検討、シラバスの記載内容と活用法の充実に向けての取組、附属図書館の老朽化及び蔵書の収納スペース狭隘化などが、指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	0
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	5	5
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	1	1
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.3. 教育方法及び成績評価面での取組

【学 部】

1) 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

教育方法については、教養教育科目、外国語科目、専門教育科目を中心として少人数クラスによる授業形態が多く、きめ細やかな指導が行われている。また、学生の履修状況を把握し、履修状況が思わしくない学生に対する指導を行っているケースもあった。

2) 成績評価法に関する取組状況

成績評価の基準の設定については、評点の設定、成績の判定方法などを検討し、シラバスや履修手引等に具体的に掲載するよう教員に示されているが、記載内容は必ずしも統一はされておらず検討の余地が指摘されている。教育実習関連科目の成績評価については、実習校担当教諭など、多様な資料のもとに多面的に行われている。また、成績判定に用いる成績基準を得点化し、学部全体で共通のものとして利用しているケースがあった。

3) 施設・設備の活用に関する取組状況

授業や実習等に必要な施設・設備の活用について、授業中に使用する機器に合わせて教室の割り当てを行うケースや、各教室にビデオ機器を設置し、実際の学校現場を記録したビデオを講義等のなかで教材として活用するなどの取組が行われているケースがあった。また、遠隔授業装置やSCSを利用し、附属学校との連携による授業に活用するケースもあった。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、少人数クラスによる授業の導入、学生の理解度を高めるきめ細かい指導や様々な取組、現職教員を含む大学院生が加わる授業開講、附属学校で行う3年次初等教育実習の実施時期2分割による実施、「介護等体験実習」の単位化、遠隔授業装置やSCSの活用、専用回線を利用した情報教育の実践、情報機器の全学教育活動への活用、附属図書館での「図書館探検」などの実施、蔵書検索サービスの向上、学内LANを介した24時間図書検索サービスの提供、ネットワークを利用したレポート添削等の学生指導などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、シラバスの記載内容の教員間での相違、成績評価方法や判定基準の明確な設定及びシラバスへの記載、授業科目の「基礎、教養、専門」に応じて求められる評価基準の検討、学生の理解度を高めるための具体的な取組の充実などが、指摘されている。

【研究科】

1) 授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況

講義・演習における指導については、教育実践能力の育成という観点から様々な工夫がされており、中でも、教育臨床研究においては、教育現場での具体的な課題を取り上げ実践的研究の機会の場を設けたり、地域の教育関係諸機関との連携による教育研究活動を行っている。また、学外における研究活動の指導として、研究内容と関連する学会等に積極的に参加するよう専攻等で指導しているケースもあった。

2) 成績評価法に関する取組状況

成績評価について、評価の基本方針は、授業形態に即して立てられ、電子シラバスや学生便覧等で大学院生に公表・周知しているが、評価基準については、必ずしも設定、明示されておらず改善の余地が指摘されている。また、学位授与の方針・基準について、その方針、審査基準及び審査手続きは適切に行われているが、審査基準の公開の在り方について検討の余地が指摘されている。

3) 施設・設備の活用に関する取組状況

施設・設備の活用では、それぞれの授業科目や履修人数、研究指導の目的・方法に応じて適切に活用されており、ノートパソコンや教室等に整備された機材も講義・演習において広く活用されている。また、遠隔授業装置やSCSを活用して附属学校園との連携を図ったり、大学間遠隔共同講義を行ったケースもあった。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、学校教育現場をはじめ教育関係諸機関や社会教育活動現場での教育臨床研究の取組導入、実践的研究の機会を大学院生に提供し臨床的素地の育成実施、現職教員の教育を重視し現場における教科指導の経験を取り入れながら学術の基礎を復習する取組、附属学校の施設を利用したサテライト授業の実施などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、成績評価方法・単位認定判定基準の明確化及び提示、学位論文の指導方法及び審査基準設定の実現に向けての一層の努力、審査基準の公開の在り方などが、指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	0
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	4	5
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	2	1
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.4. 教育の達成状況

【学部】

- 1) 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
学生の留年者数の状況，教員免許状取得数の状況，学生による授業評価や卒業生によるアンケート調査の結果などから，教育の達成状況が判断されており，一定の成果が評価されているが，近年の教員就職をはじめとする厳しい就職環境を踏まえても，留年者数の減少への取組の検討が指摘されている。
- 2) 進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況
教員養成課程においては，教員への就職率の状況，新課程においては，卒業後の進路の状況から，教育の達成状況が判断されており，教員就職率が改善の傾向にあることが評価されているが，新たな就職先の開拓のための取組の検討が指摘されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては，「教員就職率ランキング」に毎年上位にランキングされていることなどが，取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては，学生の留年問題，学生への就職支援も含め留年者数の減少への全学的な取組，教員への正規採用の比率が減少傾向にある点，授業評価結果について科目別の分析結果の明示などが，指摘されている。

【研究科】

- 1) 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
修士の学位授与状況，学会等への参加状況，授業科目の履修状況，修了生による研究科評価の結果などから，教育の達成状況が判断されており，一定の成果が評価されているが，学位未取得者の論文指導体制についての検討が指摘されている。
- 2) 進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況
修了後の進路の状況から，教育の達成状況が判断されており，現職教員以外の修了生の教職への就職率は高く，全国的に見ても厳しい教員採用環境の中で改善の傾向にあることは評価されているが，更に教員採用率を高めることや，適切な進路指導，市場の開拓が重要であるという認識の一層の浸透について指摘されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては，修士論文審査での高い評価，教員の意欲的な授業実践の実施，研究科が学部と連携した「実践に即した演習」の実施，教職の専門性を形成する授業科目の開講などが，取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては，学部で得た知見を更に広い視野に立って深めるためのバランスのとれた履修指導，大学院生の就職へのインセンティブを高める取組，適切な進路指導や市場の開拓が重要であるという認識の一層の浸透などが，指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお，これらの水準は，当該大学の有する目的及び目標に対するものであり，大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学部	研究科
教育目的及び目標が十分達成されている。	1	1
教育目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。	2	4
教育目的及び目標がかなり達成されているが，改善の必要がある。	3	1
教育目的及び目標がある程度達成されているが，改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成が不十分であり，大幅な改善の必要がある。	0	0

2.5. 学習に対する支援

【学部】

1) 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

授業科目履修等や学習を進める上での指導・助言体制として、入学時における新入生ガイダンス、2年次以降における在校生ガイダンス、新入生合宿研修、オフィスアワーの設定、学生相談室などの支援体制が整備されている。各年度末に学生の単位修得状況を確認し、単位不足の学生に対して個別指導を行うケースもあった。なお、学部側の履修指導の意図と受け手である学生の評価では、相違があることが指摘されているケースがあった。

2) 学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況

自主的な学習環境として、情報ネットワークや情報サービス機器が整備され、活用されている。また、リフレッシュ・スペースの設置、附属図書館の利用時間帯等の配慮や自主学習スペースの整備と活用についても配慮されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、学生に対するガイダンス内容の一部をホームページ上でも閲覧できるシステムの導入、入学時からの継続した科目履修指導、学生科研費制度、フレンドシップ事業、インターンシップ、学生ボランティア支援システムなどの活動支援の実施、「学外活動・学外学習」活動の単位化、公立小学校で授業以外の学校業務を経験するインターンシップ研修の試験的導入、履修相談室、カリキュラム相談教官、オフィスアワーの設定、年間を通じての就職支援活動、ビデオ機器・マイク・OHPの設置などAV機器の整備、附属施設へのパソコン・VTR等の機器・器材の積極的整備、学生が自主的に学習できる環境の整備などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、履修等に関するオリエンテーション指導の充実、シラバスの記載内容の充実、所蔵する専門書などの図書が学内に分散所蔵されている現状などが、指摘されている。

【研究科】

1) 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

学習を進める上での相談・助言体制として、新入生オリエンテーションによるガイダンスの実施、オフィスアワーの整備、カウンセリングの設置など個別できめ細かな取組が実施されている。また、現職教員・留学生・社会人学生などの多様な大学院生に対し、履修上の便宜や学習に対する様々な支援を行うなどの取組がなされている。

2) 学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況

大学院生が自主的に学習できる環境として、大学院生共同研究室、リフレッシュスペース、附属図書館の自由閲覧室、自主ゼミのための厚生施設等の整備がなされている。また、情報環境についても、情報ネットワークや情報機器の整備・活用について配慮されている。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、現職教員等への夜間開講や長期休業中の授業実施、心理学専攻学生の教育実践能力を高める上で、大学による心理相談室及びカウンセリング研究会の活動への参加、「研究プロジェクト関連科目」や「子どもの学び」、「心のケア」に関する共通科目の開講、学生ボランティア支援システムやフレンドシップ事業等の実施、大学所在地の自治体との連携協定の締結、オフィスアワーの設定や学習を進める上での相談・助言体制の整備、大学院生共同研究室、リフレッシュスペース、自主ゼミのための厚生施設の整備などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、所蔵する専門書などの図書が学内に分散所蔵されている現状、附属図書館の夜間開館中におけるサービス内容の充実などが、指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	1	1
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	5	5
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	0	0
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

【学 部】

1) 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織として教育活動を評価する体制については、自己点検・評価委員会をはじめとする各種の委員会が組織され、自己点検・評価報告書の作成・公表が行われている。それらの結果を改善に結び付けるために、各教員へフィードバックを行うことについて検討することが、指摘されている。また、大学基準協会による大学評価を受け、同協会の維持会員に登録されている大学があり、評価されている。

教員の個人実績の評価に教育業績欄を設け、経費配分の資料として活用するなど、教員の教育研究活動の結果に基づく予算配分を行っている学部もあり、評価されているが、組織としての教育活動を評価する取組は今後の課題である。

2) 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムについては、自己点検・評価委員会を中心に整備されており、F D研究会、研修等が行われてはいるが、F Dに関わる諸委員会の連携の在り方や、本格的な改善システムの構築に、今後の課題を残している。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、教員の採用・昇任人事資料における教育業績及び実践・臨床経験や授業担当経験などの項目設定並びにそれに基づく選考の実施、教員に対する教育活動の定期的な評価の実施、学生評価の教員へのフィードバック並びに教員各自の自己評価との比較検討、教員の教育研究活動の結果に基づく関係予算の配分などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、卒業生による学部評価の客観的な基準等の検討、組織として教育活動を評価する常置的な機能体制の確立と外部者による教育活動の評価の実施、F Dを全学的に展開するための体制の検討、学生による授業評価結果のフィードバックや本格的な改善システムの構築などが、指摘されている。

【研究科】

1) 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織として教育活動を評価する体制については、自己点検・評価委員会、将来構想委員会、F D委員会等の各種委員会が組織されているが、個々の教員の教育活動を評価するための取組に、今後の課題を残している。

2) 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムについては、自己点検・評価委員会を中心に整備されており、F D研究会、研修、講演会、修了生による研究科評価等が行われているが、全学的なF D推進体制との関わり・役割分担や、評価結果をフィードバックして改善の方策を立てるシステムの構築に、今後の課題を残している。

「特色ある取組・特に優れた点」としては、教員選考基準・評価に基づく授業の開設、教員に対する教育活動の定期的な評価の実施、教員の教育研究活動の結果に基づく関係予算の配分などが、取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」としては、研究科における、大学院生による授業評価を含めた自

己評価をする恒常的な体制の確立や外部者による教育活動の評価の実施，教員の教育活動を評価する項目における研究科に関する項目の検討，基本的な改善システムの構築に向けての検討などが，指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお，これらの水準は，当該大学の有する目的及び目標に対するものであり，大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
向上及び改善のためのシステムが十分機能している。	0	0
向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが，改善の余地もある。	2	2
向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが，改善の必要がある。	4	4
向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが，改善の必要が相当にある。	0	0
向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり，大幅な改善の必要がある。	0	0

3. 特記事項の記述

各対象組織において，自己評価を実施した結果を踏まえて，教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や，今後の改革課題・将来構想等の展望等について，任意に記述されている。主な内容は以下のとおりである。

【学 部】

各評価対象組織においては，教員養成系大学(学部)として「創設から現在」までの教育研究活動の姿勢及び取組に関する記述，教員養成課程及び新課程の責任体制や学生教育面での「課題」に関する記述，地域の教育委員会及び大学等と連携の取組などの「地域協力」に関する記述，大学改革・教育改革に呼応した取組や他大学との統合など「展望」に関する記述が見られる。教員養成系大学(学部)として「教員養成に責任を負う」という大学(学部)全体の特性の記述が見られる。これらの対象組織の記述に対して，機構の行った評価の結果から見た「所見」をそれぞれ付している。

なお，記述のない大学が1大学ある。

【研究科】

各評価対象組織においては，「学部」と同様に，教員養成系大学(研究科)として「創設から現在」までの教育研究活動の姿勢及び取組に関する記述，多様な大学院生(現職教員，社会人，留学生)に対する教育面での「課題」に関する記述，地域の教育委員会及び大学等と連携の取組などの「地域協力」に関する記述，大学改革・教育改革に呼応した取組や連合大学院(博士課程)等の充実など「展望」に関する記述が見られる。教員養成系大学(研究科)として「教育に関する高度専門教育」を目指すという大学(研究科)全体の特性の記述が見られる。これらの対象組織の記述に対して，機構の行った評価の結果から見た「所見」をそれぞれ付している。

なお，記述のない大学が1大学ある。

4. 評価実施における諸課題への対応等

4.1. 評価の実施上で生じた課題と対応

提出された自己評価書の教育目的及び目標と評価項目・要素との対応関係が不明確なものや，具体性に欠けるものが一部見受けられた。今回の評価では，対象大学の負担等を考慮し，再提出を求めることは避け，客観的に見て必要不可欠な観点や根拠資料・データ等が不足しているものについて提出を求めた上で，書面調査を実施した。

なお，試行的に評価対象組織から提出された基礎データを，各評価項目毎に最大値と最小値の幅(レンジ)を算出し，分析の参考に供した。

自己評価の記述内容が不十分なもの，根拠となる客観的な資料・データ等が不足しているものなどが見受けられた。これらについては，書面調査段階では「判断保留」とし，訪問調査時に資料・データ等の提出を求めた上で分析を行った。

ほとんどの評価項目において，観点の分析結果では「普通である」，評価項目の水準では「おおむね貢献している」より上位の自己評価を行っているものが多く見受けられた。これらを含め，

水準等の判断に当たっては、教育学系教育評価専門委員会として「評価項目ごとの水準の判断方法等」により共通理解を図った上で書面調査を実施し、併せて、最終結果も導いた。

4.2. 専門委員、評価員から寄せられた主な課題等

ここには、評価結果を専門委員会段階で取りまとめた直後に、専門委員・評価員に対して評価を経験した立場から意見を求めたもののうち、分野別教育評価「教育学系」に関する意見を記載している。

また、評価の実施を通じて共通に認識された課題については、後記 に記載している。

評価方法等に対する共通理解を図るための研修の充実に関する意見としては、これまでの評価例を使用し時間をかけて行う必要がある。機構が行った実際の訪問調査等から得た優れた事例を、一般化した形でいくつか示すことにより共通理解が図れ、研修内容が充実するのではないか、合宿方式の研修会を開催するなど実質的・集中的な研修を行う必要があるなどの意見があった。

評価内容・方法に関する意見としては、教育職員免許法の改正等に伴う改組から間がないため、様々な取組が行われていてもその効果が確認できないなどの意見があった。

専門委員会や評価チームの運営に関する意見としては、専門委員に学識経験者を増員するべきであるなどの意見があった。

このほか、今後の評価に向けての意見として、今回実施した評価方法・内容を今後の評価に活かすこと、また、評価を継続しその経験を積み重ねて評価方法の工夫・検討をすること、教育と研究を一体として評価を行うことの必要性などの意見があった。

このほか、訪問調査の有効性や、「教育」の重要性を認識する機会を与えるという点で有意義であるなどの意見があった。

§5 分野別教育評価「工学系」

1. 評価の実施

1.1. 対象組織

国立大学の工学系学部，研究科のうち，設置者(文部科学省)から要請のあった次の6大学の学部及び研究科を対象とし，学部，研究科をそれぞれ単位として実施した。

宇都宮大学(工学部，大学院工学研究科)，長岡技術科学大学(工学部，大学院工学研究科)，
名古屋大学(工学部，大学院工学研究科)，和歌山大学(システム工学部，大学院システム工学研究科)，
鳥取大学(工学部，大学院工学研究科)，九州工業大学(工学部，大学院工学研究科)

1.2. 評価の対象となる活動等

本評価は，大学等が行っている諸活動のうち，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」について，これらの教育活動の取組が，教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか，また，教育活動の成果が，教育目的及び目標をどの程度達成しているのかの視点から評価した。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は，国公私立大学の関係者，マスメディア・経済界等の各方面の有識者，大学評価委員会委員等からなる計30名の構成により，工学系教育評価の具体的内容・方法等の審議，書面調査等の基本的方法・手順等の共通理解を図るとともに，評価報告書原案等について審議を行った。評価に当たっては，専門委員会委員による評価チームを3チーム編成(1チーム10名)し，各チームで2大学ずつを担当し，書面調査及び訪問調査等を実施し，評価報告書原案を作成した。このほか，評価チーム主査・副主査による打ち合わせを行い，チーム間の調整を行った。

1.4. 評価内容及び項目

評価は，教育活動の活性化や質的向上・改善などに向けた取組について，対象組織の教育目的及び目標に即して，次に掲げる評価項目ごとに行った。なお，評価項目ごとの評価は，各評価項目の()内に示している当該評価項目で何を評価するのかを示した「要素」ごとに教育目的及び目標に照らしを行った。

- 1) 教育の実施体制(教育実施組織の整備，教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表，学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況)
- 2) 教育内容面での取組(教育課程の編成，授業(研究指導を含む)の内容，施設・設備の整備に関する取組状況)
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組(授業形態，学習(研究)指導法等の教育方法，成績評価法，施設・設備の活用に関する取組状況)
- 4) 教育の達成状況(学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況，進学や就職などの卒業(修了)後の進路の状況から判断した達成状況)
- 5) 学習に対する支援(学習に対する支援体制の整備・活用，学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況)
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム(組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制，評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況)

1.5. 評価の方法

各対象組織により，教育目的及び目標に沿って上記1.4.に掲げる評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき，観点ごとに現在の教育活動の状況が，教育目的及び目標を実現する上で，「優れている」のか，「普通」なのか，「問題がある」のかを根拠となるデータ等で確認しつつ分析を行った。

次に，観点ごとの分析結果を踏まえ，以下の判断の方法により5種類の「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度を判断した。

要素ごとの貢献(達成又は機能)の程度	観点ごとの分析結果(目安)
十分貢献(達成又は機能)している	原則として、重要な観点の分析の全てが「優れている」となっており、かつ、全観点の分析のほとんどが「優れている」となっている場合
おおむね貢献(達成又は機能)している	原則として、全観点の分析の半数以上が「優れている(「普通」のうち、貢献度が高いと認められるものを含む。)」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
かなり貢献(達成又は機能)している	原則として、全観点の分析が、平均して「普通」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
ある程度貢献(達成又は機能)している	原則として、全観点の分析の半数以上が「問題がある(「普通」のうち、貢献度が低いと認められるものを含む。)」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
ほとんど貢献(達成又は機能)していない	原則として、重要な観点の分析の全てが「問題がある」となっており、かつ、全観点の分析のほとんどが「問題がある」となっている場合

次に、「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の判断結果と観点の重みなどを総合的に判断し、以下の判断の方法により5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて評価項目ごとの水準を示している。

水準を分かりやすく示す記述	「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の判断結果(目安)
十分貢献(達成又は機能)している	原則として、評価項目の要素の全てが「十分に貢献(達成又は機能)している」となっている場合
おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「おおむね貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「かなり貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある	原則として、観点の重みなどを考慮し、評価項目の要素が平均して「ある程度貢献(達成又は機能)している」となっている場合、又は、これに相当すると判断される場合
貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある	原則として、評価項目の要素の全てが「ほとんど貢献(達成又は機能)していない」となっている場合

1.6. 意見の申立て

評価結果に対する意見の申立てとして、対象となった6大学(6学部、6研究科)のうち、3大学から延べ13件(学部5件、研究科8件)の申立てがあった。主な内容としては、評価結果の記述の一部の削除を求めるもの8件、修正を求めるもの5件であった。これらの申立てへの対応は、評価結果の記述の一部を修正したものの11件、削除・追加したものの1件、原文のままとしたもの1件となっている。

2. 評価結果の全般的な状況

今回の工学系教育評価の対象組織は、その設立目的や経緯に応じて、規模や性格が大きく異なっており、その違いは、特に教育の実施体制や教育課程の編成に表れている。したがって、評価結果の全般的な状況を示すに当たって、これらの大学ごとの違いとそれに基づく特徴を対象組織の規模や性格

ごとに分類して示すと、以下のような特徴が挙げられる。

大学院が重点化され、各学科は、複数の専攻や研究科に学生を供給する位置付けにあり、共通科目と幅広い専門基礎並びに応用科目をカリキュラムに組んでいる大学。

おおむね学科と博士前期課程の大学院は直結の関係にあり、学部 - 修士の一貫教育体制が基本方針となっている大学。

教養教育も含め、学部 - 修士の一貫教育体制が、大学の個性発揮の立場から追求されている工学系単科大学。

基本的には、工業高等専門学校卒の卒業生に大学院教育を施すことを使命として設立された機関で、日本の高等教育の複線化路線を担うという位置付けにある大学。具体的には、学部の学生定員の2割を一般高校と工業高校などの専門高校から1年次に受入れ、残りの8割を3年次に高専卒業生から編入として受入れており、大部分をそのまま大学院へ進学させている。

これらの対象組織の規模や性格に基づく特徴が、教育課程の編成等にも強く影響し、各対象組織の独自の取組につながっている。

以下に、上記の特徴を踏まえた各対象組織の評価結果について、評価項目ごとに、a)各要素の全般的な状況を整理し、b)「特色ある取組・特に優れた点」及び c)「改善を要する点・問題点」として取り上げられている事柄を記述し、さらに、d)各対象組織の設定した目的及び目標に即しての水準の状況を示している。

2.1. 教育の実施体制

【学 部】

1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

学科(課程)の構成に関する取組：全ての対象組織で、新技術分野や地域的要請などの社会的ニーズに応えた学科構成の見直し・再編などが、様々な工夫の下に実施されている。

教育課程・教育体制を検討・改善するための組織体制と取組：全ての対象組織で、各種の委員会が整備されている。また、学部全体の組織的な体制によって、共通教育を含めたカリキュラム編成の実施状況の把握や問題点の検討が進められている。しかしながら、学生の授業評価アンケート調査の実施や、教育方法等の研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。)の実施は、共通教育科目に限られたり、学科間にばらつきがあったりして、学部全体の組織的取組に至っていない大学が少なくない。

2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学生、教職員への周知：全ての対象組織で、全学的、あるいは学科(課程)ごとのガイダンス、紹介冊子やシラバス(各授業科目の詳細な授業計画)の配布、ホームページへの掲載等により周知が図られている。しかし、学部全体としての組織的取組について改善の余地が指摘されているケースもあった。

学外者への公表：紹介冊子の配布、ホームページによる公表が中心であるが、少なからぬ大学で、近在高校への講師派遣、オープンキャンパス等の各種説明会の開催を通じた取組も行われている。また、一部の対象組織では、高専に対する「高専訪問・出前授業」、企業等に対する実務訓練シンポジウム、東南アジア地域の大学を対象とした広報活動など、組織的な取組が進められている。

3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

全ての対象組織で、学生募集要項等の刊行物、ホームページ等に掲載され、周知・公表が図られている。また、多様な選抜方法も検討・導入されており、各大学の特徴に応じて、推薦選抜、3年次編入、社会人、外国人留学生、帰国子女など多様な学生を受入れるための取組も進められている。

「特色ある取組・特に優れた点」

取り上げられている例としては、旧来の学問分野にとらわれない複合性・総合性を意識した学科構成、学科の規模を社会の要請に応じて調節し、各学科の個性を活かした学部統合教育体

制の確立， 高専からの3年次編入を基礎とした学部 - 修士一貫教育体制及び実務訓練に関する組織的な実施体制の整備， などがある。また， F Dの先進的取組， 学生の授業評価アンケート調査の早い時期からの継続的实施， 学生受入方針の多様な方法による学外への積極的公表なども取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

F Dや学生の授業評価アンケート調査などが， 学科単位で取組まれているため学科間にばらつきがあり， 学部全体での組織的取組の必要性などが指摘されている。

【研究科】

1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

専攻の構成：学部 - 修士(博士前期課程)一貫教育体制の基本方針が取られている場合には， 博士前期課程の専攻構成は， 学部の学科と対応した構成とする一方， 博士後期課程では， 博士前期課程の専攻構成を， 場合によっては， 他学部も含め統合再編し， 少数の専攻としているケースが少なくない。一方で， 一貫教育の基本方針は取りつつも， 学科と対応する領域専攻と学科の枠を超えた複合専攻とで構成し， 博士前期課程と博士後期課程を一体化して運営する流動型大学院体制を構築しているケースもある。

教育課程・教育体制を検討・改善するための組織体制：全ての対象組織で， 各種の委員会組織が整備され， 問題点の把握や改善策の検討を行っている。F Dのような教育方法等の研究・研修に関する組織的取組体制に関しては， 一部の大学で， 専攻単位で実施され始めている段階で， 研究科全体としての取組には至っていない。

教員採用：全ての対象組織で教員の任用プロセスに工夫がなされており， 採用に当たって規程を明示し， それに基づき公募が実施されている， 教育能力， 教育への熱意などを評価項目に加える， 企業等の経験者や外国人教員をある割合にする， 助教授を一定期間後の審査を経て「博士後期課程主指導教官」に登用するなど， 効果を発揮しつつある。

2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学生， 教職員への周知：学部入学時や大学院入学時の全学的なガイダンス， 紹介冊子やシラバスの配布， ホームページへの掲載等により， また， 教員に対しては， 新任教官F D研修会等により周知が図られている。一方， 博士後期課程への対応を含めて， 大学院独自の取組が不足しているとの指摘が少なくない。

学外者への公表：紹介冊子の配布， ホームページによる公表が中心であるが， 近在高校への講師派遣， 研究成果報告会， 産学官交流会等の産学連携活動を通じた取組もなされている。

3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

一部の大学で学生受入方針が対外的に明文化されていないケースが指摘されているが， ほとんどの大学で， 学生募集要項， ホームページなどを通じて周知・公表が図られている。また， ほとんどの大学で， 多様な選抜方法が検討・導入されており， 推薦選抜， 社会人， 外国人留学生， 学部3年次飛び入学制度など， 多様な学生を受入れるための取組がなされている。

「特色ある取組・特に優れた点」

研究科全体を1専攻とし， クラスタという組織単位を設けて， 中短期の課題に向け， 柔軟に教育研究を実施する体制の確保， 工学の基幹分野と先端学際分野を有機的に連携させ， 領域専攻と複合専攻から構成される流動型大学院体制の構築による教員と学生の流動性の確保， 研究科全体としての多様な入学者(社会人， 外国人留学生， 高専専攻科修了生， 9月入学制度など)選抜方法の実施， 専門分野の異なる領域での筆記試験を可能にする選択受験， などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

F Dの実施などの面で， 研究科全体の組織的な取組の必要性， 研究科全体としての教育の実施状況や問題点を把握するための体制の未整備(特に博士後期課程)， 学生受入方針の策定・積極的な公表面での改善などが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	0
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	4	2
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	2	4
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.2. 教育内容面での取組

【学 部】

1) 教育課程の編成に関する取組状況

前述の各大学の置かれた諸条件の下に様々な工夫がなされているが、いずれの対象組織においても、広い視野を持たせるための教養科目の充実や専門基礎科目の充実に意を用い、学部・修士一貫教育を意識したカリキュラム編成、新入生に対する導入教育を実施している。また、レベルに差はあるが、自主学習時間の保証や創成科目のような新工学プログラムの導入を試み、基礎学力の向上や創造性の育成を意図した取組が評価されているケースもあった。

2) 授業の内容に関する取組状況

全ての対象組織で、シラバスの活用や授業内容に関する学生アンケートの活用及び企業等へのインターンシップ(学生が在学中に企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。)の導入を意図した取組がなされている。しかし、それらの内容や効果には、大学により、かなりのばらつきがあり、改善の余地を指摘されるケースもあった。

3) 施設・設備の整備に関する取組状況

全ての対象組織で、情報ネットワークや情報サービス機器(ソフトウェア、教材等)が、かなりのレベルで整備され、また、図書館の整備充実が図られている。

「特色ある取組・特に優れた点」

低学年からの実験・実習科目の充実によるものづくり教育の実施、自主演習の授業科目への導入、倫理・発表力・デザイン能力等を重視した授業科目の配置、独自の学生受入方針に基づき、高専・学部・大学院の教育の継続性に配慮した教育課程の編成、大学院進学者に対して、卒業論文に替え、企業へ数ヶ月にわたり長期派遣して学習意欲の向上を図る実務訓練制度の実施、ガイダンスの一環として各専門領域との関連やバランスを示した専門科目関連図の作成、学部・学科間の科目内容検討の綿密な連携体制の整備、シラバスの整備・活用(ホームページによる公開・活用)、卒業生による工学教育プログラムの評価に関するアンケートの実施・活用などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

一部の対象組織で、学生による授業評価の実施・活用などの面での組織的な取組の必要性や学科間、科目間での格差の存在、図書の蔵書数や視聴覚教材等の一層の充実の面、教育目標に即した分野横断的の共通教育(安全・環境・倫理など)の充実の面、シラバスの内容の充実などの面での改善、また、インターンシップに関しては、実務訓練制度採用のケースを除き、より積極的な取組の必要性などが指摘されている。

【研究科】

1) 教育課程の編成に関する取組状況

博士前期課程：学部・大学院のカリキュラム編成に連続性を持たせる方針が、ほぼ全ての対象組織で実行されており、大学の特徴に応じて、大学院においても教養科目の履修を義務化したり、ダブルメジャー制度(総合的な科目や他専攻科目を副専攻科目として履修を義務付ける制度)を導入するなど、様々なカリキュラム編成上の工夫を行っている。

博士後期課程：多くの対象組織で、最先端的技術、学際領域に対応した科目や特別科目などが開講されている。

2) 授業(研究指導を含む)の内容に関する取組状況

講義：全ての対象組織が高度職業人の育成という目的を強調しており、「講義科目においては講義を中心とし、輪読等を常態とすることは避ける」と申し合わせる研究科があることから窺えるように、全体としてはスクーリング重視の方向にある。博士前期課程における講義については、社会との接点を重視し、企業の研究所、技術者の協力による最先端の研究動向や開発現場の知識に触れさせる試みもなされている。その他、学部学生に対する教育補助(ティーチング・アシスタント、以下「TA」という。)による指導能力の養成が、全ての対象組織で図られている。

研究指導：複数指導教官制や副専門制など、他分野も含めた複数の教員による個別研究指導が中心で、効果を上げており、研究者育成に重点を置いた状況がある。一方、「企業等との共同プロジェクト研究」を高度専門職業人の養成に意識的に利用しているケースもあった。

3) 施設・設備の整備に関する取組状況

大学院生の増加に対して少人数教育を実施する講義室の数が十分ではなく、大学院生1人当たりの研究スペースの不足は、多くの大学共通の課題である。一方、情報ネットワークや情報サービス機器に関しては、研究室のパソコン、学内LANなどが、ほとんどの大学で十分整備されている。また、附属教育研究施設の大学院生が自主的に使える設備や最先端の研究設備については、大学によって整備状況の差はあるが、総じて整備が進んでいる。図書や電子ジャーナルの整備も進んでいるが、工学キャンパスが離れているような大学では、工学系専門図書の整備充実面での改善を指摘されるケースもあった。

「特色ある取組・特に優れた点」

博士前期課程では、教養科目の履修の要求、専門科目に対する共通科目の比率の向上、高度職業人養成のための「ベンチャー・ビジネス特論」の開講、ダブルメジャー制度の導入による幅広い知識と複眼的視点の習得を目指したカリキュラムの工夫、「高度総合工学創造実験」のような企業の開発現場の技術者による直接指導の試み、「最先端理工学特論・実験」のような、工学における最先端研究の動向を学び、高度な知識、技術を修得させる試み、社会人に対するリフレッシュ教育への対応、共通科目の充実のための近隣の大学等との単位互換制度の活用、視野の広い研究者の育成のための中国四国地区国立大学共通講義「科学技術特論」の開講、「語学系教官」による実践的英語教育の実施などの様々な試みが取り上げられている。

博士後期課程では、最先端的技術・学際領域に対応した科目の開講などが取り上げられている。

その他に、企業・自治体等との積極的な共同研究を活用した研究指導や他機関での研究活動の奨励、在学期間の短縮制度の採用、海外の大学との学生交流の実施、学会発表への経済的な援助、地域共同センター、創造工学センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなど、大学院生が自主的に使える設備や最先端研究設備の整備・充実などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

講義室や研究室等のスペース不足の解消、博士後期課程の授業科目のシラバスの内容の充実、教育目的等に即した博士後期課程でのスクーリングの検討、複数教員による研究指導の充実面での改善が指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	0
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	2	3
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	4	3
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.3. 教育方法及び成績評価面での取組

【学 部】

1) 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

全ての対象組織で、それぞれの特徴や受入学生の能力、学生の理解度等に配慮した教育方法に関する様々な工夫がなされている。具体例としては、学生の理解度向上のための演習科目の増加や少人数教育の重視、基礎学力が不足している学生への補習授業の実施、演習・実験でのTAの活用、語学教育へのTOEICなど外部認定制度の活用、社会人講師による特別講義の実施などの取組が、いずれの対象組織でも実施されている。

2) 成績評価法に関する取組状況

いずれの対象組織でも、特に卒業論文の判定法などに工夫が見られるが、判定基準などが、学科レベルに止まっている点で、改善の余地が指摘されているケースが少なくない。

3) 施設・設備の活用に関する取組状況

いずれの対象組織でも、図書館、情報処理施設、情報ネットワークや情報サービス機器の積極的な活用がなされている。一部の大学で、図書館の利用時間や図書の利用上の工夫が指摘されているケースもあった。

「特色ある取組・特に優れた点」

基礎的な科目を集中して学ばせる4学期制の試み、創成工学実験の必修科目化、英語科目での「能力別クラス分け」、工場実習などによる社会等と連携した教育方法の工夫、フィールド型教育の実施、独自の教材開発や教授法の工夫、学習到達度把握のための授業評価アンケートの定期的な実施、学科ごとの卒業時の最低保証能力の明示、学生の到達度のレベルを高く設定した厳格な成績評価の実施、教材提供やレポート提出を含む授業への情報ネットワークの利用などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

学部全体としての成績評価基準の検討・策定、評価方針や基準の透明性の向上、シラバスへの記載の不備や学生への周知の不足、教材や授業方法の工夫の効果の系統的把握方法などが指摘されている。

【研究科】

1) 授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況

研究指導：いずれの対象組織でも、研究指導の充実が最も優先されており、伝統的な研究室での個人指導が中心であるが、副指導教官制を試みているケースも少なくない。一方、研究意欲の向上、社会との連携意識やプレゼンテーション能力向上の一環として、外部との共同研究への参加を進めるなど、様々な取組が工夫されている。

教育・研究補助制度：TAが、大学院教育の一環として位置付けられ、大きな効果を上げている点や博士後期課程在学者が行う研究補助(リサーチ・アシスタント：RA)が、極めて有効な教育手段として活用される点は共通しており、これらの一層の制度的充実(人数、待遇、訓練等)の必要性が指摘されている。

インターンシップ：その意義は、大学院においても認められ、一部でインターンシップを核としたスーパー修士制度など積極的取組例もあるが、全体としては、研究室での研究指導が中心で、組織的な取組には至っておらず、参加者も少ない。

社会人学生への履修上の配慮：基礎科目の土曜開講を実施するなど、時間割上の工夫を細かく実施しているケースがあるが、一部の専攻に限られ、研究科全体の方針になっていないケースもあった。

2) 成績評価法に関する取組状況

授業科目の成績評価法：専攻ごとに評価項目を工夫して、多様な評価方式を採用するなど努力を重ねているが、成績評価基準は科目担当教員に一任されているケースが多く、全体として、今後検討の余地が残されている。

修士論文審査：論文提出と口頭発表の義務付けが一般的で、最終試験を義務付けている場合や、いくつかの専攻で項目別の評価点を付ける試みが行われている大学もある。

博士論文の学位授与方針・基準：論文数など受理基準を定めている点や最終試験として、外国語試験を課しているケースがある。一方で、博士後期課程の授業科目に対する成績評価方法の明確性、あるいは、論文審査の各段階での判定方法の明確性の点などで、学位授与方針の検討の余地を指摘されているケースもあった。

3) 施設・設備の活用に関する取組状況

授業や研究指導等に必要な講義室、研究室、実験室、図書館、附属教育研究施設等は有効に活用されている。また、大学院生の図書館等の利用時間についても、土曜利用や時間延長などの配慮がなされている。

「特色ある取組・特に優れた点」

副指導教官制などによる多様な研究指導の実施、社会人学生に対する履修上の配慮、演習や小テストによる日常的な点検・フィードバックの実施、筆記試験を中心とした客観的な成績評価の申し合わせの実行、専攻ごとに評価項目を工夫した多様な評価方式の採用などが取り上げられている。また、研究意欲の向上、社会との連携意識やプレゼンテーション能力向上の一環として、外部との共同研究への参加、学会での研究発表の奨励、地域社会との連携による公開シンポジウムでの修士論文の発表、大学間協定に基づく外国への派遣、スーパー修士制度の実施などが取り上げられている。修士論文審査に関しては、最終試験の義務付け、専攻のレベルで、「研究テーマの背景、目的の理解」、「情報収集や研究計画の立案・実効能力」、「結果についてのディスカッション能力」、「結果を論文に理論的にまとめる能力」などについて5段階で評価する試み、博士論文の学位授与方針・基準に関しては、独創的な内容、実践応用的な内容を重視しつつ、論文数などの受理基準の策定、最終試験としての外国語試験の実施などが取り上げられている。このほか、図書館の24時間利用体制の実現、附属教育研究施設の先端的設備の積極的な活用などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

T A・R A制度の一層の制度的充実(人数、待遇、訓練等)、学位の授与方針・基準の策定に関する研究科としての組織的な取組、授業科目に対する成績評価法の明確性、論文判定方法の各段階での一貫性の確保などの面で、改善の余地が指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	0
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	3	4
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	3	2
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.4. 教育の達成状況

【学 部】

1) 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

進級及び卒業時の単位取得状況や卒業率を用いて、各対象組織の特徴や教育目的等に即して評価されている。留年率が、10数%から26%に達するケースもあるが、最終的な卒業率は85%を超え、98%以上のケースもある。卒業論文着手条件を課している場合が多く、その資格を得た学生はほぼ100%が卒業しており、一定の成果が評価されている。また、達成度把握の試みとして、学生及び教員に対する授業評価アンケートの実績の積み上げによる実態の把握や在学生、卒業生、雇用主に対するアンケート調査により、授業の有益性、大学教育の効果と満足度、就業能力を評価する取組が行われている。

2) 進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況

大学院への進学状況，就職状況(業種別)，卒業生に対するアンケート調査結果，採用企業の評価結果などを用いて，各対象組織の特徴や養成する人材像などの教育目的等に即して評価されている。大学院への進学率については，45～50%以上から70～80%以上の2グループに分かれており，個々の状況に応じてそれぞれ評価されている。過去5年間の就職状況は，88～94%となっており，目的の達成度がそれぞれ評価されている。

多くの対象組織で，卒業生や雇用主へのアンケートによる大学の教育効果や満足度の調査，就職希望者の就職率及び就職先の業種・業務内容と卒業学科の関連性などから，学生の満足度や社会からの評価を推定し，達成状況の判断に利用している。

「特色ある取組・特に優れた点」

達成度を高く設定しているにも関わらず，卒業率を高く維持している点，卒業生の進路に対する学生の希望と実態が一致し，教育に対して高い満足度を示している点が取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

専門高校からの推薦入学生の卒業比率が低い点，留年者数が増加傾向にありながら，留年率増加に対する組織的な対応が見られない点，卒業生の修得度自己評価アンケート調査の自己評価がかなり低い点，採用企業からの評価が実施されていない点，学生自身の達成度に関する授業評価が行われていない点などが指摘されている。

【研究科】

1) 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

学会発表や学術誌への論文投稿状況，学位取得状況，建築士資格などの取得状況，修了者に対する採用企業の評価結果，留年者数の推移，大学院生に対するアンケート調査結果などの状況から，各対象組織の特徴や教育目的等に即して，専攻分野における研究能力の形成面や，高度な専門職業能力の形成面などの教育の成果の達成状況が判断されている。修士の学位取得率については，9割以上が取得しているケースが多く，一定の成果が評価されている。博士の学位取得率については，社会人学生の取得率は高いが，一般学生の取得率が5割に満たないケースもあり，学位取得率の向上への取組の検討が指摘されている。このほか，組織的な達成度把握のための取組の検討などが指摘されているケースもあった。

2) 進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況

進学状況，就職状況(業種別)，大学院生に対するアンケート調査結果，採用企業の評価結果などの状況から，各対象組織の特徴や養成する人材像などの教育目的等に即して，教育の成果の達成状況が判断されており，専門性を活かした職場に就職している点などから，ほとんどの大学で一定の成果が上がっていると評価されている。

「特色ある取組・特に優れた点」

個々の対象組織で状況は異なるが，博士前期・後期課程修了生の大半が就職又は進学しており，就職先の業種・業務内容も専門性を活かした職場に就職しているケース，大学院生の研究レベルの目標を，学協会で認められるレベルに設定し，発表件数から見て，実績を上げているケース，採用企業の評価結果から，高度な専門職業能力の面が高いと評価しているケース，標準修了年限以内でほとんどの学生が修士の学位を取得しているケース，在学生のアンケート調査の大学院教育に対する満足度が高いケースなどが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

修士・博士の学位取得状況が十分とは言えず，年々低下傾向にあるようなケース，博士課程の標準修了年限で修了しなかった学生が多く見られるケース，進路状況からの達成指標の検討・工夫などが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標が十分達成されている。	0	1
教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。	5	5
教育目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。	1	0
教育目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.5. 学習に対する支援

【学 部】

1) 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

いずれの対象組織でも、修学・生活・健康などに関する相談・助言を行うための学生相談室の開設、オフィスアワー(授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯)の開設、留学生に対する相談室の設置やチューターの配置、クラス担当教官制度、助言教官制度、複数研究指導教員制度など、様々な工夫により助言体制の整備に努めている。

2) 学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況

自主的学習環境として、自習室、パソコン等が整備され、積極的に活用されている。また、図書館の利用時間の延長や土曜日の利用が図られている。一方、学生の積極的な利用を推進するための工夫について指摘されているケースもあった。

「特色ある取組・特に優れた点」

合宿研修によるガイダンスの実施、多様な学生に対する補習教育の実施、高専での履修履歴に対応したクラス編成、図書館の24時間利用体制の実現、附属教育研究施設を利用した自主学習、後援会による留学生に対する学修活動補助、複数指導教員制度の助言体制強化による退学者数の大幅な減少、セクシャル・ハラスメント等のトラブルに対する相談・助言体制の整備、海外の大学への語学研修派遣者に対する財政援助や相互学生交流の実施などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

図書館の学生用参考図書や科学雑誌等の充実、情報端末室・LL教室などの利用率の向上及びコンテンツの整備、オフィスアワーなどの相談・助言体制の学生への周知などが指摘されている。

【研究科】

1) 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

指導教員が中心となり、授業履修や研究テーマに関して相談・助言する指導教員体制が整えられており、「学生相談室」などが整備されている。また、多くの対象組織で、留学生に対する支援体制や学生の学会発表等に対する支援体制などが整備されている。

2) 学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況

自主的学習環境として、情報ネットワークや情報サービス機器が整備され、積極的に活用されている。また、大学院生への図書室、自習室、演習室等の利用時間等への配慮がなされている。

「特色ある取組・特に優れた点」

オフィスアワーの効果的活用、指導教員との間で解決できない問題への全学的な相談体制の整備、他研究室に所属する教員による集団指導や「複数指導教官制度」の実施、留学生に対するチューター・担当教員の配置及び後援会による学修活動補助、学会発表に対する財政援助の実施、図書館の24時間利用体制の実現、海外派遣助成制度による支援、博士後期課程の専用大学院棟の整備、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおける創造的研

究開発支援などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

企業等へのインターンシップなどに対する支援体制の整備充実，実験スペースの不足などが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
教育目的及び目標の達成に十分貢献している。	0	0
教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	4	2
教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	2	4
教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0	0

2.6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

【学部・研究科共通】

1) 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

教育活動の評価体制：学部・研究科に共通して、全学・学部(研究科)・学科(専攻)ごとに、教務委員会などで、カリキュラムの検討などの教育評価を実施する体制が整備され、外部評価の実施やその結果の反映が報告書の形でなされ、それぞれの対象組織で、入試制度、カリキュラムの内容、管理運営体制などに、具体的な改善の実績が見られる。個々の教員の教育活動の評価は、主に、採用、昇任時に行われ、研究業績集などの刊行もなされているが、学部としての組織的取組のレベルには至っていない場合が多く、改善の余地が指摘されている。

このほか、日本技術者教育認定機構(J A B E E)の試行審査を受けるなど、技術者教育の充実を目指した取組などが評価されている。

2) 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

改善のシステム：全学・学部(研究科)の両組織で連携した委員会システムの構築や専門の各種委員会を設置し、評価されているケースもあるが、実質的な効果は学科レベルに止まっている場合が多く、全体的に、教育活動全体を評価し、改善に結び付けるための組織的な体制は整備途上にある。

「特色ある取組・特に優れた点」

個々の教員の教育活動等(研究業績，教育業績・社会貢献，管理運営等への貢献度)を評価するための体制を整備し、実施に移している取組，10年近く授業アンケートを継続的に実施し、結果をフィードバックしている取組，実務訓練制度を充実するための外部評価シンポジウム等の開催などが取り上げられている。

「改善を要する点・問題点」

個々の教員の活動を継続的に評価する体制の整備，学部(研究科)横断的な課題に対する組織的な体制の整備，学生の授業評価結果の恒常的なフィードバック体制の確立，教育活動の自己点検・評価の充実，実行面での委員会組織間の相互関係や権限の明確化などが指摘されている。

このほか、研究科独自の指摘として、大学院生の授業評価アンケートの実施，研究科全体(特に、博士後期課程に配慮した)としての評価結果を改善に結び付けるシステムの整備などが指摘されている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、当該大学の有する目的及び目標に対するものであり、大学間で相对比较することは意味を持たない。

	学 部	研究科
向上及び改善のためのシステムが十分機能している。	0	0
向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。	2	0
向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。	4	6
向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。	0	0
向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0	0

3. 特記事項の記述

各対象組織が自己評価を実施した結果を踏まえ、前述した対象組織の特徴に応じて、様々な視点からの補足的事項や今後の改革課題・将来構想等の展望等が任意に記述されている。

【学 部】

学部 - 修士一貫教育を支える上での柱である実務訓練制度の一層の充実，重点化された大学院への教育研究につながる学部教育(四年一貫教育)への取組，専門領域の複合化・総合化による視野を広く持たせるための教育の充実，成績評価や授業改善などの取組の充実，学科構成の柔軟化への対応， 奨学奨励制度と学業不振者への対応強化， A O入試(総合評価方式による選抜)の導入， 情報教育の強化， 世界に通用する技術者の養成などが、補足的事項や改革課題・将来構想等として取り上げられている。

【研究科】

複数専攻制の検討， 博士後期課程の構成・カリキュラム編成の在り方， 流動型大学院システム， ダブルメジャー制度等への取組， 成績評価や授業改善などの取組の充実， 優秀な人材(教員)の確保に向けた方策の検討， ホームページ等の充実， カリキュラム・講義方法・研究指導の充実に向けた組織的取組の検討， 国際交流の促進， 社会人再教育プログラムの検討などが、補足的事項や改革課題・将来構想等として取り上げられている。

これらの対象組織の記述に対して、機構の行った評価結果から見た所見をそれぞれ付している。

4. 評価実施における諸課題への対応等

4.1. 評価の実施上で生じた課題と対応

提出された自己評価書の教育目的及び目標と評価項目・要素との対応関係が不明確なものや、具体性に欠けるものが一部見受けられた。今回の評価では、対象組織の負担等を考慮し、再提出を求めることは避け、対象組織に教育目的及び目標と評価項目・要素との対応関係等について確認した。また、この時点で客観的に見て必要不可欠な観点や根拠資料・データ等が不足しているものについて提出を求めた上で、書面調査を実施した。

自己評価の記述内容が不十分なもの、根拠となる資料・データ等が著しく不足しているものや、学生や教員に対するアンケート調査の結果を評価項目全般にわたって根拠として用いている場合があり、客観的な資料やデータが不足しているものなどが見受けられた。これらについては、書面調査段階では「判断保留」とし、訪問調査時に資料・データ等の提出を求めた上で分析を行った。

ほとんどの評価項目において、観点の分析結果や評価項目の水準を、「優れている」、「十分貢献している」と自己評価しているものが見受けられた。これらを含め、水準等の判断に当たっては、工学系教育評価専門委員会として水準等の判断方法等の共通理解を図った上で、書面調査を実施した。

評価報告書の作成に当たって、評価作業の過程(プロセス)で用いた「要素ごとの貢献(達成又は機能)」の程度の5段階の判断(十分、おおむね、かなり、ある程度、ほとんど)についても、水準の判断方法の明確性の確保や、評価結果をより分かりやすく社会に公表するという観点から、要素ごとに記述した上で、評価項目の水準を記述することとした。

これらのほか、対象組織が自己評価書を作成するに当たって、評価項目によっては観点を設定する際にいくつかの取組を包括的にまとめて設定しているケースと、取組ごとに細分化して設定

しているケースが見受けられた。このため、今回の評価では、観点ごとの分析結果を積み上げて評価項目の水準等を判断することとなっていたため、前者のように設定された観点が少ないケースでは、水準等の判断に当たって、観点ごとの個々の取組状況を考慮しつつ、評価を行った。

4.2. 専門委員から寄せられた主な課題等

ここには、評価結果を専門委員会段階で取りまとめた直後に、専門委員に対して評価を経験した立場から意見を求めたもののうち、特に、分野別教育評価「工学系」に関する主な意見を記載している。また、評価の実施を通じて共通に認識された課題については、後記 に改善方策とともに記載している。

教育評価の内容に関する意見として、学生に興味を持たせる教育方法の開発などの面、技術者育成のレベル、食堂などの学生生活に関する評価なども必要ではないかなどの意見があった。

訪問調査の内容・方法等に関する意見として、1)調査日程が過密であったことから、効率的に調査を進めるための工夫(現地で閲覧する資料一覧や情報の事前把握や閲覧した際にラベリング、アンダーラインなどの該当箇所が分かるように提出を求める、宿泊施設での評価チーム会議を効率的に運営する工夫など)が必要ではないか、学生等との面接で意見を聴く時間を十分確保できるよう工夫すべき、2)訪問調査の客観性をより高めるため、委員への情報の十分な提供(新聞記事などを含む)や、複数の委員は全対象大学の訪問調査に参加すべき、面接調査で地元の経済界代表や有識者などの意見も聴くべき、などの意見があった。

このほか、今後の評価に向けての意見として、1)今回の評価結果の活用と改善へ結び付けるための工夫や、今後の工学系教育評価の継続性の面を検討すべき、2)教育と研究を一体として評価することの必要性などの意見があった。

また、大学の教育活動の実状を把握する上で訪問調査が有効であった、大学が「教育」の重要性を一層認識する機会を与えるという点で有意義であった、などの意見があった。

§6 分野別研究評価「法学系」

1. 評価の実施

1.1. 対象組織

国立大学等の法学系分野のうち、設置者から要請のあった次の6組織を対象とし、学部及び研究科を単位として実施した。

一橋大学（法学部，法学研究科），名古屋大学（法学部，法学研究科），
京都大学（法学部，法学研究科），大阪大学（法学部，法学研究科），
広島大学（法学部，社会科学研究科），九州大学（法学部，法学研究部）

1.2. 評価の対象となる活動

分野別研究評価では、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制（諸施策及び諸機能を含む。）」を意味する「研究活動等」を対象とした。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は、国公立大学の関係者，社会・経済・文化等の各方面の学識経験者，大学評価委員会委員等からなる計28名の構成により，法学系研究評価の具体的内容・方法等の審議，書面調査等の基本的方法・手順等の共通理解を図るとともに，評価報告書原案等について審議を行った。

評価に当たっては，専門委員会委員による評価チームを3チーム編成し，各チームで2組織ずつを担当し，各チームごとに評価チーム会議を経て，書面調査及びヒアリングを実施し，評価報告書原案を作成した。

また，専門委員会委員及び評価員（合計73名）で専門領域ごとに7部会（基礎法学，公法学，国際法学，社会法学，刑事法学，民事法学，政治学）を編成し，個人別研究活動判定票の判定作業を行った。

このほか，評価チーム主査・副主査会議によるチーム間の調整や，合同部会主査・副主査会議による部会間の調整を行った。

1.4. 評価内容及び項目

評価は，対象組織の「研究活動等」の状況について，次に掲げる各評価項目ごとに研究目的及び目標に即してどの程度貢献（達成・機能）しているかを評価した。評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」については，教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し，それらの状況を対象組織の全体及び領域ごとに明らかにするなどの評価を行った。各評価項目に続く（ ）内は，評価項目で何を評価するのかを示す「要素」である。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
（研究体制に関する取組状況，研究支援体制に関する取組状況，諸施策に関する取組状況，諸機能に関する取組状況，研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況）
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会（社会・経済・文化）的効果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
（諸施策に関する取組の達成状況，諸機能に関する取組の達成状況）
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
（組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制，評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況）

1.5. 評価の方法

各対象組織が，研究目的及び目標に即し上記1.4.に掲げる評価項目の要素ごとに設定した観点に基づき，現在の研究活動の状況が，研究目的及び目標を実現する上で，優れているのか，普通なのか，問題があるのかを，根拠となるデータ等で確認しつつ分析・調査した。なお，「研究内容及び水準」，「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については，対象領域ごとに組織した部会が個人別研究活動判定票に基づいて行った研究活動の内容及び水準の判定結果も用いて分析・調査した。

次に、観点ごとに分析・調査した結果に基づき、評価項目の要素ごとに研究目的及び目標の実現に向けた貢献（達成・改善）の程度等を次のように判断した。

要素ごとの「貢献の程度等」の判断の方法

要素ごとの貢献の程度等	観点ごとの評価（目安）
十分に貢献している	原則として、全観点の分析のほとんど全てが「優れている」となっている場合。
おおむね貢献している	原則として、全観点の分析の半数以上が「優れている」「普通」のものうち、貢献度が高いと認められるものを含む。）となっている場合。
かなり貢献している	原則として、全観点の分析が、平均して「普通」となっている場合。
ある程度貢献している	原則として、全観点の分析の半数程度以上が「問題がある」「普通」のものうち、貢献度が低いと認められるものを含む。）となっている場合。
ほとんど貢献していない	原則として、全観点の分析のほとんど全てが「問題がある」となっている場合。

次に、要素ごとの貢献（達成又は機能）の程度等と観点の重みなどを総合的に判断し、次の「水準を分かりやすく示す記述」により、評価項目ごとの水準を示した。

評価項目ごとの「水準」の判断の方法

水準を分かりやすく示す記述	要素ごとの評価（目安）
目的及び目標の達成に十分貢献している。	原則として、評価項目の要素の全てが「十分に貢献している」となっている場合。
目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	原則として、評価項目の要素が平均して「おおむね貢献している」となっている場合で、改善の必要が若干ある場合。
目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	原則として、評価項目の要素が平均して「かなり貢献している」となっている場合で、改善の必要がある場合。
目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	原則として、評価項目の要素が平均して「ある程度貢献している」となっている場合で、改善の必要が相当にある場合。
目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	原則として、評価項目の要素の全てが「ほとんど貢献していない」となっている場合で、大幅な改善の必要がある場合。

これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

研究活動の内容及び水準の判定

「研究内容及び水準」、「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目のうち、研究活動の内容及び水準の判定に関しては、対象領域ごとに組織した部会が、「個人別研究活動業績」に基づいて次のように行った。判定の方法及び手順については、判定基準の明確化や透明性確保の観点から、専門委員会において「研究活動の学問的内容及び水準等の判定の方法及び手順について」として整理・公表した。

- 1) 1人の教員の研究業績を専門領域の最も近い複数（2人）の部会構成員（評価者）が研究の質を重視して行う「ピアレビュー」により、評価者1人当たり約10人の業績を判定した。個人別研究活動判定票の提出者は331人である。
- 2) 部会構成員（評価者）が判定した結果については、部会構成員（評価者）間の調整、部会における審議、合同部会における審議、専門委員会における審議を経て決定した。
- 3) 判定に用いた資料は、対象組織から提出された代表的研究活動業績（5点以内）、代表的研究

活動業績の特色及び強調点，研究活動業績一覧である。

- 4) 上記判定資料をもとに，各専門領域の特性を考慮しつつ，独創性，発展性，他分野への貢献などの研究内容面及び研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定を次の根拠により行った。

《独創性の判定》

当該研究内容に，個性的な取組として評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」，「高い」又は「相応」，個性的な取組として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」，当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には，当該研究内容が，着想，手法，成果等の面で，まだ先行した発表がなされていない非常に高い内容である場合は「極めて高い」，一部競合的な研究発表等がなされているが個性的な取組の要素をまだ相当有している内容である場合は「高い」，個性的な取組の要素を有するが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《発展性の判定》

当該研究内容に，先見性や萌芽性の側面で評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」，「高い」又は「相応」とし，先見性や萌芽性の側面で評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」，当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には，当該研究内容が，今後発展することについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」，発展する可能性が相当程度含まれている内容である場合は「高い」，発展する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《他分野への貢献の判定》

研究業績が普遍的であり，他の学問分野の発展に貢献していると判断した場合は「極めて高い」，「高い」又は「相応」とし，他の学問分野への貢献として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」，当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には，当該研究活動なしには対象となる他の研究分野の発展は考えがたい場合は「極めて高い」，他の研究分野の発展に相当高い貢献をしている内容である場合は「高い」，ある程度貢献しているが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定》

研究の成果が，社会，経済又は文化の各領域において，大きな効果をあげた非常に高い内容であると判断できる場合は「極めて高い」，相当な効果をあげた内容であると判断できる場合は「高い」，評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であると判断した場合は「相応」，ほとんど影響を与えていないか，当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無かった場合は「該当せず」ということを目安とする。

- 5) 研究水準の判定は，研究の内容面での判定結果を踏まえて行った。研究の内容面での判定段階と研究水準の判定段階は，原則として，「極めて高い」と「卓越」，「高い」と「優秀」，「相応」と「普通」，「低い」と「要努力」とをそれぞれ対応するものとして取り扱った。

1.6. 意見の申立て

評価結果に対する意見の申立てとして，対象となった6組織のうち，2組織から延べ6件の申立てがあった。内容としては，評価結果の記述に一部追加を求めるもの1件，評価結果の記述の修正を求めるもの4件，評価基準の明確化を求めるもの1件であった。これらの申立てへの対応は，評価結果の記述に一部追加したものの1件，原文のままとしたものの5件であった。

2. 評価結果の全般的な状況

以下に，各対象組織の評価結果の全般的な状況について，評価項目及び要素ごとの全般的な状況と，特に優れた点及び改善点等として挙げられた事柄を記述するとともに，各対象組織の設定した目的及び目標に即した評価結果の水準の状況を示している。

2.1. 研究体制及び研究支援体制

・研究体制に関する取組状況

研究者と実務家との交流推進のためのセンターの設置や連携講座の設置，研究者の流動性・多様性を高めるための2年任期の特別研究助手制度，任期付き教員ポストによる外国人や実務家など多様な

研究者の採用，女性教員の採用への意識的な努力，人事委員会を中心とした採用人事，他の研究機関との連携を促進するための体制としてのセンター等の設置，総合的な企画・調整及び戦略的な研究支援の体制としての委員会等の設置などの取組がみられる。

・研究支援体制に関する取組状況

リサーチ・アシスタント（RA）の配置，研究支援業務に特化した教員の配置，海外のデータベース検索システムの利用可能な体制の整備，施設・設備の円滑な利用体制の整備などの取組がみられる。

・諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の積極的な推進，多様な外部資金獲得への積極的な取組，共同研究や研究集会の開催などの取組がみられるほか，国際的な交流への取組が期待される組織がみられた。

・諸機能に関する取組状況

共同研究に対するサービス機能としての共同研究室の設置や各種委員会の設置などによる積極的な取組も一部ではみられるが，適切なサービス体制の確立が望まれる組織もみられた。

・研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

研究活動報告書の刊行やホームページの活用が図られているが，全体的には一層の充実が期待されている状況がみられる。

「特に優れた点等」については，研究目的及び目標に即してバランスのとれた体制が整備されていること，教員配置の多様性・流動化に努めていること，実務家の招聘など実務との連携が図られていること，部門ごとの研究支援室の設置，アジア法政研究・法整備支援や法情報学への重点的な体制の整備，総合的な企画委員会などによる総合的戦略的な研究計画を策定する体制の整備，アジアを中心に国際的な学术交流が活発に行われていることなどが，特に優れた点として挙げられている。

「改善点等」については，情報スペシャリストなどの研究支援体制に携わるスタッフの配置や研究成果の社会的還元，研究施設・設備の学外者への利便性の確保，研究者の採用に関する任期制の推進，公募制の導入などが，改善を要する点として挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお，これらの水準は，各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり，組織間の相对比较をするものではない。

研究目的及び目標の達成に十分貢献している。	0機関
研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。	5機関
研究目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。	1機関
研究目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。	0機関
研究目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。	0機関

2.2. 研究内容及び水準

全体的にそれぞれの専門領域を生かした高い水準の研究が行われている。学際的，先端的，国際的研究を組織的に推進するため重点領域を設けるなど意欲的に取り組んでいる，アジア法政研究や法情報学の領域において特筆すべき成果をあげている，実務的視点を踏まえた研究や社会的ニーズに適った研究が行われている，国際的共同研究が活発に行われている，地域研究に特色がみられるなど様々な工夫がみられる。

判定結果としては，対象組織全体として，卓越が2割弱，優秀が4割強，普通が3割強，要努力が若干の割合であるが，このほかに，研究内容の判定の対象事項に該当しなかった教員がいる。

2.3. 研究の社会(社会・経済・文化)的效果

多くの領域において法実務への貢献や法政策形成に寄与しており，実務に即した研究内容が大きな社会的効果をもたらしている例がみられる。地域に関する研究により地域との連携・協力の強化に寄与している，アジア地域の法制度整備への貢献として教員の現地訪問，実務家・留学生の受け入れ・研修などを行っている例もみられる。

また，地域社会とのより密接な交流・協力や公開講座の実施などが期待されている例もみられる。

判定結果としては，対象組織全体として，極めて高いが1割弱，高いが4割，相応が3割弱の割合であるが，このほかに，研究の社会的効果へほとんど影響を与えていないか，判定の対象事項に該当しなかった教員がいる。

2.4. 諸施策及び諸機能の達成状況

・ 諸施策に関する取組の達成状況

センター、委員会等の組織的な活動によるプロジェクト研究への積極的な取組、国際共同研究・研究集会など国際交流への積極的な取組、人事面における実務家教員等の採用に向けての積極的な姿勢などがみられる。

・ 諸機能に関する取組の達成状況

共同研究室に研究室助手を置くなどのサービス機能の充実に努めている、研究科附属の研究センター等による関連分野の情報提供等のサービスが積極的に行われているなどの取組がみられる。

「特に優れた点等」については、国際共同研究など国際交流への積極的な取組、実務家教員や客員教授制度の導入、アジア法政研究・法整備支援プロジェクトの振興、センター等を通じた先端的・応用的な共同研究プロジェクトへの積極的な取組、外部研究資金の獲得と運用、委員会の主導によるプロジェクト研究の振興などが、特に優れた点として挙げられている。

「改善点等」については、長期的または萌芽的研究を推進する方策について積極的な取組が期待されるなどが、改善点として挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

研究目的及び目標が十分に達成されている。	0機関
研究目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。	4機関
研究目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。	2機関
研究目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要が相当にある。	0機関
研究目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0機関

2.5. 研究の質の向上及び改善のためのシステム

・ 組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

評価委員会等を設置して自己評価や外部評価を定期的実施する体制はおおむね整備されている。また、評価報告書の刊行等により評価結果の公表がなされているが、ホームページの活用などにより幅広い公開が望まれている組織もある。

・ 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム整備及び機能状況

自己評価や外部評価の結果の活用に工夫がみられるが、なお一層の取組が期待されている組織が多くみられる。

「特に優れた点等」については、自己評価及び外部評価を実施し、その結果を研究活動の向上・改善に反映させるよう努めていること、外部有識者の参加する懇談会等の組織による外部評価書の作成、外部評価委員会が経営諮問会議に改組・強化され、その評価が改革プランに活かされていることなどが、優れた点として挙げられている。

「改善点等」については、外部評価体制を欠いていること、外部評価報告の公開や将来計画委員会などの内部的検討結果の公表などが、改善を要する点として挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

向上及び改善のためのシステムが十分機能している。	0機関
向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。	4機関
向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。	2機関
向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。	0機関
向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0機関

3. 特記事項の記述

各対象組織においては、「現状」「課題」「展望」或いは「自己評価書の作成方法」などについての記載があり、機構においては、それらに対し「所見」を付した。

4. 評価実施における諸課題への対応

4.1. 平成13年度着手の評価実施上で生じた課題と対応

評価項目「2)研究内容及び水準」、「3)研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の水準等の割合の記述に当たっては、構成員の総数を記述する予定であったが、その内訳を明確にしたほうが良いという意見があったことから、構成員職種別内訳（教授，助教授，講師，助手）を記述することに変更した。

また、領域については当初「基礎法学」「公法学」「国際法学」「社会法学」「刑事法学」「民事法学」「政治学」の7領域を予定していたが、それぞれの対象領域における該当者が少数であったことから、「法学領域」「政治学領域」の2領域で判定結果を記述することに変更した。

4.2. 専門委員，評価員から寄せられた主な課題等

評価結果を取りまとめた直後に専門委員・評価員に対して意見を求めた結果、今後の評価の充実・改善へ向けての課題等として、研究の社会的効果は、領域によっては市民的レベルでの効果が意味を持つので、経済界・政府政策への寄与に限定されることを避け、広く捉えるべきとの意見、研究の成果が顕在化するまでに相当の年月を要する場合の評価を工夫すべきとの意見、研究内容の評価として「総合性」（総合的研究）などの観点の検討も必要ではないかとの意見、法解釈学の領域では研究内容・水準につき国際的視点を強調することには違和感があるとの意見、業績の判定に当たっての実務家教員や助手等の取扱いについて検討すべきとの意見、評価員の選出方法については更なる検討が必要との意見などがあった。

§7 分野別研究評価「教育学系」

1. 評価の実施

1.1. 対象組織(機関)

国立大学等の教育学系分野のうち設置者から要請のあった次の6組織(機関)を対象とし、学部及び研究科、大学共同利用機関を単位として実施した。

弘前大学(教育学部,大学院教育学研究科),筑波大学(教育学系),
東京学芸大学(教育学部,大学院教育学研究科),信州大学(教育学部,大学院教育学研究科),
鳴門教育大学(学校教育学部,大学院学校教育研究科),メディア教育開発センター

1.2. 評価の対象となる活動

分野別研究評価では、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制(諸施策及び諸機能を含む。)」を意味する「研究活動等」を対象とした。また、大学共同利用機関のように、共同利用装置等から生み出される成果がある場合には、その成果についても評価の対象とした。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は、国私立大学の関係者、社会・経済・文化等の各方面の学識経験者、大学評価委員会委員等からなる計30名の構成により、教育学系研究評価の具体的内容・方法等の審議、書面調査等の基本的方法・手順等の共通理解を図るとともに、評価報告書原案等について審議を行った。評価に当たっては、専門委員会委員による評価チームを3チーム編成(1チーム10名)し、各チームで2組織(機関)ずつを担当した。各チームでは、評価チーム会議を開催して、書面調査に当たったほか、ヒアリングを実施して、評価報告書原案を作成した。このほか評価チーム主査・副主査による打合せを行い、チーム間の調整を行っている。

また、専門委員会委員及び評価員(合計82名)により、専門領域〔教育学(教育学,教育心理学,障害児教育等),教科教育学(文学・言語系,社会系,自然系),教科教育学(芸術系,保健・体育系,技術・家庭系)〕ごとの3つの部会を編成し、部会・系グループ会議等を開催して、教員の個人別研究活動業績の判定を行った。各研究業績の判定に当たっては、部会・系グループごとに判定基準を検討し、共通理解を図った。

1.4. 評価内容及び項目

評価は、対象組織(機関)の「研究活動等」の状況について、次に掲げる各評価項目ごとに研究目的及び目標に即してどの程度貢献(達成・機能)しているかを評価した。評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」については、教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を対象組織(機関)の全体及び領域ごとに明らかにするなどの評価を行った。各評価項目に続く()内は、評価項目で何を評価するのかを示す「要素」である。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
(研究体制に関する取組状況,研究支援体制に関する取組状況,諸施策に関する取組状況,諸機能に関する取組状況,研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況)
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
(諸施策に関する取組の達成状況,諸機能に関する取組の達成状況)
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
(組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制,評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況)

1.5. 評価の方法

各対象組織(機関)が、研究目的及び目標に即し上記1.4.に掲げる評価項目の要素ごとに設定した観点に基づき、現在の研究活動等の状況が、研究目的及び目標を実現する上で、優れているのか、普通なのか、問題があるのかを根拠となるデータ等で確認しつつ分析・調査した。なお、「研究内容及び水準」、「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」の評価項目については、対象領域ごとに組織した部

会が個人別研究活動判定票に基づいて行った研究活動の内容及び水準の判定結果も用いて分析・調査した。

次に、観点ごとに分析・調査した結果に基づき、評価項目の要素ごとに研究目的及び目標の実現に向けた貢献（達成・改善）の程度等を次のように判断した。

「要素」ごとの「貢献・達成・機能の程度」の判断方法

貢献・達成・機能の程度	観点ごとの評価（目安）
十分に～している	原則として、全観点の分析のほとんど全てが「優れている」となっている場合
おおむね～している	原則として、全観点の分析の半数以上が「優れている」（「普通」のうち、貢献度が高いと認められるものを含む）となっている場合
かなり～している	原則として、全観点の分析が、平均して「普通」となっている場合
ある程度～している	原則として、全観点の分析の半数程度以上が「問題がある」（「普通」のうち、貢献度が低いと認められるものを含む）となっている場合
ほとんど～していない	原則として、全観点の分析のほとんど全てが「問題がある」となっている場合

次に要素ごとの貢献・達成・機能の程度等と観点の重みなどを総合的に判断し、次の「水準を分かりやすく示す記述」により、評価項目ごとの水準を示した。

評価項目ごとの「水準」の判断方法

水準を分かりやすく示す記述	要素ごとの評価（目安）
十分に～している	原則として、評価項目の要素の全てが「十分に～している」となっている場合
おおむね～しているが、改善の余地もある	原則として、評価項目の要素が平均して「おおむね～している」となっている場合で、改善の必要が若干ある場合
かなり～しているが、改善の必要がある	原則として、評価項目の要素が平均して「かなり～している」となっている場合で、改善の必要がある場合
ある程度～しているが、改善の必要が相当にある	原則として、評価項目の要素が平均して「ある程度～している」となっている場合で、改善の必要が相当にある場合
不十分であり、大幅な改善の必要がある	原則として、評価項目の要素の全てが「ほとんど～していない」となっている場合で、大幅な改善の必要がある場合

これらの水準は、各対象組織（機関）の有する目的及び目標に対するものであり、組織（機関）間の相对比较をするものではない。

研究活動の内容及び水準の判定

「研究内容及び水準」、「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の評価項目のうち、研究活動の内容及び水準の判定に関しては、対象領域ごとに組織した部会が「個人別研究活動判定票」に基づいて次のように行った。判定の方法及び手順については、判定基準の明確化や透明性確保の観点から専門委員会において「研究活動の学問的内容及び水準等の判定の方法及び手順について」として整理・公表した。

- 1) 1人の教員の研究業績を専門領域の最も近い複数（2～3人）の部会構成員（評価者）が研究の質を重視して行う「ピアレビュー」により、評価者1人当たり約20人の業績を判定した。個人別研究活動判定票の提出者は800人である。
- 2) 部会構成員（評価者）が判定した結果については、部会構成員（評価者）間の調整、部会における審議、合同部会における審議、専門委員会における審議を経て決定した。
- 3) 判定に用いた資料は、対象組織（機関）から提出された代表的研究活動業績（5点以内）、代表的研究活動業績の特色及び強調点、研究活動業績一覧、個人別研究活動参考資料のほか、個人別研究活動参考資料をもとに論文・著作数や芸術等の創作・創出数を指数化し、一覧表にした個人研究活動指数一覧である。指数の参照基準（比較基準）は平均値で、研究内容や社会的効果（教育実践への寄与など）の場合には原著数を指数化（原著論文数指数）し、創作・創出の場合には発表会、出演、展覧会への出品等の回数を指数化（創作・創出数指数）して、個人の論文・著作数、創作・

創出数が、評価対象者全体の中でどの程度の位置づけであるかを判断した。

- 4) 上記判定資料をもとに、各専門領域及び系グループの特性を考慮しつつ、独創性、発展性、教育実践への貢献、他分野への貢献などの研究内容面及び研究の社会(社会・経済・文化)的効果の判定を次の根拠により行った。

《独創性の判定》

当該研究内容に、個性的な取組として評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、個性的な取組として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究内容が、着想、手法、成果等の面で、まだ先行した発表がなされていない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、一部競合的な研究発表等がなされているが個性的な取組の要素をまだ相当有している内容である場合は「高い」、個性的な取組の要素を有するが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《発展性の判定》

当該研究内容に、先見性や萌芽性の側面で評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、先見性や萌芽性の側面で評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究内容が、今後発展することについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、発展する可能性が相当程度含まれている内容である場合は「高い」、発展する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《教育実践への貢献の判定》

当該研究内容が、学術書、教科書等の出版等を通じて教育実践に貢献していると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、教育実践に貢献していると評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該学術書、教科書等の出版等が、その利用実績などから見て教育実践に非常に高い貢献が行われていると判断できる場合は「極めて高い」、相当高い程度の貢献が行われていると判断できる場合は「高い」、ある程度貢献しているが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《他分野への貢献の判定》

研究業績が普遍的であり、他の学問分野の発展に貢献していると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、他の学問分野への貢献として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究活動なしには対象となる他の研究分野の発展は考えがたい場合は「極めて高い」、他の研究分野の発展に相当高い貢献をしている内容である場合は「高い」、ある程度貢献しているが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《研究の社会(社会・経済・文化)的効果の判定》

研究の成果が、社会、経済又は文化の各領域において、大きな効果をあげた非常に高い内容であると判断できる場合は「極めて高い」、相当な効果をあげた内容であると判断できる場合は「高い」、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であると判断した場合は「相応」、ほとんど影響を与えていないか、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無かった場合は「該当せず」ということを目安とする。

- 5) 研究水準の判定は、研究の内容面での判定結果を踏まえて行った。研究の内容面での判定段階と研究水準の判定段階は、原則として、「極めて高い」と「卓越」、「高い」と「優秀」、「相応」と「普通」、「低い」と「要努力」とをそれぞれ対応するものとして取り扱った。

- 6) 教育学系の研究領域は多様であることから、対象組織(機関)全体の研究水準等の取りまとめを行うにあたり、評価者間の相違を調整する必要が生じた。調整は、判定素点(10点満点で非該当等は0)の平均値を参照基準とした指数(判定結果指数)を算出し、それを参考にして行った。

1.6. 意見の申立て

評価結果に対する意見の申立てとして、対象となった6組織(機関)のうち、1機関から延べ4件の申立てがあった。内容としては、評価結果の記述の修正を求めるもの3件、評価基準の明確化を求めるもの1件であった。これらの申立てへの対応は、原文のままとしたもの2件、評価結果の記述の

一部を修正したものの2件であった。

2. 評価結果の全般的な状況

以下に、各対象組織（機関）の評価結果の全般的な状況について、評価項目及び要素ごとの全般的な状況と、特に優れた点及び改善点等として挙げられた事柄を記述するとともに、各対象組織（機関）の設定した目的及び目標に即した評価結果の水準の状況を示している。

2.1. 研究体制及び研究支援体制

・研究体制に関する取組状況

プロジェクト研究等を活性化するための組織の整備や研究者の流動性を高めるための公募制による選考など、研究組織の弾力化という点で研究組織と教育組織の見直しを前向きに行っていると評価される組織もある。研究成果や研究者の研究概要を内外に発信するため、研究紀要、年報、広報誌のほかWeb上で内外に公開するなど積極的に取り組んでいる組織が多くみられる。

・研究支援体制に関する取組状況

附属センター・施設の活用及び人的配置に関する配慮や共同研究の体制として、各種の研究員制度等の設置などのほか、共同研究や共同利用の成果等について、各種印刷物等による公表や発表のための大会を開催したりするなど、研究を支援するための体制整備に関する取組がみられる。

・諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の振興及び研究資金の配分・運用の方策に関して、予算措置を施してその推進を図ったり、人事に関して業績を明確に位置づけた審査基準を設けた公募制の実施や、外部研究資金獲得のための組織的な奨励、情報システムなどの研究環境の整備や研究者相互間で研究成果や研究情報を報告又は意見交換するための講演会や共同研究者との研究会の開催、研究紀要等を通じた成果の共有など、様々な取組がみられる。また、地域的な課題に取り組むために教育委員会との連携による共同研究や教育研究集会などの開催への取組がなされている組織がみられる。

・諸機能に関する取組状況

共同研究に関するサービス機能として、各種施設・機器の整備や利用促進が図られている組織がみられるほか、委員会を中心に共同研究のコーディネートを行っている組織もみられる。

・研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教職員に対する周知は、報告会、研究会、Web上で周知されている組織が多いが、学生に対する周知としては、工夫する余地のある組織が多くみられる。

「特に優れた点等」については、大学内外との研究連携を図るため、学校現場との人的交流や附属学校との共同研究を進めたり、人事面で資格審査基準の整備や人事の透明性に取り組んだり、特別に研究費を設けて外部資金や学内プロジェクトの採用に繋がるような準備的研究を推進する体制を整えている点が挙げられている。また、プロジェクト研究等の活性化や財政的支援についての施策を検討するために、委員会を設置している点が挙げられている。

「改善点等」については、萌芽的研究を育てる仕組みや成果を生み出すまでに長時間を要する研究への支援体制が挙げられ、今後も検討が必要とされている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織（機関）の有する目的及び目標に対するものであり、組織（機関）間の相対比較をするものではない。

研究目的及び目標の達成に十分貢献している。	0機関
研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	6機関
研究目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	0機関
研究目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0機関
研究目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0機関

2.2. 研究内容及び水準

研究の内容面では、全体的にみると各学問領域の最先端の動きを踏まえ、国際的な視野のもとで先端的・発展的な研究や学際性を持つ研究が行われており、これらの研究が今後、教育実践学の構築に生かされたり、教育学と教科教育学との連携強化に結びつくことが期待される組織もみられる。

判定結果としては、対象組織（機関）全体として、卓越が1割強、優秀が2割強、普通が5割弱、要努力が1割強の割合であるが、このほかに、研究内容の判定の対象事項に該当しなかった教員がいる。

対象となった800人が自己申告した5年間の著作・論文数、創作・創出数の平均は、著作・論文数(総数)18.01(うち原著著作・論文数8.62)、創作・創出数2.25である。著作・論文数の分布については、数の少ないものと多いものに分かれており、平均的な数のものが少ないという特徴があった。

2.3. 研究の社会(社会・経済・文化的)効果

教育実践の理論的な裏付けや地域の自然環境に関する課題への寄与など、地域に根ざして地元の教育界に貢献する取組もみられる。社会（社会・経済・文化）的效果を意識した研究をさらに進め、地域における「知」の拠点作りを今後も推進していくべき組織もみられる。

判定結果としては、対象組織（機関）全体として、極めて高いが若干、高いが1割、相応が5割弱の割合であるが、このほかに、研究の社会的効果へほとんど影響を与えていないか、判定の対象事項に該当しなかった教員がいる。

2.4. 諸施策及び諸機能の達成状況

・ 諸施策に関する取組の達成状況

外部研究資金の獲得状況では、科学研究費補助金の採択率の上昇や、採用人事のみならず昇任人事にも公募制を導入するなど、競争意識が芽生え、研究の推進に効果を及ぼしている状況がみられる。また、国際的な共同研究や研究集会の積極的な開催状況もみられる。

・ 諸機能に関する取組の達成状況

共同研究の実施状況では、全般的に学内共同研究をはじめ、幅広い領域・テーマで数多く行われている。また、施設・設備の共同利用の実施が、学内においてかなり活発に行われている状況もみられる。

「特に優れた点等」については、人事関係の方策で公募制によって民間企業勤務経験者も含めた採用を行っている点、外部研究資金獲得に関して多くが外部研究資金への応募件数や科学研究費補助金の獲得率の増加を図っている点、プロジェクト研究や共同研究、国際的な交流、地域課題への取組を推進している点が挙げられている。

「改善点等」については、萌芽の研究の育成・教育実践研究・今日的な教育課題の研究などが十分達成されていない点が挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織（機関）の有する目的及び目標に対するものであり、組織（機関）間の相対比較をするものではない。

研究目的及び目標が十分に達成されている。	0機関
研究目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。	5機関
研究目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。	1機関
研究目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要が相当にある。	0機関
研究目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0機関

2.5. 研究の質の向上及び改善のためのシステム

・ 組織（機関）としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織（機関）としての研究活動等を評価する体制として、個々の教員の研究活動を取りまとめ、年次報告や研究者総覧、Web上での公開や、研究費の業績主義的配分に反映させている組織もみられる。全般的には、自己点検評価委員会等の体制が整備されているが、必ずしも十分に機能しておらず、外部者による研究活動等の評価体制の再検討が必要な組織もみられた。

・ 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

自己点検評価結果等が報告として行われるに留まっており、研究活動等の質の向上及び改善に結び付ける有機的連関をもったシステムを整備することが全般的に期待されている。

「特に優れた点等」については、自己点検・評価の手順がよく整理されている点、外部評価がある程度整備・実行されている点が挙げられている。特に、人事において学外研究者の意見を取り入れて

いる点が挙げられている。

「改善点等」については、自己評価結果等を、研究費の業績主義的傾斜配分の際に反映させているケースもみられるが、全般的には、研究の質の向上及び改善に結び付けるための方策がまだ必ずしも明確にはなっていない点が挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織（機関）の有する目的及び目標に対するものであり、組織（機関）間の相対比較をするものではない。

向上及び改善のためのシステムが十分機能している。	0機関
向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。	3機関
向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。	3機関
向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。	0機関
向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0機関

3. 特記事項の記述

各対象組織（機関）においては、「現状」「課題」「展望」或いは「自己評価書の作成方法」などについての記載があり、機構においてはそれに対し「所見」を付した。

4. 評価実施における諸課題への対応

4.1. 平成13年度着手の評価実施上で生じた課題と対応

評価項目「2)研究内容及び水準」、「3)研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の水準等の割合の記述に当たっては、構成員の総数を記述する予定であったが、その内訳を明確にしたほうがよいという意見があったことから、構成員職種別内訳（教授、助教授、講師、助手）を記述することに変更した。

4.2. 専門委員、評価員から寄せられた主な課題等

評価結果を取りまとめた直後に専門委員・評価員に対して意見を求めた結果、有益であった点として、研究活動や判定結果に関する指数の活用は作業負担の軽減に有効であったなどの意見があったほか、今後の評価の充実・改善へ向けての課題等として、評価者に対する研修等の更なる充実など評価方法等に関する共通理解の増進に向けた意見、評価実施期間の弾力化や評価員の増員を図るなど更なる作業負担の軽減に関する意見、実技系の専門領域における研究現場での調査・分析など評価手続きに関する意見などがあった。

§8 分野別研究評価「工学系」

1. 評価の実施

1.1. 対象組織

国立大学等の工学系分野のうち、設置者から要請のあった次の6組織を対象とし、学部及び研究科等を単位として実施した。

北海道大学(工学部,工学研究科),東京大学(工学部,工学系研究科),
徳島大学(工学部,工学研究科),宮崎大学(工学部,工学研究科),
奈良先端科学技術大学院大学(情報科学研究科),東京工業大学(精密工学研究所)

1.2. 研究評価の対象となる活動

分野別研究評価では、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制(諸施策及び諸機能を含む。)」を意味する「研究活動等」を対象とした。また、大学共同利用機関のように、共同利用装置等から生み出される成果がある場合には、その成果についても評価の対象とした。

1.3. 評価の実施体制

専門委員会は、国公立大学の関係者、社会・経済・文化等の各方面の学識経験者、大学評価委員会委員等からなる計29名の構成により、工学系研究評価の具体的内容・方法等の審議、書面調査等の基本的方法・手順等の共通理解を図るとともに、評価報告書原案等について審議を行った。

評価に当たっては、専門委員会委員による評価チームを3チーム編成し、各チームで2組織ずつを担当し、各チームごとに評価チーム会議を経て、書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成した。

また、専門委員会委員及び評価員(合計95名)で専門領域ごとに6部会(機械系,電気系,情報系,材料系,化学系,建設系)を編成し、個人別研究活動判定票の判定作業を行った。

このほか、評価チーム主査・副主査会議によるチーム間の調整や、合同部会、主査・副主査会議による部会間の調整を行った。

1.4. 評価内容及び項目

評価は、対象組織の「研究活動等」の状況について、次に掲げる各評価項目ごとに研究目的及び目標に即してどの程度貢献(達成・機能)しているかを評価した。評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」については、教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を対象組織の全体及び領域ごとに明らかにするなどの評価を行った。各評価項目に続く()内は、評価項目で何を評価するのかを示す「要素」である。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
(研究体制に関する取組状況,研究支援体制に関する取組状況,諸施策に関する取組状況,諸機能に関する取組状況,研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況)
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
(諸施策に関する取組の達成状況,諸機能に関する取組の達成状況)
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
(組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制,評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況)

1.5. 評価の方法

各対象組織が、研究目的及び目標に即し上記1.4.に掲げる評価項目の要素ごとに設定した観点に基づき、現在の研究活動の状況が、研究目的及び目標を実現する上で、優れているのか、普通なのか、問題があるのかを根拠となるデータ等で確認しつつ分析・調査した。なお、「研究内容及び水準」、「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」の評価項目については、対象領域ごとに組織した部会が個人別研究活動判定票に基づいて行った研究活動の内容及び水準の判定結果も用いて分析・調査した。

次に、観点ごとに分析・調査した結果に基づき、評価項目の要素ごとに研究目的及び目標の実現に向けた貢献（達成・機能）の程度等を次のように判断した。

要素ごとの「貢献の程度等」の判断の方法

要素ごとの貢献の程度等	観点ごとの評価（目安）
十分に貢献している	原則として、全観点の分析のほとんど全てが「優れている」となっている場合。
おおむね貢献している	原則として、全観点の分析の半数以上が「優れている」（「普通」のものうち、貢献度が高いと認められるものを含む。）となっている場合。
かなり貢献している	原則として、全観点の分析が、平均して「普通」となっている場合。
ある程度貢献している	原則として、全観点の分析の半数程度以上が「問題がある」（「普通」のものうち、貢献度が低いと認められるものを含む。）となっている場合。
ほとんど貢献していない	原則として、全観点の分析のほとんど全てが「問題がある」となっている場合。

次に要素ごとの貢献・達成・機能の程度等と観点の重みなどを総合的に判断し、次の「水準を分かりやすく示す記述」により、評価項目ごとの水準を示した。

評価項目ごとの「水準」の判断の方法

水準を分かりやすく示す記述	要素ごとの評価（目安）
目的及び目標の達成に十分貢献している。	原則として、評価項目の要素の全てが「十分に貢献している」となっている場合。
目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	原則として、評価項目の要素が平均して「おおむね貢献している」となっている場合で、改善の必要が若干ある場合。
目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	原則として、評価項目の要素が平均して「かなり貢献している」となっている場合で、改善の必要がある場合。
目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	原則として、評価項目の要素が平均して「ある程度貢献している」となっている場合で、改善の必要が相当にある場合。
目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	原則として、評価項目の要素の全てが「ほとんど貢献していない」となっている場合で、大幅な改善の必要がある場合。

これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

研究活動の内容及び水準の判定

「研究内容及び水準」、「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目のうち、研究活動の内容及び水準の判定に関しては、対象領域ごとに組織した部会が「個人別研究活動判定票」に基づいて次のように行った。判定の方法及び手順については、判定基準の明確化や透明性の確保の観点から専門委員会において「研究活動の学問的内容及び水準等の判定の方法及び手順について」として整理・公表した。なお、各研究業績の判定に当たっては部会ごとに判定基準を検討し、部会ごとの基準の共通理解を図った。

- 1) 1人の教員の研究業績を専門領域の最も近い複数（2人）の部会構成員（評価者）が研究の質を重視して行う「ピアレビュー」により、評価者1人当たり約30人の業績を判定した。個人別研究活動判定票の提出者は1,287人である。
- 2) 部会構成員（評価者）が判定した結果については、部会構成員（評価者）間の調整、部会における審議、合同部会における審議、専門委員会での審議を経て決定した。

- 3) 判定に用いた資料は、対象組織から提出された過去5年間の代表的研究業績(5点以内)、代表的研究業績の特色及び強調点、研究活動業績一覧、個人別研究活動参考資料である。
- 4) 上記判定資料をもとに、各専門領域の特性を考慮しつつ「独創性」「有用性」「新規性」「発展性」「他分野への貢献」などの研究内容面及び研究の社会(社会・経済・文化)的効果の判定を次の根拠により行った。

《独創性の判定》

当該研究内容に、独創的な取組として評価できる実績があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」、独創的な取組として評価できる実績が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究内容が、着想、手法、成果等の面で、まだ先行した発表がなされていない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、一部競合的な研究発表等がなされているが個性的な取組の要素をまだ相当有している内容である場合は「高い」、個性的な取組の要素を有するが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《有用性の判定》

当該研究内容が、現在さらには未来の社会的要請に応えるものであると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、現在さらには未来の社会的要請に応えるものとして評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究内容が、その問題意識の先見性や波及効果の大きさの面で、社会的要請に応えるものであることについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、社会的要請に応える可能性が相当含まれている内容である場合は「高い」、社会的要請に応える可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《新規性の判定》

当該研究内容が、新領域の開拓や新しい価値創出への挑戦(実績確立途上を含む)をしていると判断できる場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、新領域の開拓又は新しい価値創出への挑戦をしていると判断できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究内容が、既存の学問分野や産業領域にはない全く新しい方向性を持つ萌芽的研究であるとか、全く新しい価値をもつ作品や製品を創出するための挑戦的研究であることが疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、既存の研究領域にある程度関連した研究ではあるが、新領域の開拓又は新しい価値を創出する可能性が相当含まれている場合は「高い」、新領域の開拓又は新しい価値を創出する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《発展性の判定》

当該研究による具体的研究成果が、新たな学問分野の発展や、技術の新しい展開をもたらす点で、評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、発展性の側面で評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究内容が、今後発展することについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、発展する可能性が相当程度含まれている内容である場合は「高い」、発展する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《他分野への貢献の判定》

研究業績が普遍的であり、他の学問分野の発展に貢献していると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、他の学問分野への貢献として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。具体的には、当該研究活動なしには対象となる他の研究分野の発展は考えがたい場合は「極めて高い」、他の研究分野の発展に相当高い貢献をしている内容である場合は「高い」、ある程度貢献しているが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《研究の社会(社会・経済・文化)的効果の判定》

研究の成果が、社会、経済又は文化の各領域において、大きな効果(研究の成果によりもたらされた具体的な効果)をあげた非常に高い内容であると判断できる場合は「極めて高い」、相当な効果をあげた内容であると判断できる場合は「高い」、評価できる要素はあるが必ずしも高く

はない内容であると判断した場合は「相応」、ほとんど影響を与えていないか、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無かった場合は「該当せず」ということを目安とする。具体的には、特許の取得だけでは効果があるとは認められず、特許による製品やプロセスが実現していることが必要とされる。

- 5) 研究水準の判定は、研究の内容面での判定結果を踏まえ、全体としての水準を「卓越」「優秀」「普通」「要努力」の4段階で判定した。その方法としては、研究の内容面で判定したそれぞれの事項のうち、最も上位の判定を得た事項の水準を研究水準に反映させる方法をとった。具体的には、原則として、「極めて高い」と「卓越」、「高い」と「優秀」、「相応」と「普通」、「低い」と「要努力」とをそれぞれ対応するものとして取り扱い、そのなかで最も上位であった事項の判定をもって全体としての研究水準の判定とすることを原則とし、その上で、その判定が妥当かどうかを専門家としての判断に基づいて確認した。
- 6) 確認作業として、基礎となる研究の内容面での判定結果を研究水準に反映させるにあたり、まず「普通」の判定についての共通理解を図った。対象研究者が「普通」の水準であるということは、国立大学の教員として十分にその役割を果たし、責任を全うしていることをあらわしている。具体的には、国立大学の教員として期待される質の研究教育活動を行っており、その結果として、例えば、対象期間の5年の間にそれぞれの領域で認知された学会（外国を含む）で掲載に値すると評価された研究論文を发表或、価値ある著作、作品、特許等、創造的活動の成果物を有し、当該領域の学問的発展に十分に貢献している、ということである。次に、その上の水準に当たる「優秀」は、各領域で少なくとも国内的には指導的、先駆的水準とみなされ、若手対象なども含め各種の学会賞や地域での顕彰対象になったり、複数の招待講演等を行っているもの、さらに、「優秀」の中でなお群を抜いて優れたレベルと評価される場合に限り「卓越」の判定がなされる。国際的にも高く評価され、国際的に権威ある学術賞の受賞や招待講演あるいは権威ある国際学会を主宰するなど国際的に指導的、先駆的活動を行っているものである。この点で、権威ある国際学術誌に数編の論文を发表するレベルでは、「卓越」判定がなされていないことに留意する必要がある。
なお、「要努力」については、「普通」の水準に達していないもの、という判断のもとで判定した。
- 7) 研究の社会的効果の判定は、「新技術・新製品の創出」「技術・製品等の改善」「知的財産の形成」「生活基盤の強化」「地域との連携・協力の推進」「政策形成への寄与」「国際社会への寄与」の視点から、「極めて高い」「高い」「相応」の3段階で判定した。

1.6. 意見の申立て

評価結果に対する意見の申立てとして、対象となった6大学（5学部及び研究科、1研究所）のうち、5大学から延べ11件の申立てがあった。主な内容としては、評価結果の記述の一部削除を求めるもの1件、追加を求めるもの3件、修正を求めるもの7件であった。これらの申立てへの対応は、評価結果の記述の一部を修正したものの6件、追加したものの2件、原文のままとしたものの3件となっている。

2. 評価結果の全般的な状況

以下に、各対象組織の評価結果の全般的な状況について、評価項目及び要素ごとの全般的な状況と、特に優れた点及び改善点等として挙げられた事柄を記述するとともに、各対象組織の設定した目的及び目標に即した評価結果の水準の状況を示している。

2.1. 研究体制及び研究支援体制

・研究体制に関する取組状況

組織構成：ほぼ全ての対象組織が大講座制に基礎を置き、従来の学科や専攻の枠組みを越えた研究推進を意図した体制を整えている。またコアグループのような講座（部門）の枠を超えた連携組織とすることにより、学際的領域への機動的な展開が出来るような工夫をしている組織もある。

活性化のための検討組織：ほとんどの対象組織は、研究活動の活性化を検討する専門的委員会を整備し、組織の再編、新組織の立ち上げなど、社会の要請や学問の進展に対応した体制の構築に努めている。これらの流れの中で、多くの組織的研究連携が模索され効果をあげている。

他の研究機関との連携：ほとんどの対象組織が学内では共同研究プロジェクトや共同研究組織の運営に中心的役割を果たしており、学外に対しても、それぞれが置かれた環境に沿って客員講座や寄附

講座の開設を始め、地域共同センターの活用など独自のシステムを構築して新しい時代の社会的要請や地域の課題に取り組んでいる。

若手の育成：ほとんどの対象組織でリサーチアシスタントや日本学術振興会の特別研究員などの制度を活用し、受入れを図っている。

安全管理体制：積極的に取り組んでいる組織もあるが、強化を要する組織もある。

教員人事：多くの組織で公募制が広く浸透し、内部登用を避け、外部研究組織からの採用が増加しており、教員の流動化の方針が効果をあげつつある。任期制は一部で助手層等への適用が試みられ活性化を保つ取組がなされている。

・研究支援体制に関する取組状況

学内外の共同利用研究施設の運営に関わる技術職員の配置については、技術部などを設置して少ない定員の有効活用を工夫しており、学内の情報関連担当者など、特に新しいサービスシステムの技術者の確保に工夫が払われている。いずれの対象組織においても、研究支援者の絶対数は不足しており、特に小規模の組織ほど教員への負担が増大している。

・諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の振興：いずれの対象組織においても学長裁量経費や外部研究資金などの経費を基礎に学科・専攻、あるいは学部・研究科の枠を越えた特徴ある共同研究プロジェクト振興策が見受けられる。

研究スペースの確保：既存スペースの運用の工夫や競争的資金による新設などがなされている組織がある。

研究環境の整備：全ての対象組織で程度の差はあるものの、大型研究設備、図書館、情報関連施設等の整備が高水準でなされており、それらの自在な利用、電子ジャーナルの導入、高速学内LANの導入など、優れた研究環境がおおむね確保されている。

研究資金の配分・運用：奨学寄附金等の外部研究資金を活用した若手の海外渡航基金の創設や間接経費を活用した安全対策費の捻出などの工夫がなされている。

国際交流：研究集会の開催を含め、多様な外国人研究者の受入れプログラムによる外国研究機関との学術交流は活発であり、国際共同研究も様々に実施されている組織が多い。

・諸機能に関する取組状況

施設・設備の共同利用サービスは、全ての組織で整備され、高度な研究機器の学外からの利用をも可能にしている。共同研究に関してはほぼ全ての組織で、地域共同研究センターなどが設置され、学外とのインターフェイスとしての機能を果たしている。

・研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

全ての組織でホームページが広く活用されている。

特に優れた点等

特色ある取組の例： 情報系や生命系などの新領域の研究科や専攻の立ち上げ、 附属研究施設の見直しや新しい機能の付与、 助教授・助手への任期制導入と同時に教授プレゼンテーションを導入するなどの活性化を図る取組、 大学院生や博士研究員に対して外部研究資金などを利用して研究補助者として採用するなどの支援体制の導入、 工学の理念・将来構想を明示し、出版して広く世に問う試みや、理念実現のための継続的努力として運営諮問会議や若手フォーラム活動がなされている点が挙げられており、 建学の理念の浸透は、教職員や学生の意識に優れた効果をもたらすことが認識されている。また、 地域連携の面で地域的な課題に対する積極的な取組をしている点も挙げられている。

改善点等

改善点等の例： 安全管理体制に関しては組織的に取り組まれているが、さらに強化が必要な点が挙げられている。一部組織では研究連携は個人の努力に依存し、組織としての取組は始まったばかりという意味で改善の余地のある所もみられた。人事面では、母校出身の教員の割合が高いケースや、教員の資格審査における透明性の点で検討の余地が挙げられている。なお、内部昇任人事の割合の低下は、一方で助教授や助手層の高年齢化を引き起こす傾向もあり、更なる流動化の促進は一大学のみでの努力では限界と問題があることも指摘されている。若手の育成に関しては、待遇面・研究費の配分の面で質・量共に十分とはいえず、制度的側面での改善の余地が挙げられている。共同利用施設の運営に関わる技術職員の配置についても、質・量面での充実の更なる改善が挙げられている。

プロジェクト研究スペースの確保に関しては、既存スペースの利用度におけるアンバランスの解消など、スペースの再配分を含めた合理的な利用の検討課題が残されているケースも挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

研究目的及び目標の達成に十分貢献している。	0機関
研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。	4機関
研究目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。	2機関
研究目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。	0機関
研究目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。	0機関

2.2. 研究内容及び水準

全ての対象組織が国際的に高い水準の研究推進を目標に掲げている。組織の規模に応じて様々な領域で国際的水準の研究活動を展開し、その取組に対して国際的に高い水準の研究成果を出している。地域連携を目指した研究でも高い水準の研究成果が得られている。

工学系の研究水準の判定に際しては先にも述べたように、「卓越」水準は国際的にも極めて優れた指導的水準、「優秀」水準は国内的に指導的なレベルにある優れた水準、「普通」水準は国立大学の教員として、十分な業績と判断される水準という、研究の国際水準を強く意識した判定基準を採用した。その結果、「卓越」水準が全体として1割以下となった。これは、従来の他分野における判定結果に較べれば数値的にかなり低く見えるが、上述のとおり、国際的にも厳しい基準を採用した結果であることに留意する必要がある。

判定結果としては、対象組織全体として、卓越が1割弱、優秀が3割、普通が5割強、要努力が1割弱の割合であるが、このほかに研究内容の判定の対象事項に該当しなかった教員がいる。

2.3. 研究の社会(社会・経済・文化)的效果

各対象組織から提出された自己評価書には、各組織が判定した高い水準の社会的効果を示した研究内容が紹介されている。そこには国際的にも画期的な様々な新技術・新製品に関するもの、地域の課題解決を実現したものなど極めて多様な社会的効果が提示されている。

判定結果としては、対象組織全体として、極めて高いが若干、高いが2割弱の割合であるが、このほかに、相応及び対象事項に該当しなかった教員がいる。

2.4. 諸施策及び諸機能の達成状況

・ 諸施策に関する取組の達成状況

プロジェクト研究：いずれの対象組織においても、学科・専攻、あるいは学部・研究科の枠を超えた特徴ある共同研究プロジェクトが実施され、領域横断、領域融合的な研究成果をあげており、積極的に外部へ還元することを通じて外部研究資金の高い獲得を達成している組織が多い。

資金配分：様々な工夫により、若手教員や大学院生の海外渡航、技術職員の研修、留学生等への支援や研究集会の開催、大学間交流協定の締結等への支援が多く、組織で行われている。

社会連携：時代を先取りする課題に関するシンポジウム、研究成果を発信するためのフォーラムやセミナーの開催、ホームページの充実など社会との連携を意図した創意工夫がなされ、地域に固有な課題の優先的な取り上げなど、地域との積極的な連携を意識した取組が成果をあげている組織が多い。

・ 諸機能に関する取組の達成状況

いずれの組織においても共同利用施設等の利用度は高く、高額な研究機器の機能が活用されている。また、地域共同研究センターなどが様々な形の共同研究や交流事業を推進し成果をあげ、地域連携の機能を発揮している。

特に優れた点等

特色ある取組の例： 外部研究資金について、外部研究資金の割合が全予算の35%に達する組織や、大学院生の指導能力育成に大きな効果のあるティーチングアシスタントに対する予算不足を自主財源で補填している点が挙げられている。また、アンカーパーソンの配置による地域連携窓口機能の強化や 地場産業からの卒論テーマの提案募集などを行っている点も挙げられている。

改善点等

改善点等の例： 外部研究資金について組織的な取組が弱く、なお一層の強化が挙げられる。 人事面において活性化の取組の効果が現れてきている部分もあるが、なお一層の取組の強化も挙げられて

いる。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

研究目的及び目標が十分に達成されている。	0機関
研究目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。	6機関
研究目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。	0機関
研究目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要が相当にある。	0機関
研究目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0機関

2.5. 研究の質の向上及び改善のためのシステム

- ・組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

全ての対象組織で、自己点検委員会による自己点検と外部評価を受け、報告書を刊行し、それらの結果を教員にフィードバックしている。また、個々の教員の研究活動に対する評価データが蓄積され、あるいはそのための取組が開始されている。

- ・評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

個人単位の研究活動に対する評価情報も広く提供され、個々の教員にもフィードバックされているが、質の向上は教員個人の良識にゆだねられる場合がほとんどであり、今後の組織的な取組が待たれる組織が多い。

特に優れた点等

特色ある取組の例： 組織により、教員の採用・昇任に際して、教育研究・社会貢献活動など多面的評価を実行しているケースや 60歳での研究業績審査制度、教授プレゼンテーションなどの導入による活性度の維持に努めるケースも挙げられている。

改善点等

改善点等の例： 一般的な個々の教員の研究評価を、組織として行う試みには至っておらず改善の必要性が挙げられている。外部評価の結果を改善に結びつけるための取組体制等については、組織によりかなりの差がみられるので更なる改善が挙げられている。

目的及び目標に即しての本評価項目の水準の状況は以下に示すとおりである。

なお、これらの水準は、各対象組織の有する目的及び目標に対するものであり、組織間の相对比较をするものではない。

向上及び改善のためのシステムが十分機能している。	0機関
向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。	2機関
向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。	4機関
向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。	0機関
向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。	0機関

3. 特記事項の記述

各対象組織においては、「現状」「課題」「展望」或いは「自己評価書の作成方法」などについての記載があり、機構においてはそれに対し「所見」を付した。

4. 評価実施における諸課題への対応

4.1. 平成13年度着手の評価実施上で生じた課題と対応

- ・評価項目「2)研究内容及び水準」、「3)研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の水準等の割合の記述に当たっては、構成員の総数を記述する予定であったが、その内訳を明確にしたほうがよいという意見があったことから、構成員職種別内訳（教授、助教授、講師、助手）を記述することに変更した。

また、領域は「機械系」「電気系」「情報系」「材料系」「化学系」「建設系」の6領域を各機関について記述することを予定していたが、奈良先端科学技術大学院大学と東京工業大学精密工学研究所については、それぞれの対象領域における該当者が少数であったことから、「組織全体」のみの判定結果を記述することに変更した。

- ・ 評価報告書の作成に当たって、評価作業の過程で用いた「要素ごとの貢献（達成又は機能）の程度」の5段階の判断（十分，おおむね，かなり，ある程度，ほとんど）についても，水準の判断方法の明確性の確保や，評価結果をより分かりやすく社会に公表するという観点から，各要素ごとに記述した上で，評価項目の水準を記述することに変更した。
- ・ 評価結果における「評価項目 2)研究内容及び水準」の研究の内容面及び「評価項目 3)研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の「組織全体及び領域ごとの判定結果」の判定の記述については，「相応」以下は示さないことに変更した。

4.2. 専門委員，評価員から寄せられた主な課題等

評価結果を取りまとめた直後に専門委員・評価員に対して意見を求めた結果，有益であった点として，書面調査では分かりにくい実情の把握に訪問調査が有効であったなどの意見のほか，今後の評価の充実・改善へ向けての課題等として，評価員数の増や個人別研究活動判定票の書き方の工夫，Web等を活用した関連資料の閲覧など研究活動判定に当たっての作業負担の軽減に関する意見，評価担当者の相互理解のための会議・研修の充実など評価方法等に関する共通理解の増進に向けた取組に関する意見などがあつた。

評価の実施を通じて共通に認識された課題と今後の評価に向けての改善方策

1. 平成14年度着手の評価に向けた取組等

機構では、評価システムに改善を施すため、評価の要所要所において関係機関等への意見の照会を行ってきた。平成13年度着手分の評価に関しても同様に、大学評価事業の実施基本評価を策定するに際して、関係団体等12団体に意見照会(平成13年5月)、平成13年度着手の自己評価終了直後に、自己評価の方法等について対象機関113機関に意見照会(平成14年8月)、評価の実施要項等(平成14年度着手の大学評価実施大綱及び自己評価実施要項)の策定に際して、関係団体等16団体に意見照会(平成14年11月)等を行ってきた。

また、平成13年度着手の評価結果を専門委員会段階で取りまとめた直後に、当該専門委員会委員及び評価員に対して、評価を経験した立場からの意見を求めた。さらに、評価の終了後に、対象機関、関係団体等に対して、評価全般に関する意見聴取を行うことを予定している。

2. 平成14年度着手の評価での改善点等

今回の評価を通じて明らかになった課題等は、主に以下の2.1.～2.8.に示すように、現在進行中の平成14年度着手の評価(自己評価期間:平成15年1月～7月、評価結果の確定:平成16年3月)で可能な限り解決を図った。ちなみに、平成14年度着手分では全学テーマ別評価として「国際的な連携及び交流活動」が、また、分野別教育評価、分野別研究評価では、「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」の分野での評価が進行中である。

2.1. 目的及び目標の整理と評価項目・要素の対応関係等の明確化

目的及び目標については、これまで、対象となる活動の意図や課題として整理していたが、評価項目等との対応関係がわかりにくい、その説明内容が曖昧であるとの指摘等を踏まえ、平成14年度着手分においては、特に「目標」については評価を行う際の直接的な基準となることから、対象となる活動等との関係をより明確にするため、全学テーマ別評価では、各大学等に「対象となる活動及び目標の分類整理表」を求めつつ、その関係を明らかにしていくこととした。

分野別教育評価及び分野別研究評価では、評価項目・要素との関係をより明確にする必要性から、「自己評価書様式」に目的及び目標の対応関係並びに評価項目・要素との関連が分かるよう、自己評価実施要項に項立て、番号付け等の仕方について示した記載例を添付することとした。

また、「観点ごとの評価結果」の記述に当たっては、各大学等に対応する目標を示した上で記述することを求め、その関係を明らかにするよう改めた。

2.2. 評価の際に一般的に必要な観点の例示

評価の観点例については、各評価項目で評価する際に一般的に、あるいは場合によって想定できるものを「評価実施手引書」(機構の評価担当者が評価する際に用いるもの)に掲載した内容を「自己評価実施要項」(評価対象機関が自己評価を行う際に用いるもの)に参考となるよう転載してはいたが、評価に用いる観点例の精選・充実あるいは目的及び目標や評価項目との関係から見た評価観点の説明の充実等を求める意見等があったことを踏まえ、平成14年度着手分においては、大学等が自己評価する際に必要となるものとして位置付け、「自己評価実施要項」に添付することとした。

全学テーマ別評価では、大学等が自己評価を行う際に一般的に必要なと思われる観点を精選して例示している。

分野別教育評価及び分野別研究評価では、大学等が自己評価を行う際に一般的に想定できる観点を精選して例示し、併せて、根拠となるデータ例等の精選、観点例に対応する根拠となるデータ例等の対応関係の例示等を添付している。

2.3. 全学テーマ別評価の「とらえ方」と「目的」の統合

全学テーマ別評価では、対象となるテーマを各大学等の教育研究活動等の中でどのようにとらえ位置付けているかを「とらえ方」として整理していたが、対象機関から「目的」と「とらえ方」の整理が難しい等の指摘があったこと、「とらえ方」と「目的」は当該活動を行う全体的な意図として密接に関係することを踏まえ、平成14年度着手分においては、これらを統合し、「目的」として整理していく方法に改めた。

2.4. 分野別教育評価の「施設・設備の整備・活用」についての評価の方法の変更(要素の統合)

分野別教育評価では、「施設・設備の『整備』、『活用』」については、評価項目2「教育内容面での取組」で「施設・設備の『整備』」を、評価項目3「教育方法及び成績評価面での取組」で「施設・設備の『活用』」について評価をしていたが、論理的に理解できても、実際には切り分けが困難であるとの指摘等を踏まえ、評価項目3「教育方法及び成績評価面での取組」で内容を統合し、この中で「施設・設備の整備・活用」としてまとめて評価する方法に改めた。

また、評価項目5「学習に対する支援」の学習環境(施設・設備)の整備・活用については、この評価項目の視点である、学習支援面からの学習環境の整備・活用という趣旨を明確にするため、「自主的学習環境(施設・設備)の整備・活用」と改めた。

2.5. 水準を分かりやすく示す記述法の変更とその判断の考え方の明示

評価項目の水準を分かりやすく示す定型表現については、

「十分に貢献(達成,機能)している」

「おおむね貢献(達成,機能)しているが,改善の余地もある」

「かなり貢献(達成,機能)しているが,改善の必要がある」

「ある程度貢献(達成,機能)しているが,改善の必要が相当にある」

「貢献しておらず(達成,整備が不十分であり),大幅な改善の必要がある」

の5種類とし、評価項目ごとに各大学の目的及び目標に照らした貢献の程度等を記述していたが、

「おおむね」と「かなり」の表現の違いがわかりづらい等の指摘から、平成14年度着手分においては、定型表現の「かなり」を「相応に」に変更した。

貢献の程度等と改善についての程度等の表現「改善の余地もある」、「改善の必要がある」等を併せた形で示していたが、「どの程度貢献しているか」ということと「どの程度問題があるか」という二面性をもっており、判断が難しいという指摘等を踏まえ、以下のように各評価項目の貢献の程度等のみで端的に示すこととして、改善についての程度等を付さない形にした。

十分に貢献(達成,機能)している。

おおむね貢献(達成,機能)している。

相応に貢献(達成,機能)している。

ある程度貢献(達成,機能)している。

ほとんど貢献(達成,機能)していない。

評価項目の水準等の判断方法等についての提示は、評価実施の前に示されるべきとの指摘等があったことを踏まえ、平成14年度着手分では、各大学等において、その水準を判断する際の参考となるよう、その判断方法を自己評価実施要項に示した。併せて、全学テーマ別評価については、水準の判断に当たって、各大学等で特に考慮した事項があればその事項について自己評価書に記述できるようにした。

2.6. 目的及び目標の事前調査の早期化

平成13年度着手分では、目的及び目標の事前調査の回答期限を4月末とし、調査結果の大学等へのフィードバックを6月上旬としていた。

平成14年度着手分では、対象機関に調査結果がフィードバックされてから自己評価書の提出期限までの期間が短い等の指摘を踏まえ、大学等の自己評価作業の可能な限り早い段階に調査結果を供することが必要であるとの観点から、事前調査の実施時期を早め、調査結果の大学等へのフィードバックの時期を5月末とした。

2.7. 特記事項に対する「所見」の取扱いと見直しについて

機構の行う評価では、教育研究活動等を多面的に評価するために、評価項目ごとの評価を実施している。しかし、評価項目全体を通じた視点からの補足的事項や今後の改革課題・将来構想等の展望などを記述することが必要あるいは適切な場合もあることから、これらを任意に記述できる「特記事項」の項目を評価とは別の位置付けとして平成13年度着手より設け、提出された「特記事項」については、機構においても、機構が行った評価結果から見た所見を記述することとした。しかし、具体的な評価実施の過程において、各大学等から

提出された内容が多様である特記事項に対し評価結果を踏まえ、客観的な所見を付すことの困難性とそれに対する評価者への負担が指摘がされたこと等を勘案し、平成14年度着手分においては、特記事項の項目は引き続き設けるが、特記事項に対する「所見」は付さないこととした。

2.8. 今後の課題等

この他、各方面からの様々な意見等の中で、評価担当者の共通の理解を促進するための研修等の充実、対象機関で実施する自己評価の方法等に対する共通理解を促進するための説明等の充実、評価作業期間の十分な確保・作業負担の軽減については、平成14年度着手の評価実施に向け問題点として改善や工夫を施しているところである。また、実施スケジュールが年度を跨ぐなどの実施時期に関する指摘等については、今後評価活動の定着を待たなければ現状ではただちに対応できないものもあり、こうした課題については平成14年度着手の評価の実施と並行して問題を認識しつつ検討を継続しているところである。

おわりに

平成13年度着手の評価報告書は、大学評価委員会委員、専門委員、評価員の多大な貢献のもと作成されたものである。もとより評価は、自己評価書を作成した対象機関をはじめとする幅広い関係者の協力の下実施されるものであり、このため、評価の実施に当たっては、関係各位の意見を十分に組み込みながら進めてきた。その過程において、明らかになった問題点については可能な限り改善を図り、平成14年度着手の評価システムの中に生かされている。他方、現在の試行として実施している評価には、様々な問題が指摘されている。それらも十分に分析・検討の上、開放的で進化する評価となるよう今後の評価システムの改善に反映していきたい。

現在、国立大学の法人化、認証評価、専門職大学院の評価等、さらには機構自身の法人化と、機構の設立当初には視野の中に組み込まれていなかった変革が続いている。機構では、こうした変化に適切に対応できるよう、新たな評価システムのあり方についても、別途、検討会議を設け具体的な検討を開始している。試行的実施期間中に得られた知見を無駄にすることなく、良いものは残しつつ、課題として残された問題を発展的に解消できるよう、現在の評価の延長上に新たな評価システムを構築することを目指している。

関係各位の更なる御助言、御協力を期待するものである。